

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第1号)

(衆議院 23.8.11修正議決 参議院 8.22財政金融委員会付託 8.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行

財政法第4条第1項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額(平成23年度一般会計第2次補正後予算において36兆9,880億円)の範囲内で、公債を発行することができる。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、この法律の題名を改め、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる歳出の増加に充てるために必要な財源の確保に係る規定を削除するとともに、施行期日を公布の日に改める内閣修正が行われた。

また、衆議院において、政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度の補正予算において必要な措置を講ずる旨の規定を加える修正が行われた。

【附帯決議】(23.8.26財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 近年公債発行額が税収を上回る等、極めて深刻な財政状況にあることを真摯に受け止め、歳出の徹底した見直し・削減を図ることにより、東日本大震災からの復旧・復興に必要な資金の確保とともに、特例公債の発行額の抑制にも最大限努めること。
 - 一 子ども手当の見直しによる歳出の削減に関しては、平成23年度第3次補正予算において、減額補正を含む必要な措置を講ずる等、本法律案附則を確実に遵守するとともに、農業戸別所得補償制度、高校の実質無償化については、今後の制度の在り方を含めて必要な見直しの検討を行い、平成23年度第3次補正予算及び平成24年度予算の編成プロセスなどに当たり、政策効果の検証を基に、誠実に対処すること。また、高速道路無料化については、平成24年度予算概算要求において計上しないこととする。
 - 一 欧州信用不安や米国債の格下げ等、国際的に国債の信認に対して厳しい視線が寄せられている中、国債残高が累増している我が国において国債に対する信認確保の重要性が一層増加していることを踏まえ、償還確実性に対する疑念を生じさせることのないよう国債償還に関する諸制度の運用を図るとともに、国債管理政策の手法に関する新たな幅広い議論にも十分に配慮すること。
 - 一 国債の安定消化に向けて、投資家の金利リスク管理及び国債の流動性維持等に資する国債発行・流通環境の整備に努めること。
 - 一 國際的な金融情勢が不確実さを増す中、公的年金の運用に当たっては、安全性の高い運用を基本とし、適切な資産負債管理（ALM）を行うこと。
- 右決議する。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、所得税の諸控除の見直し、法人税率の引下げ、相続税の基礎控除及び税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人所得課税

- 1 紹与所得控除に上限を設定する。
- 2 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止する。
- 3 成年扶養控除について、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえ、控除を縮減する。

二、法人課税

- 1 法人税率を30%から25.5%へ引き下げる。
- 2 中小法人に対する軽減税率を18%から15%へ引き下げる。

三、資産課税・消費課税

- 1 相続税について、基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を引き上げる。
- 2 贈与税について、直系卑属(20歳以上)を受贈者とする場合の税率構造を緩和するとともに、受贈者に孫を加えるなど、相続時精算課税制度の見直しを行う。
- 3 地球温暖化対策のための税を導入する。

四、納税環境整備

納税者権利憲章の策定、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、処分の理由附記の実施、名称の変更等、国税通則法について見直しを実施する。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成23年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、「所得税法等の一部を改正する法律案」から題名を改めるとともに、雇用促進税制等政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、期限切れ租税特別措置の延長等の措置を削除する内閣修正が行われた。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 23.3.25可決 参議院 3.29財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を引き続き期するため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が失効するものとされる期限(平成23年3月31日)を、平成24年3月31日まで1年間延長するものである。

【附帯決議】(23.3.30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置については、引き続き迅速かつ弾力的な対応が行われるよう特段の配慮を払うとともに、今後の復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切にこたえる対策を講ずること。
- 一 震災前にあっても、中小企業者等の業況及び資金繰りが、改善しつつあるものの依然厳しい状況にあることのかんがみ、期限延長後においても、金融検査及び監督の適切な運用と、政策金融及び信用保証制度の充実等に努めること。

右決議する。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における扶養控除の見直し及び更正の請求期間の延長等の納税環境整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税

- 1 成年扶養控除の対象者を成年扶養親族のうち、年齢65歳以上70歳未満の者、学生、障害者、要介護認定等を受けている者等や合計所得金額が500万円未満の納税義務者の成年扶養親族とする。
- 2 退職所得に係る10%税額控除を廃止する。

二、納税環境整備

納税者が更正の請求を行うことができる期間を5年に、課税庁が更正及び決定を行うことができる期間を5年に、それぞれ延長する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成23年4月1日から施行する。なお、一の2の改正は平成24年1月1日から、一の1の改正は平成25年1月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 23.3.22修正議決 参議院 3.29総務委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成23年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う等の加算額1兆8,150億円、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加算した額から、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額を控除した17兆3,734億円とする。
- 2 交付税特別会計借入金を平成23年度から平成62年度までの各年度において償還することとともに、平成24年度から平成38年度までの間における国的一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例等を改正する。
- 3 平成23年度から平成25年度までの間における措置として「雇用対策・地域資源活用推進費」を設けるほか、平成23年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 4 地方交付税総額における特別交付税の割合を、現在の6パーセントから、平成26年度においては5パーセントに、平成27年度以降においては4パーセントに順次改め、普通交付税に移行するとともに、大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例を設ける。

二、地方財政法の一部改正

平成23年度から平成25年度までの間に限り、地方財政法第5条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債（臨時財政対策債）を起こすことができるとする旨の特例を設ける。

三、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

平成23年度における子ども手当の支給等に伴い地方特例交付金制度を改正する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、平成23年4月1日から施行する。

なお、特別交付税の割合に係る改正について、政府案では平成23年度から実施することとされて

いたものを、衆議院において、これを3年間凍結し、平成26年度から実施することとする修正が行われた。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 23.3.10可決 参議院 3.23総務委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年度以降も引き続き公害防止対策事業の促進を図るために国の財政上の特別措置を継続する必要があることから、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の適用期限（現行 平成23年3月31日）を10年間延長し、平成33年3月31日までとともに、廃棄物処理施設の設置の事業等について、同法律の対象事業から除くこととしようとするものである。

関税税率法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 23.3.25可決 参議院 3.29財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、特恵関税制度、関税率等について所要の改正を行うとともに、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの充実・強化等を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特恵関税制度の改正

平成23年3月31日に適用期限が到来する特恵関税制度について、適用期限を10年延長するとともに、鉱工業製品に対する年間の特恵適用の限度枠の廃止、鉱工業製品の特恵税率の引上げ等を行う。

二、個別品目の関税率の改正

硝酸バリウム等の関税率の撤廃等を行う。

三、暫定関税率等の適用期限の延長等

平成23年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、適用期限を1年延長するとともに、同日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、適用期限を3年延長する。

四、貿易円滑化のための税関手続の改善

- 1 貨物を保税地域等に搬入した後に行うものとされている輸出申告について、貨物を保税地域等に搬入することなく行うこと可能とする。
- 2 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された認定通関業者又は認定製造者が関与する輸出申告に係る貨物について、保税地域等に搬入することなく輸出の許可を受けることを可能とする。

五、税関における水際取締りの充実・強化

- 1 外国貿易機等の運航者等に対し、入港前に事前旅客情報に加えて予約情報等についても報告を求めることを可能とする。
- 2 不正競争防止法に規定する技術的制限手段を回避する装置を提供する行為を組成する物品を輸出入してはならない貨物に追加する。

六、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成23年4月1日から施行する。

【附帯決議】(23.3.30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害が広範囲にわたり大規模に発生していることに

- かんがみ、多大な被害を受けた地域における関税を始めとする国税の申告・納付等の期限の延長については、被災者の状況に十分配慮して行うとともに、地震の被害に対応した税関手続の簡素化等により、迅速かつ円滑な通関が行われるよう、柔軟な対応に努めること。
- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
 - 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図るため、税関職員の定員の確保、高度な専門知識を要する職務に従事する税関職員の待遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 23.3.25可決 参議院 3.29財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社及び国際開発協会に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなるのに伴い、我が国これらの機関への出資額を増額するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同基金に対し、308億2,050万特別引出権に相当する金額（現行は156億2,850万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができる。
- 二、国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、38億4,440万協定ドルの範囲内において出資することができる。
- 三、国際金融公社に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同公社に対し、従来の出資の額のほか、2,136万合衆国ドルの範囲内において出資することができる。
- 四、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,345億8,422万円の範囲内において、出資することができる。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案(閣法第9号)

(衆議院 23.3.31撤回)

【要旨】

本法律案は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成23年度において、子どもを養育している者に対し、3歳未満の子どもには一人につき月額2万円の、3歳以上の子どもには一人につき月額1万3,000円の子ども手当を支給するとともに、保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業等の実施に要する経費に充てるため、市町村又は都道府県に対し、交付金を交付しようとするものである。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 23.4.15可決 参議院 4.18厚生労働委員会付託 4.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、戦傷病者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成15年4月2日以後に戦傷病者等の妻となった者に対し、額面15万円又は7万5,000円、5年償還の国債による特別給付金を支給する。
- 二 平成15年4月2日以後に、昭和6年9月18日以後昭和12年7月7日前に公務上の傷病にかかつた軍人の妻となった者に対し、額面15万円又は7万5,000円、5年償還の国債による特別給付金

を支給する。

三 平成15年4月1日から平成18年9月30までの間に戦傷病者等が平病死した場合に、その妻に

対し、額面5万円、5年償還の国債による特別給付金を支給する。

四 この法律は、平成23年10月1日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 23.4.15修正議決 参議院 4.18外交防衛委員会付託 4.20本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、外務公務員の子女教育手当の支給額及び支給方法を改定する。

二、東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

三、在ジャカルタ日本国総領事館、在マニラ日本国総領事館、在ポートモレスビー日本国総領事館、在リマ日本国総領事館及び在ロンドン日本国総領事館を廃止する。

四、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

なお、衆議院において、施行期日を平成23年4月1日から公布の日に改めるとともに、改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定は平成23年4月1日から、子女教育手当の支給額に関する規定は施行日の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用するものとする等の修正が行われた。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 23.3.25可決 参議院 3.25国土交通委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等に鑑み、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成23年度以降の5箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、国土交通大臣が指定した踏切道の改良に関する手続の見直し等を実施しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 土国交通大臣による指定期間の延長

国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成23年度以降の5箇年間において改良することが必要と認められるものについて、指定するものとする。

二 立体交差化等に係る指定を受けた踏切道の改良に係る手続の見直し

1 踏切道の改良に係る計画のうち、立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画（以下「立体交差化計画等」という。）であつて鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者が作成するものについて作成及び提出の義務付けを廃止し、任意の作成及び提出とする。

2 立体交差化計画等を作成するときは、一に規定する期間（以下「指定期間」という。）において踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、指定期間を経過した後に当該踏切道を改良することをその内容とすることができるものとする。

3 鉄道事業者及び道路管理者は、指定期間において指定の際に定められた改良の方法により（立体交差化計画等を提出した場合又は国土交通大臣により立体交差化計画等が作成された場合においては、当該立体交差化計画等に従い）、当該踏切道の改良を実施しなければならないものとする。

三 附則

この法律は、平成23年4月1日から施行するものとする。

内閣府設置法の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 23.3.29可決 参議院 3.30内閣委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体が、地域の実情に即した事業又は事務をより的確に実施することができるようすることを目的として、地方公共団体に対する複数の補助金等を内閣府に一括して計上することを可能にするため、内閣府の所掌事務に関する規定について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣府の所掌事務として、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することを規定する。

二、この法律は、平成23年4月1日から施行する。

【附帯決議】(23.3.31内閣委員会議決)

政府は平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害の甚大性・広域性等にかんがみ、地域自主戦略交付金についてはその存続の是非も含め、平成24年度以降の取扱いについて検討し、平成23年中に結論を得るものとする。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 23.3.31可決 参議院 4.11法務委員会付託 4.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を45人増加し1,827人に改める。

二、この法律は、平成23年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 23.3.31修正議決 参議院 3.31文教科学委員会付託 4.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るために、公立の小学校の第1学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行う等の所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、学級編制の標準の改定

公立の小学校の第1学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準を40人から35人に引き下げる。

二、学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直し

都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、学校の設置者が従うべき基準としての位置付けを改め、標準としての基準とともに、市町村立義務教育諸学校の学級編制についての市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務付けを廃止し、事後の届出制とすること。

三、施行期日等

1 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。ただし、二に関する事項は、平成24年4月1日から施行すること。

2 政府は、この法律の施行後、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に關し、公立の小学校の第2学年から第6学年まで及び中学校（中等教育学校の前期課程を含

む。)に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。

なお、衆議院において、題名を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に改めること、教職員定数の算定に係る加算が行われる場合等に關し、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に關し専門的な指導が行われる場合を加えるとともに、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていること等について特別の配慮を必要とする事情を明記すること、県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、当該市町村における児童又は生徒の実態等に係る事情等を明記すること、この法律の施行期日を「平成23年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」等に改めること、平成23年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置を講ずるものとすることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(23.4.14文教科学委員会議決)

- 政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
- 一、本法の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な実施に向けて、最大限努力すること。
 - 二、加配措置に係る定数に関しては、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教員が配置できるよう予算の確保に努めること。
 - 三、近年の非正規教員の増加に鑑み、真に必要な教員については、積極的に正規採用するなど、計画的・安定的な教員配置に努めること。
 - 四、学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しに当たり、市町村間による教育格差が発生・拡大しないよう努めること。
 - 五、複式学級の解消に努めるとともに、特別支援教育を受ける児童生徒がより手厚い支援を受けられるよう特別な配慮を行うこと。
 - 六、日本国憲法の要請に基づく義務教育費国庫負担金については、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう予算の確保に努めること。
 - 七、東日本大震災により被害を受けた地域（被災した児童生徒が転学した地域を含む。）に対し、附則第6項に規定する教職員定数に係る特別の措置、被災した学校施設の復旧、児童生徒に係る就学援助等、必要な支援を迅速に行うため、早急に補正予算等により対応すること。
 - 八、被災した児童生徒及び教職員の心のケアのため、スクールカウンセラーの配置の充実等人的体制の整備に努めること。
 - 九、全国の学校施設の耐震化等災害対策の早急な促進が図られるよう万全を期すること。
 - 十、学級数に基づく基礎定数と加配定数を組み合わせた現行教職員定数配置の在り方について、検討すること。
- 右決議する。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 23.4.15可決 参議院 4.18文教科学委員会付託 4.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、学術の振興を図るため、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、学術研究の助成に関する業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、振興会は、学術の研究に關し必要な助成を行う業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの等に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設けるものとし、政府は毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、当該基金に充てる資金を補助することができるものとすること。
- 二、振興会は、学術研究助成基金を財源として実施する業務について、特別の勘定を設けて経理し

なければならないものとすること。

三、振興会は、毎事業年度、学術研究助成基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとすること。

四、この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】 (23.4.19文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学術研究助成基金について、研究機関及び研究者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な運用に最大限努力すること。

二、基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金を始めとする研究予算の確保に努めるとともに、制度改正後における科学研究費補助金の執行状況等を踏まえて基金化による効果を検証し、必要に応じて、基金対象の拡大を含めた制度の改善を図ること。

三、科学研究費補助金の執行について、不正使用防止対策を徹底し、その適正な執行を図ること。

四、将来を担う若手研究者の育成の重要性に鑑み、若手研究者を対象とする科学研究費補助金の研究種目については、採択率の向上に努めること。

五、国民の安全・安心を確保する見地から、災害及び原子力安全に関する研究を充実するとともに、広く国民への情報提供に努めること。

六、東日本大震災で被害を受けた大学等及び独立行政法人の研究施設・設備の早期復旧に万全を期すこと。

右決議する。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 23.3.29可決 参議院 3.29国土交通委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 港湾法の一部改正

1 国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港格の追加

港湾の種類について、特定重要港湾を廃止し、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾である国際戦略港湾及び国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾である国際拠点港湾を追加する。

2 直轄港湾工事の対象の追加及び費用に係る国の負担割合の設定

国土交通大臣が行う港湾工事に国際戦略港湾における一定の国際海上コンテナ埠頭の荷さばき地に係る港湾工事を追加するとともに、国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定める。

3 港湾運営会社制度の創設

国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾運営会社（以下「運営会社」という。）として指定し、運営計画の変更認可その他所要の監督規制を設ける。

4 運営会社に対する港湾施設の貸付け

国土交通大臣及び港湾管理者は、運営会社に対して、行政財産である港湾施設を貸し付ける

ことができるものとする。

5 運営会社に対する無利子貸付制度の創設

公社等に限定されている無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における運営会社に拡大するものとする。

6 運営会社の株主の議決権の保有制限

地方公共団体等以外の者は、運営会社の株式について、保有基準割合（原則として総株主の議決権の100分の20）以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないものとする。

二 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正

港湾管理者による指定会社の株式の保有義務を廃止し、地方公共団体等以外の者は、指定会社の株式について、保有基準割合（原則として総株主の議決権の100分の20）以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成23年4月1日から施行するものとする。

【附帯決議】(23.3.31国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であることに鑑み、被災した港湾施設の早期復旧を図るとともに、緊急支援物資、復旧復興資機材等の輸送体制を早期に確保し、被災者への支援に万全を期すこと。

二 東北地方太平洋沖地震による被害に関し、特に津波による被害の発生実態を調査・分析し、今後の防災のための措置に万全を期すこと。

三 今回の大震災に鑑み、港湾運営会社が重要な社会基盤である港湾の運営主体となることを踏まえ、国民の生命と生活の安定に貢献するという観点で災害時の対応に万全を期すこと。

四 港湾の国際競争力の強化が我が国の産業活動及び国民生活を支える重要な課題であることに鑑み、国際戦略港湾に関する施策については、これを国家戦略として効率的かつ集中的に実施すること。

五 港湾が地域経済の活性化や産業再生などの重要な役割を担っていることに鑑み、国際戦略港湾以外の港湾についても、引き続きその機能強化に努めること。

六 港湾の効率的な運営を確立するため、港湾運営会社の設立に当たっては民の視点が十分確保されるよう、適切な指導を行うこと。また、港湾運営会社が埠頭群の運営を行うに当たり、港湾の一元的な運営を円滑に遂行できるよう、適切な指導を行うこと。

七 港湾運営会社が公共財である港湾の一元的な運営主体となることに鑑み、特に公共性が確保されるよう必要な措置を講ずること。

八 港湾運営会社に対する指導に当たっては、港湾管理者と港湾運営会社との連携が十分図られるよう努めること。

九 港湾運営会社の設立が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう港湾運営会社の指導に努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聴いた上、必要に応じ、適切に対応すること。また、港湾労働者にしわ寄せが及ばないよう配慮し、適正な料金設定、雇用の安定、職域の確保、福利厚生の増進等を図り、良好な労働条件が確保されるよう努めること。

右決議する。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 23.5.31可決 参議院 5.31農林水産委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国が担うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を総合的に実施する体制を整備するため、農林水産省の地方支分部局の改革再編を行おうとするものであり、その主

な内容は次のとおりである。

- 一、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置することとする。
- 二、国が担うべき農業経営の改善及び安定に係る業務を北海道においても的確に実施する体制を整備するため、北海道農政事務所の分掌事務の規定を見直すこととする。
- 三、この法律は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(23. 6. 7農林水産委員会議決)

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のため全力を傾注するとともに、農林水産業の将来を見据えた政策を推進していくことが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 農林水産省本省組織の再編に当たっては、円滑な農林水産行政の推進を確保するため、局の所掌範囲について業務の質と量を考慮し、組織の総合力が発揮されるバランスの取れた体制を整備すること。
- 二 新設される地域センター及びその支所においては、人材の育成に努めるとともに、地方公共団体等との連携を密にし、利用者の利便性の維持・向上を図ること。
- 三 東日本大震災の被災地域における農林水産業の復旧・復興を強力に支援するため、地域センター及びその支所は、現地の意向の把握、復旧・復興対策の周知徹底や指導・助言について最大限その機能を発揮すること。また、被災地を網羅的にカバーできる支援体制を構築するため、地域センター及びその支所の活動に加え、支援チームを編成して積極的に派遣する等現地に密着したきめ細かな支援を実施すること。

右決議する。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 23. 4. 15可決 参議院 4. 18国土交通委員会付託 4. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市開発事業の一層の促進を図るための新たな金融支援制度の創設、都市の再生に貢献する工作物に係る道路占用許可基準の特例制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を特定都市再生緊急整備地域（以下「特定地域」という。）として政令で定める。
- 二 都市再生緊急整備協議会は、特定地域における都市開発事業等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成することができ、当該整備計画に都市開発事業等の実施主体として記載された者は、これに従い、事業を実施しなければならない。
- 三 整備計画に記載された下水熱利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業を実施する者は、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道の排水施設から下水を取り水し、及び当該排水施設に当該下水を流入させることができる。
- 四 國土交通大臣は、特定地域内における民間都市再生事業計画の認定について、45日以内において速やかに、処分を行わなければならない。
- 五 特定地域内の都市再生特別地区に係る都市計画施設である道路の区域で、建築物等の敷地として併せて利用すべきものの上空等において、建築物等を建築できる。
- 六 國土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行うこととし、政府は、当該貸付け等に要する

- 資金の財源に充てるための借入金又は債券に係る債務について、保証契約をすることができる。
- 七 都市再生整備推進法人は、市町村に対し、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができることとし、市町村は、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。
- 八 都市再生整備計画に定められた区域内の土地所有者等又は都市再生整備推進法人は、都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の一体的な整備又は管理に関する協定（都市利便増進協定）を締結して、市町村長の認定を申請することができることとし、認定のあった協定を民間都市機関による支援の対象とする。
- 九 民間都市再生事業計画の認定の申請期限を、平成29年3月31日までとする。

- 十 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、都市再生整備計画等に係る改正規定については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (23.4.19国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興のための支援制度の検討を早急に進め、一刻も早く復旧・復興に向けた措置が講じられることとなるよう、対応に万全を期すこと。
- 二 東日本大震災において、都市が広範囲にわたり甚大な被害を受けたことに鑑み、防災のための施設と都市の安全性との関係について調査・分析し、安全なまちづくりに万全を期すこと。
- 三 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興に当たっては、関係地方公共団体の意向を十分に踏まえて、都市再生整備計画に基づく各種施策など都市の再生に関する制度を有効に活用すること。
- 四 全国の地方都市について、その再生が緊急の課題となっていることに鑑み、社会资本の整備や民間都市開発事業の立ち上げを積極的に支援するほか、道路占用許可の特例、都市利便増進協定制度などまちのにぎわい・交流空間の創出のための新たな仕組みが活用されるよう積極的に支援するなど、都市の魅力の向上を促進すること。
また、道路の上空利用、道路占用の許可等に当たっては、周囲との景観調和、安全性の確保等に留意すること。
- 五 特定非営利活動法人、まちづくり会社等の民間主体によるまちづくりへの参画がより一層促進されるよう、都市再生整備計画の作成に関する提案権などまちづくりに関する各種制度の関係者への周知徹底を図り、その普及促進に努めること。
- 六 都市再生整備推進法人が活動しやすい環境を整備し、地元住民の意向が反映される体制づくりに努めること。
右決議する。

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 23.4.22可決 参議院 4.25国土交通委員会付託 4.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢者の居住の安定を確保するため、加齢に伴う身体機能の低下の状況に対応した構造等を有する賃貸住宅等において、心身の状況の確認、生活相談等のサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正
 - 1 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の創設
 - ① 高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業を行

う者は、都道府県知事の登録を受けることができるものとする。

- ② 都道府県知事は、登録の申請が、加齢対応構造、サービス提供、入居契約等に係る基準に適合していると認めるときは、その登録をしなければならないものとする。
- ③ 誇大広告の禁止、登録事項の公示、契約締結前の書面の交付及び説明等、登録を受けた事業者の遵守義務に係る所要の規定を設ける。
- ④ 登録を受けている有料老人ホームの設置者等については、老人福祉法に定める届出義務に係る規定は、適用しないものとする。

2 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定制度及び高齢者居住支援センターの指定制度を廃止する。

二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正
公的賃貸住宅等の定義に関し、一①の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（三において「登録住宅」という。）について規定する。

三 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正

独立行政法人住宅金融支援機構が行う既存住宅の購入に必要な資金の貸付けの対象について、登録住宅とすることを主たる目的とする住宅の購入とする。

四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(23.4.26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災の被災者に対し、応急仮設住宅を早急に整備するとともに、高齢者が多いなどの地域の実情を踏まえ、被災者の住まいの確保について万全を期すこと。

二 東日本大震災の復興に当たっては、生活支援施設、福祉・保健医療施設、公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅を一体的に地域の福祉拠点として整備するなど、高齢者が住みやすい地域をつくる取組を、国として総合的かつ具体的に支援していくこと。

三 高齢者の住生活の安定を図るために、住宅施策と福祉・保健医療施策との連携が重要であり、制度を運用する地方公共団体の関係部局が実効的に連携できるよう、情報提供、助言等の支援を積極的に行うこと。

四 高齢者のニーズに対応したサービス付き高齢者向け住宅の供給が的確に行われるよう、社会福祉法人や医療法人等、様々な事業主体の参画を促すこととし、必要な情報提供、助言等の支援を行うこと。

五 サービス付き高齢者向け住宅は、各住宅によって、契約形態や提供されるサービス内容、費用負担等が異なることから、トラブルを防止するため、高齢者に対する的確な情報の提供、相談体制の整備等がなされるよう必要な助言等を行うこと。

六 事業者側の事情により高齢者の居住の安定を害する運営が行われることがないよう、悪質な業者の排除など、適切な指導監督を図るため、必要な措置を講ずること。

七 サービス付き高齢者向け住宅の整備に当たっては、低所得者を始め幅広い所得層の高齢者が利用可能となるよう、既存住宅の改修や公営住宅等を活用した供給が促進されるよう努めること。

八 高齢者のための住まいの確保に当たっては、若年層、子育て世帯等を含む多世代の居住者による地域コミュニティが形成されるよう、総合的な取組を推進すること。

右決議する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 23.5.31可決 参議院 8.30外交防衛委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、防衛審議官の新設、

防衛医科大学校の看護師養成課程の新設、日本国とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る措置等について所要の規定を整備しようとするものである。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成23年度において財政投融資特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計から一般会計への特例的な繰入金並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から国庫への特例的な納付金を活用した財源の確保により2分の1とする等のため、所要の措置を講じようとするものであったが、提出後、内閣により、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成23年度において2分の1とし、この場合において、政府は、予算で定めるところにより、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、一般会計から年金特別会計に繰り入れるものとする等の修正の申入れが行われた。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(閣法第23号)

(衆議院 23.4.28修正議決 参議院 5.9厚生労働委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、雇用保険の失業等給付を受給することができない特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、認定職業訓練その他の職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を策定する。
- 二 厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、職業訓練実施計画に照らし適切であること等の要件に適合することの認定を行うことができる。
- 三 厚生労働大臣は、認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。
- 四 国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。
- 五 国は、認定職業訓練又は公共職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。
- 六 公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、職業指導、職業紹介等の措置が効果的に関連して実施されるための就職支援計画を作成するものとする。
- 七 政府は、雇用保険法における就職支援法事業として、認定職業訓練を行う者に対する助成及び特定求職者に対する職業訓練受講給付金の支給を行うことができる。
- 八 国庫は、就職支援法事業のうち、職業訓練受講給付金に要する費用の2分の1（当分の間、その100分の55に相当する額）を負担する。
- 九 この法律は、一部を除き、平成23年10月1日から施行する。

なお、衆議院において、施行日前の準備業務を独立行政法人雇用・能力開発機構が行うとともに、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、費用負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の修正が行われた。

【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案】及び「雇用保険法及び労働保

【附帯決議】(23.5.12厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、求職者支援制度が第二のセーフティネットとして、就職の促進を図るべく、その機能を十分に發揮することができるよう制度の運営に万全を期すること。併せて、ハローワーク等における十分な就職支援体制の整備を図ること。
- 二、求職者支援制度における職業訓練の対象者については、意欲と能力を有し、職業訓練等の支援の必要性が認められる者とすること。また、職業訓練の認定に関しては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているなど訓練内容などについて適切に審査を行うとともに、不正受給の防止策を講ずること。
- 三、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方をも見据え、雇用保険の被保険者も含めた求職者全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援施策全体の在り方を財源も含め総合的に検討し、必要な対応を図ること。
- 四、激甚災害の特例措置が適用された場合の雇用保険の取扱いについては、被保険者の立場に立った対応を検討すること。
- 五、雇用保険の国庫負担の本則復帰については、雇用保険制度の安定的な運営を確保するため、早期に安定財源を確保し、その実現を図ること。
- 六、未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、雇用面においても甚大な影響を及ぼしていることから、平成二十三年度第一次補正予算、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の成立を踏まえ、雇用対策に係る特例措置の周知徹底に努めるとともに、被災者が早期に生活再建ができるよう、被災者に対する就労支援など雇用対策の一層の充実・強化を図ること。また、震災による影響が広範囲に及んでいることから、被災地以外の地域の雇用対策についても万全を期すること。

右決議する。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 23.4.28可決 参議院 5.9厚生労働委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率の引下げ等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 雇用保険法の一部改正

一 失業等給付の改正

- 1 失業等給付における基本手当額の算定の基礎となる賃金日額について、その下限額、上限額等を引き上げることにより、基本手当額の引上げを図る。
- 2 暫定措置として給付率の引上げ等が行われている再就職手当について、給付率の更なる引上げを図った上で、暫定措置を恒久化する等の見直しを行う。
- 3 高年齢雇用継続給付に係る支給限度額を変更する。

二 国庫負担の暫定措置の廃止時期に関する改正

雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 雇用保険率の改正

雇用保険率について、1000分の17.5（うち失業等給付に係る率1000分の14）等とする。

二、雇用保険率の弾力的変更の範囲の改正

労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況による雇用保険率の変更について、1000分の13.5から1000分の21.5までの範囲等で行う。

第三 施行期日

この法律は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第一の二については公布の日から、第二については平成24年4月1日から施行する。

【附帯決議】(23.5.12厚生労働委員会議決)

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(閣法第23号)と同一内容の附帯決議が行われている。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 23.4.28修正議決 参議院 5.9経済産業委員会付託 5.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国経済が対応するためには我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新が重要であることに鑑み、国際競争力の強化を目指した事業者の迅速かつ機動的な組織再編を促すため、組織再編に係る手続を簡素化するための会社法に係る特例措置、事業者の資金の調達を円滑にするための支援措置等を講ずるとともに、中小企業者等の商品の生産の効率化等を促進するため、事業者による事業革新新商品生産設備の導入のための支援措置、中小企業における事業の承継を通じた経営資源の活用のための支援措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、主務大臣は、産業再編に係る計画の認定を行う際に公正取引委員会と行う協議において、事業再構築等関連措置が申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べること、また、主務大臣及び公正取引委員会は、当該協議に当たっては、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るために、相互に緊密に連絡することを追加する内容の修正が行われた。

一、公正取引委員会との連携強化

主務大臣は産業再編に係る計画の認定をしようとする場合、適正な競争の確保の観点から、公正取引委員会への協議を行うこととし、戦略的な組織再編に関し、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性に留意しつつ、産業政策と競争政策との連携強化に努める(衆議院修正)。

二、組織再編手続の簡素化・多様化のための会社法の特例措置

事業者が迅速な組織再編を図ることを後押しすべく、自社株式を対価とする株式公開買付けの利用促進と完全子会社化手続の簡素化を図る。

三、事業者の再編に係る長期の資金調達の支援

事業者が国際競争力の強化を図るために合併や事業承継等による再編を行うに当たり、株式会社日本政策金融公庫から国の指定する金融機関を通じて必要な資金を供給する制度を創設する。

四、ベンチャー等の成長企業による新商品の生産体制の構築支援

事業革新に必要な新商品(当該新商品の生産設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用したものに限る。)の生産に使用される設備を導入しようとする事業者が行う借り入れ等に対し、債務保証の措置を講じることにより、当該事業者の資金調達を円滑化する。

五、地域中小企業の事業の引継ぎによる経営資源の有効活用の支援

事業引継ぎを希望する企業間の仲介に対する支援体制の整備を行うとともに、事業の引継ぎに際しての資金調達に対する支援措置及び許認可等の承継に係る手続の簡素化を行う。

六、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行後の見直しについて規定する。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(閣法第26号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針の策定並びに特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講じようとするものである。

総合特別区域法案(閣法第27号)

(衆議院 23.5.17可決 参議院 6.15内閣委員会付託 6.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総合特別区域基本方針

政府は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るために基本的な方針（以下「総合特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。内閣総理大臣は、全国務大臣で構成し、内閣総理大臣を本部長とする総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

二、国際戦略総合特別区域における特別の措置

- 1 内閣総理大臣は、地方公共団体が行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であって、総合特別区域基本方針等に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。
- 2 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する方針（以下「国際競争力強化方針」という。）を定めるものとする。
- 3 指定申請をしようとする地方公共団体（6の協議会を組織するものに限る。）又は指定を受けた地方公共団体（以下二において「指定地方公共団体」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることができる。
- 4 内閣総理大臣等は、国際戦略総合特別区域ごとに、当該国際戦略総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 5 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画（以下「国際戦略総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。
- 6 地方公共団体は、国際戦略総合特別区域の指定の申請等の必要な事項について協議するため、

国際戦略総合特別区域協議会を組織することができる。

- 7 内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内においては、規制の特例措置を適用するとともに、課税の特例の適用等があるものとする。

三、地域活性化総合特別区域における特別の措置

- 1 内閣総理大臣は、地方公共団体が行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて、総合特別区域基本方針等に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。
- 2 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する方針（以下「地域活性化方針」という。）を定めるものとする。
- 3 指定申請をしようとする地方公共団体（6の協議会を組織するものに限る。）又は指定を受けた地方公共団体（以下三において「指定地方公共団体」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることができる。
- 4 内閣総理大臣等は、地域活性化総合特別区域ごとに、当該地域活性化総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 5 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るために計画（以下「地域活性化総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。
- 6 地方公共団体は、地域活性化総合特別区域の指定の申請等の必要な事項について協議するため、地域活性化総合特別区域協議会を組織することができる。
- 7 内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内においては、規制の特例措置を適用するとともに、課税の特例の適用等があるものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（23.6.21内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、総合特別区域については、我が国の現下の財政事情等に鑑み、「選択と集中」の観点を最大限に活かすため、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選して指定を行い、国と地域の政策資源を集中させること。
- 二、総合特別区域の指定に当たっては、当該指定が恣意的にならないよう、総合特別区域基本方針において具体的な指定基準を定めるとともに、有識者による客観的評価を活用するなど、指定審査過程の透明性を確保すること。
- 三、総合特別区域制度の運用に当たっては、民間等からの提案制度、総合特別区域協議会の活用等により、地域の住民、事業者、NPOなどの民間主体の創意工夫が最大限活かされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特別区域における取組に主体的に参画できるよう十分配慮すること。
- 四、関係各府省庁は、総合特別区域における政策課題とその解決方向を地域と共有し、地域の責任ある戦略が実現するよう、内閣官房・内閣府と緊密に連携し、積極的に対応すること。
- 五、国際戦略総合特別区域における企業誘致等に当たっては、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど、関連制度間の密接な連携による相乗効果をうみ出しながらグローバル企業等の誘致を推進すること。
- 六、新たな規制の特例措置等に関する提案があつた場合には、国と地方の協議会等において、その提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等の一層の充実・強化を図ること。

七、総合特別区域に係る施策については、当該総合特別区域に関する国と地方の協議会において、毎年度その評価を行い結果を公表すること。

八、総合特区通訳案内士制度については、地域における訪日外国人旅行者のニーズを踏まえ、通訳案内士の数が不足しているなど、通訳案内士法に基づく通訳案内士及び外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士を補完することが必要な地域に限って実施するとともに、総合特区通訳案内士の資格取得のための研修は、有償で通訳ガイドサービスを求める訪日外国人旅行者のニーズに応えることができる十分な密度の濃い内容とし、修了時に実力の判定を行うなど、通訳案内士制度に対する信頼性の確保に努めること。

なお、総合特区通訳案内士の資格を得て通訳案内業務に従事する者については、その経験と実績に適切に配慮して、将来、通訳案内士試験を受験して、オールラウンドな資質を有する通訳案内士となることを奨励すること。

九、PFI方式で行われる特別養護老人ホームの設置に関しては、利用者保護の観点に立ち、継続して良質な介護サービスが提供されるよう万全を期すこと。

十、構造改革特別区域制度については、総合特別区域制度との連携が十分に図られるよう、必要な体制整備に努めるとともに、これまでの実績や課題について、地域からの意見を踏まえつつ必要な検証を行い、地域にとって使い勝手のよいものとなるよう見直しを行うこと。

十一、本法に規定する課税の特例に関する租税特別措置法上の取扱いについては、与野党における税制改正に関する協議の動向を踏まえ、別途検討を行うこと。

十二、東日本大震災による被害の甚大性に鑑み、当該被災地域の復旧復興を強力かつ効果的に支援するため、総合特別区域制度とは別に、大胆な規制・制度の特例と税制・財政・金融等各種の支援措置等を総合的かつ集中的に講ずる新たな特区制度の創設について検討を行い、早急に必要な措置を講ずること。

右決議する。

株式会社国際協力銀行法案(閣法第28号)

(衆議院 23.4.22可決 参議院 4.25財政金融委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図るために重要な海外の案件に対する民間企業の取組をより有効に支援するため、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）の部門である国際協力銀行について、その機能を強化し日本公庫から独立した政策金融機関として株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）を設立するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際協力銀行を日本公庫から分離することとし、平成24年4月1日に会社を設立する。

二、会社の目的

一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、重要資源の開発及び取得の促進、我が国産業の国際競争力の維持及び向上、地球環境保全事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱への対処を規定する。

三、会社の業務

民業補完原則を堅持しつつ、先進国向け輸出金融、短期つなぎ資金の供与、我が国企業が外国企業を買収するための資金等の供与等を内容とする機能強化を行う。

四、会社の財務及び会計等

- 1 政府は、会社の発行済株式の総数を常時保有する。
- 2 政府は、会社の発行する債券について政府保証を付与できるほか、会社に対して資金の貸付けができる。
- 3 会社の利益については、必要な準備金の積立て以外の部分は全額国庫納付しなければならない。

4 予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施等について規定を整備する。

五、その他

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

2 業務の機能強化のうち、現行業務の延長として先行実施可能なものについては、会社の設立に先立ち、平成23年度中から行う。

【附帯決議】(23.4.28財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により影響を受けた我が国企業のグローバルサプライチェーンの復旧・復興に向け、国際協力銀行は、株式会社日本政策金融公庫法又は株式会社国際協力銀行法の下で可能なあらゆるツールを駆使し、十全の金融支援を実施すること。
- 一 国際協力銀行役員等人事においては、所管省庁からの「天下り」を控えるなど、政府として不適切な人事の厳格な監視・監督を行うこと。
- 一 外国為替資金特別会計の外貨資金等を積極的に活用し、国際協力銀行が民間金融機関を補完するためのパッケージ型インフラ海外展開案件を始めとする我が国企業の海外ビジネス支援を一層積極化させよう努めること。
- 一 我が国企業の海外事業に対する効率的かつ効果的な支援を実施するため、国際協力銀行は、世界で活躍できる専門的人材の採用、育成を進める一方、内部組織を簡素かつ効率的なものとし、無用な組織の肥大化が生じることのないよう適切に配慮すること。
- 一 国際協力銀行が政府全額出資であることを踏まえ、長期・大型案件等に係るバランスシート上のリスク管理に留意するとともに、リスク資産の流動化等による一層のバランスシートの効率化に努めること。
- 一 我が國の中堅・中小企業の海外進出支援については、融資スキームの活用のみならず、情報提供や相談事業の拡充を図ること。
- 一 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社国際協力銀行の設立の準備期間において、円滑な分離を実現するため最大限の配慮を行うこと。

右決議する。

森林法の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 23.3.31修正議決 参議院 4.11農林水産委員会付託 4.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、森林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、森林所有者等が作成する計画について認定要件を追加するとともに、早急に間伐等を実施する必要がある森林の整備を図るために措置の充実、森林施業に必要な路網を設置する際の他人の土地への使用権の設定手続の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、森林施業に必要な土地使用権の設定手続の改善

都道府県知事は、他人の土地への使用権の設定に関する協議の認可の申請があったときは、土地の所有者等に出頭を求めて、農林水産省令で定めるところにより、公開による意見の聴取を行わなければならないこととする。また、都道府県知事は、その意見の聴取をしようとするときは、新たに事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければならないこととする。

二、早急に間伐が必要な森林の施業代行制度の見直し

1 市町村長は、間伐等が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）があるときは、その森林所有者等に対し、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐等の方法及び時期を通知することとする。

2 市町村長は、1の通知を受けた者がその通知に係る時期までに間伐等を実施していないと認

めるときは、当該要間伐森林について間伐等を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができるのこととする。

3 2の勧告を受けた森林所有者がこれに従わない場合に行われる調停において、当該森林所有者が調停案の受諾をしないときは、施業代行を希望する者は、要間伐森林の間伐木の所有権の移転及び当該要間伐森林について間伐を実施するため土地を使用する権利の設定に関する裁判を、新たに申請できることとする。

4 1の通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明なため、市町村長がその通知の内容を掲示した場合において、その掲示に係る要間伐森林についての施業代行を希望する者は、間伐木の所有権及び間伐の実施のための土地の使用権の取得に関する裁判を、新たに申請することができるることとする。

三、無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

市町村長は、届出をせずに立木を伐採した者が伐採後の造林をしておらず、災害を発生させるおそれ等があると認めるときは、新たに伐採後の造林をすべき旨を命ずることができることとする。

四、森林所有者等が作成する森林施業計画の見直し

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が計画を作成し、新たに森林の保護に関する事項を記載しなければならないこととともに、森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大の目標を記載することができることとする。なお、計画の名称を「森林経営計画」とすることとする。

五、行政が作成する森林計画の見直し

農林水産大臣がたてる全国森林計画については、森林の保護に関する事項を新たに記載事項にすることとする。また、都道府県知事がたてる地域森林計画については、委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項とし、機能別の森林の所在及び面積を記載事項から削るものとすることとする。市町村がたてる市町村森林整備計画については、委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項にすることとする。

六、罰則の引上げ

届出をせずに立木を伐採した者に対する罰金の上限を現行の30万円から100万円に引き上げるとともに、これに応じてその他の罰金の上限についても引上げを行うこととする。

七、施行期日等

この法律は、平成24年4月1日から施行することとする。ただし、全国森林計画、地域森林計画、国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画に係る経過措置の規定は、公布の日から施行することとする。

なお、衆議院において、地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地の所有者となった者はその旨を市町村長に届け出なければならないこと、都道府県知事及び市町村長はその保有する森林所有者等に関する情報を利用目的以外の目的のために内部で利用できること、市町村長は届出義務に違反して立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命ずることができること、国及び地方公共団体が講ずる措置として、保安林に係る権限の適切な行使、森林の土地の境界の確定のための措置、森林に関するデータベースの整備等、施業の集約化等の事業の推進及び地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る財政上の措置の規定を設けることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(23.4.14農林水産委員会議決)

未曾有の東日本大震災により、森林・林業・木材産業においても例のない甚大な被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすべきである。

加えて、木材価格の低迷による経営意欲の低下や不在村森林所有者の増加などを背景として、適正な森林施業が行われていない森林が増加している。

こうした中で、林業を地域産業として再生していくとともに、適正な森林施業の確保と持続的な

森林経営の確立を図ることが、森林の有する多面的機能を十分発揮させ、木材自給率の向上を目指す上で極めて重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 被災地における木材産業・治山施設・海岸林などの復旧に向け、特別な財政上の措置を含め迅速かつ万全の措置を講じること。
- 二 林産物の流通・消費に無用の混乱が生じないよう適切な対応に努めること。
- 三 行政による立入調査の主体の拡大や土地の使用権の設定に関する協議の認可等、本法改正の趣旨を十分に踏まえ、震災の復旧に努めること。
- 四 保安林等の機能を保全するため、地方公共団体が森林所有者等に関する情報を円滑に把握・利用することができるよう、関係省庁は連携して必要な協力をを行うこと。
- 五 無届伐採に対する中止・造林命令や所有者不明森林における路網整備・間伐等の施業代行の制度を活用し適正な森林施業が行われるよう、当該制度の趣旨及び手続について地方公共団体を含めて現場に十分浸透させること。また、制度の適切な運用に努めること。
- 六 木材自給率50%以上の目標達成に向け、路網整備や造林・間伐等の促進、森林施業の集約化、木材の安定供給や利用拡大等の施策が確実に行われるよう、森林・林業基本計画及び全国森林計画を見直すこと。また、これらの施策の推進に必要な財政上の措置を講じること。
- 七 森林・林業の再生を通じた山村振興や地域経済の活性化を推進するため、森林組合をはじめ、地域の林業事業体や林業の担い手を将来にわたって確保できるよう人材の育成に努めること。その際、国有林の組織や技術、フィールドの活用により、民有林への指導・サポートや連携等による地域貢献ができるよう、国有林野事業及び組織の在り方について一般会計への移行も含め検討すること。
- 八 地球温暖化防止のための森林吸収源対策、木材や木質バイオマスの利用拡大を着実に推進するため、環境税の使途にこれらの対策を明確に位置付け、必要な安定財源を確保すること。
- 九 施業集約化による林業経営の継続を確保する観点から、平成23年度税制改正大綱及び本法改正の趣旨を踏まえ、平成24年度税制において山林相続税・贈与税の納税猶予措置を講じること。

右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 23.3.22修正議決 参議院 3.23農林水産委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昨年4月の宮崎県における口蹄疫の発生、同11月以来の高病原性鳥インフルエンザの続発等を踏まえ、家畜防疫を的確に実施するため、家畜伝染病の発生を早期に発見するための届出制度並びに口蹄疫のまん延を防止するための患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分制度を導入するとともに、海外からの入国時における消毒措置の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国と都道府県等との役割分担の在り方

農林水産大臣は、口蹄疫等の家畜伝染病について、必要となる措置を総合的に実施するための特定家畜伝染病防疫指針及び緊急に実施するための特定家畜伝染病緊急防疫指針を作成し、公表するものとする。

また、都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとするとともに、都道府県知事は、市町村長に対し、協力を求めることができるものとする。

二、防疫指針の在り方

農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

三、我が国へのウイルス侵入防止措置の在り方

家畜防疫官は、入国者に対して、その携帯品に要消毒物品が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、携帯品の検査・消毒を行うことができるものとする。

また、動物検疫所長は、航空会社、空港等に対し、必要な協力を求めることができるものとするとともに、航空会社、空港等は、その求めに応ずるよう努めなければならないものとする。

四、畜産農家のウイルス侵入防止措置の在り方

飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、飼養の状況及び衛生管理の状況に関し、都道府県知事に報告しなければならないものとする。

また、家畜の所有者は、畜舎等の出入口付近に、消毒設備を設置しなければならないものとし、消毒設備が設置されている施設に入る者は、自らその身体、車両等を消毒しなければならないものとする。

五、発生時に備えた準備の在り方

飼養衛生管理基準については、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含むものとするとともに、都道府県知事は、患畜等の焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするために、焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

また、都道府県知事は、獣医師を都道府県の職員として採用することにより、この法律を実施するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならないものとする。

六、患畜の早期の発見・通報の在り方

家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見した獣医師又は所有者は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならないものとする。

七、国の財政支援の在り方

国は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜の所有者に対し、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額の交付を行うものとする。

また、家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者に対しては、手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は返還させるものとする。

八、消毒設備の設置場所を通行する車両の消毒等

都道府県知事が家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所を通行する者は、身体及び車両の消毒を受けなければならないものとする。

九、患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分等

口蹄疫の急速かつ広範囲なまん延を防止するためやむを得ないときは、患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分を行えるものとし、その場合、国は、損失を受けた者に対し、補償しなければならないものとする。

十、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

なお、衆議院において、都道府県知事は、家畜の所有者が行う埋却等が的確かつ迅速に実施されるようにするために、補完的に提供する土地の準備を行うように努めなければならないこととともに、施行期日を、一部を除き早めること等を主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(23.3.25農林水産委員会議決)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。こうした中、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が国内外で相次いでおり、政府は、本法の施行に当たり、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 特定家畜伝染病（口蹄疫、BSE、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ）が発生した場合には、農林水産省に対策本部を設置すること。また、都道府県にも対策本部が設置されるよう、必要な措置を講ずること。

- 二 都道府県が管理する種雄牛等について、緊急時に備えた分散飼育が行われるよう、必要な措置を講ずること。
 - 三 家畜伝染病の発生国からの入国者と畜産業従事者が直接接触する可能性の高い施設における防疫措置の重要性に鑑み、宿泊施設、観光施設等において、消毒その他の必要な防疫措置が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。
 - 四 家畜防疫官の増員をはじめとする水際対策に係る体制の強化について、必要な措置を講ずること。
 - 五 家畜の所有者が迅速に手当金の交付を受けることができるよう、必要な措置を講ずること。
 - 六 都道府県により消毒薬等の防疫のために必要な物品の備蓄が適切に行われるよう、必要な財政的支援等を行うこと。
 - 七 都道府県が必要な員数の家畜防疫員を確保することができるよう、必要な財政的支援を行うこと。
 - 八 家畜の所有者等に対する手当金等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずること。
 - 九 特定家畜伝染病に関し、家畜市場の自主的な開催の停止等により家畜の所有者に生じた損失の補てんについて、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な措置を講ずること。
 - 十 特定家畜伝染病がまん延した場合における生産者等の経営及び生活再建等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置と同様の十分な経済的支援がなされるよう、必要な措置を講ずること。
 - 十一 国の防疫対応において重要な役割を果たす動物衛生研究所については、国の機関として位置付け、また、体制を強化していくことについて検討すること。
 - 十二 国家防疫という観点から産業動物に関する獣医療体制を実効あるものとするため、獣医学系大学における産業動物に関する実習の強化、獣医師免許取得後の産業動物に関する研修の強化等の措置を講ずること。また、獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること。
 - 十三 野鳥、天然記念物等家畜以外の動物が特定家畜伝染病にかかっていることが発見された場合に家畜への感染を防止するため必要な措置を迅速に講ずることができるよう、文化財保護法、博物館法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等について、早期に検討を行い必要な見直しを行うこと。
- 右決議する。

民法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 23.4.28可決 参議院 5.11法務委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようになると等の措置を講ずるため、民法の改正を行い、これに伴い所要の法律について規定の整備を行うとともに、里親委託中等の親権者等がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととする等の措置を講ずるため、児童福祉法の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

- 1 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度を新設する。
- 2 法人又は複数の未成年後見人の選任を可能とするための所要の規定の整備を行うとともに、その選任に当たり家庭裁判所が考慮すべき事情を明記する。
- 3 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うこととするなど、親権が子の利益のために行われるべきものであることを明確にするための所要の

規定の整備を行う。

二 児童福祉法の一部改正

- 1 児童相談所長は、家庭裁判所に対し、親権喪失のほか、親権停止又は管理権喪失の審判の請求もすることができるとしている。
- 2 一時保護中の児童の監護等に関し、その福祉のために児童相談所長が必要な措置をとる権限を規定するとともに、児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、児童福祉施設の長等が児童等についてとる措置を不当に妨げてはならないこととする。
- 3 児童相談所長は、一時保護中又は里親等に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うこととする。

三 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(23.5.26法務委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 親権停止制度の適正な運用を図るため、改正趣旨の周知徹底はもちろん、児童相談所・家庭裁判所等関係諸機関の体制整備及び相互の連携強化等必要な措置を講ずること。
- 二 親権停止の請求が児童等の利益を確保するため行われるものであることに留意し、児童相談所長による請求が適切に行われるよう調査への協力等必要な支援体制を講ずること。
- 三 親権停止期間中における児童相談所の保護者指導等、親子の再統合の取組の支援に努めるとともに、児童相談所の体制整備や家庭裁判所の保護者への勧告制度等、支援充実のために必要な検討を行うこと。
- 四 施設入所等の措置がとられた児童の退所後、再び児童虐待が行われ、又は再び入所等の措置がとられた事例について、速やかにその実態を把握すること。また、児童相談所長が親権喪失等の審判の取消しの請求を行うに当たっては、児童等の利益を確保するため、当該実態を十分に踏まえてその判断を行うこと。
- 五 児童相談所長、児童福祉施設の長又は里親等が一時保護中、入所中又は受託中の児童等について行う必要な措置については、個別の事案に適切に対応し得るよう、親権者による不当な主張の判断基準の具体的な内容及び事例等を示したガイドラインを速やかに作成し、関係者にその周知徹底を図るとともに、研修の実施など支援体制の充実に努めること。
- 六 未成年後見制度の円滑な運用を図るため、未成年後見人の報酬に対する公的支援、職務に伴う損害賠償責任に関する保険料の負担に対する支援等必要な措置を講ずること。
- 七 親権制度については、今日の家族を取り巻く状況や本法施行後の状況等を踏まえ、懲戒権の在り方やその用語、離婚時の親権の決定方法、親権の一部制限の是非、離婚後の共同親権・共同監護の可能性など、多様な家族像を見据えた制度全般にわたる検討を進めていくこと。
- 八 児童虐待の防止等のため、子育てに関する相談・支援体制の充実、虐待通告窓口の充実・強化等に努めるとともに、保護者に対する接近禁止命令の在り方について更なる検討を行うこと。
- 九 児童の社会的養護について、里親制度の周知及び活用、家庭的環境における養護の推進に引き続き取り組むとともに、親族里親への支援、施設退所後の自立支援に必要な支援体制等の構築に努めること。
- 十 東日本大震災により親権者等が死亡し又は行方不明となった児童等について、その健全な生育と利益の確保のため、未成年後見制度、親族里親制度等の活用を含め、適切な監護が行われるよう万全の支援を行うこと。
- 十一 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるように明文化された趣旨の周知に努めるとともに、面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討、履行状況に関する統計・調査研究の実施等、必要な措置を講ずること。

十二 本法の施行後、親権停止制度の運用状況について、裁判所等関係機関から情報を収集するなどして、当分の間1年ごとに当委員会に対し報告すること。
右決議する。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 23.5.31可決 参議院 5.31国土交通委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化、我が国の鉄道事業の活性化等の必要性並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の業務の実施状況に鑑み、機構による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する支援措置に関する規定を整備するとともに、機構の建設勘定において経理を行う業務の一部に要する費用に充てるため機構の特例業務勘定から建設勘定に繰入れを行うことができるようとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 日本国鉄清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正

1 機構は、次の業務を行うことができるものとする。

イ 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の安定を図るため、これらの会社が引き受けるべきものとして鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下「特別債券」という。）を発行すること。

ロ 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。

ハ 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けること。

2 機構は、平成33年3月31日までの間、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他これらの会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができるものとする。

3 機構は、平成5年度から平成9年度までの間に行われた新幹線鉄道の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成23事業年度において、特例業務勘定の積立金の額に相当する金額のうち、同勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、建設勘定に繰り入れることができるるものとする。

4 機構は、三の業務に必要な費用（平成23年4月1日から平成33年3月31日までの間における鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を同勘定から建設勘定に繰り入れることができるものとする。

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正

北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、一のハの貸付けを受けたときは、当該貸付けに係る貸付金をもって特別債券を引き受けるものとする。

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

機構は、当分の間、新幹線鉄道の営業の開始によりその営業主体が廃止した路線において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であって、日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、同社に対し、助成金の交付を行うものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(23.6.7国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 東日本大震災の被害が鉄道においても甚大であることに鑑み、被災した鉄道施設の早期復旧を図り、一刻も早く被災地域が復興するよう、対応に万全を期すこと。
 - 二 全国の鉄道ネットワークが我が国の経済活動及び国民生活を支える重要な役割を担っていることに鑑み、その一層の機能強化を図るべく、総合的な交通体系の中における鉄道の将来ビジョンを明確にすること。
 - 三 地域住民の足を守り、環境等に配慮した交通体系を推進するため、JR北海道、JR四国及びJR九州並びにJR貨物の経営が中長期的に安定するよう、本法に基づく支援措置を着実に実施し、経営自立の達成に万全を期すこと。
 - 四 今般の東日本大震災においても、改めて災害時における交通機能の重要性が確認されたところであり、我が国の交通体系にあって基幹的な高速輸送体系を形成する整備新幹線については、災害に強い国づくりへの貢献という観点から、太平洋側の巨大リスクに備え、日本海側の大動脈となる北陸新幹線など多重系の輸送体系による代替補完機能を確立する必要性を踏まえ、整備を加速することが必要である。また、日本経済の再生及びそれを支える地域の振興・地域経済の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の整備を推進すべきである。これらの点を踏まえ、北海道新幹線新函館・札幌間、北陸新幹線金沢・敦賀間及び九州新幹線長崎ルート諫早・長崎間の未着工区間の工事実施計画の速やかな認可に向けた検討を急ぎ、早急に結論を得て、早期の工事着手の実現を図ること。
 - 五 九州新幹線長崎ルートの整備に関わる佐世保線肥前山口・武雄温泉間の複線化等の改良について、その推進に向けて適切に対処すること。
 - 六 並行在来線については、地域の足としての重要性、我が国物流の大動脈としての役割、新幹線鉄道ネットワークの補完・充実に資する機能等に鑑み、引き続き、沿線自治体等と協力しつつ、その維持及び経営の安定化に十分配慮すること。
- 右決議する。

交通基本法案(閣法第33号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者及び国民の責務を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進する等の措置を講じようとするものである。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第34号)(先議)

(参議院 23.4.18総務委員会付託 4.20本会議可決 衆議院 5.26可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため携帯電話等の特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波利用料の料額の見直し

免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行う。

二、特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備

- 1 総務大臣は、特定基地局に使用させることとする周波数の全部又は一部を現に当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であって、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を開設指針に定めるものとする。
- 2 総務大臣は、1の期限の満了の日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（以下「終了促進措置」という。）に関する事項を開設指針に定めるものとする。
- 3 特定基地局を開設しようとする者は、終了促進措置を行う場合にあっては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法を開設計画に記載しなければならないこととする。
- 4 1の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して10年を超えない範囲内において総務省令で定めることとする。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【電波法の一部を改正する法律案、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】(23.4.19総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、電波利用料制度の見直しに当たっては、受益と負担の関係の明確化、電波の経済的価値のより適正な反映及び負担の公平確保により、無線局免許人及び国民からの理解を十分得られよう努めるとともに、使途について、その必要性、効果等を十分検証し、本制度の一層の適正化を図ること。
- 二、周波数の移行に当たっては、新旧の免許人等の負担が過大になることがないよう、十分に配慮するとともに、審査における終了促進措置の位置付けを明確にすること等により、特定基地局開設計画認定の公平性、透明性を十分に確保すること。また、周波数の円滑な移行のため、影響を受ける既存の電波利用者に対する情報提供や周知啓発に努めるとともに、事業者に対し適切な配慮を行うよう求めること。
- 三、周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待される一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増、電波利用の既得権益化等の課題があることから、幅広い国民の意見を十分踏まえつつ慎重な検討を行うこと。
- 四、電気通信分野におけるユーザーの利便性の向上に向け、公正競争の一層の確保、グローバルな市場環境の変化に対応した規制の在り方について、必要な検討を行うこと。また、ブロードバンドへのアクセスについては、固定・無線系のブロードバンドの普及状況や国民的コンセンサスの状況等を踏まえつつ、検討を行うこと。
- 五、東日本大震災により、地方公共団体が国の補助を受けて整備した地域情報通信基盤に被害が生じていることから、早期に復旧し、完備できるよう、適切な支援を行うこと。また、災害に強い情報通信基盤の調査研究に努めること。

右決議する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第35号)(先議)

(参議院 23.4.18総務委員会付託 4.20本会議可決 衆議院 5.26可決)

【要旨】

本法律案は、電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置す

る電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電気通信事業法の一部改正

- 1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務付ける。
- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該設備の設置、管理及び運営等の業務を行う専任の部門を置く等接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付ける。

二、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務等に係る現行の認可制を事前届出制に改める。

三、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(23.4.19総務委員会議決)

電波法の一部を改正する法律案（閣法第34号）と同一内容の附帯決議が行われている。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第36号)(先議)

(参議院 23.4.18総務委員会付託 4.20本会議可決 衆議院 5.26可決)

【要旨】

本法律案は、現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、廃止期限の延長

平成23年5月31日までとされている電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を平成28年5月31日まで5年間延長する。

二、高度通信施設の対象拡大

整備促進措置の対象である高度通信施設について、遠隔教育又は遠隔医療に用いられる電気通信設備を追加する。

三、独立行政法人情報通信研究機構による利子助成業務の廃止

独立行政法人情報通信研究機構が行う、高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業に係る利子助成業務を廃止する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.4.19総務委員会議決)

電波法の一部を改正する法律案（閣法第34号）と同一内容の附帯決議が行われている。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(閣法第37号)(先議)

(参議院 23.5.24環境委員会付託 5.27本会議可決 衆議院 6.14可決)

【要旨】

本法律案は、近年、事業場等が由来と推定される有害物質による地下水の汚染が明らかになっている状況等に鑑み、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、有害物質を貯蔵する施設等の構造等の基準を定め、当該基準違反時の命令規定を設けるとともに、構造等についての定期的な点検に関する必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、有害物質の貯蔵を行う施設等に関する届出規定の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けることとする。

二、基準遵守義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、有害物質による地下水の汚染の更なる未然防止を図るために、構造等について基準を遵守しなければならないこととする。

三、基準遵守義務違反時の改善命令等の創設

都道府県知事は、有害物質を貯蔵する施設の設置者等が、基準を遵守していないと認めるときは、構造等の改善、施設の使用の一時停止を命ぜることができるのこととする。

四、定期点検義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、当該施設の構造等について、定期的に基準の適合状況等を点検し、その点検結果を記録し、保存しなければならないこととする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(23.5.26環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法が国会に提出された会期中の平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による影響が国内外を問わず広がっている現実を直視し、放射性物質による環境汚染については、環境の保全を図るべき環境省が、国民の負託に応える行政を法に基づき遂行できるよう、現行法第23条を含む関連環境法令における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しの検討を含め、体制整備を図ること。

二、放射性物質に係る環境モニタリングに関しては、原子力発電所周辺住民を始めとする国民及び諸外国の信頼を確保するためにも、水、大気、土壤、生態系などの総合的なモニタリングとその結果の評価及び情報公開について、責任及び権限を明確にした制度設計を行うとともに、広範囲で長期間にわたるモニタリングに対応するため、関連する知見の集積や人員確保などの体制整備に努めること。

三、原子力発電所の敷地外で放射性物質に汚染されたがれきや土壤などについては、人の健康や生態系に係る被害を防止するため、関係省庁が連携して早急に処理方法を検討し、適切な保管、管理及び処理を行うための制度構築を早急に図るなど、放射性物質による環境汚染に係る健康被害が起きぬよう最大限努力すること。

四、有害物質使用特定施設等の構造等に関する基準については、地下水汚染の未然防止対策が確実に行われるよう、事業者の取組状況も踏まえ、的確かつ速やかに策定すること。また、基準の遵守を徹底するため、事業者への周知や地方公共団体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。

五、施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所、指定物質に係る指定施設等についても、ガイドラインの策定等により地下水汚染の未然防止対策の推進を図ること。また、ガソリン等の貯蔵施設が原因となって地下水汚染が発生した場合にも効果的な対応が行われるよう、地方公共団体に対する指導に努めること。

六、地域住民の安全・安心を確保するため、日頃からのリスクコミュニケーションの推進に加え、地下水汚染が発生した場合の速やかな情報公開の重要性について事業者の理解が促進されるよう努めること。また、リスク管理の観点から、排出段階における濃度規制のみでなく、有害物質の代替化や低減により環境中に排出される有害物質の総量を減らしていく取組を促進すること。

七、汚水処理システムについては、地方行財政改革の中、より一層の経済合理性が求められることから、市町村設置型浄化槽や浄化槽汚泥濃縮車の積極的導入など、地域のニーズに合致した浄化槽の導入・普及拡大を検討し、効率的なシステムを構築すること。

右決議する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第38号)

(衆議院 23.3.17可決 参議院 3.17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 3.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域について、平成23年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、指定市町村（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日においては平成23年東北地方太平洋沖地震の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。）及び指定県（指定市町村の区域を包括する県をいう。）のうち、平成23年3月1日から同年6月10日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、この法律の施行の日から起算して2月を超えて6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特例選挙期日」という。）とする。

二、指定市町村又は指定県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が一定の期間に生じた場合においても、当該選挙の期日は、特例選挙期日とする。

三、一による指定をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

四、一による指定に当たっては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならぬものとし、当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聞くものとする。

五、この法律の施行の日から平成23年6月10日までの間に任期が満了することとなる指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とする。

六、一又は二により行われる選挙については、それぞれ公職選挙法第119条の同時選挙の規定を適用するものとする。

七、一により行われる選挙についての文書図画の掲示、寄附等の禁止期間は、この法律の施行の日から特例選挙期日までの間とする。

八、この法律は、公布の日から施行する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 23.4.22可決 参議院 4.25内閣委員会付託 4.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、電話転送サービス事業者を規制対象の事業者に加えるとともに、規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定事業者の追加

顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者を規制対象の事業者（以下「特定事業者」という。）に加える。

二、取引時の確認事項の追加等

- 1 特定事業者（司法書士等を除く。）は、顧客等との間で、一定の取引（2の取引を除く。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項のほか、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。
 - (一) 取引を行う目的
 - (二) 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容
 - (三) 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者がある場合にあっては、その者の本人特定事項
- 2 特定事業者は、顧客等との間で、次に掲げる取引を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項及び1(一)から(三)までに掲げる事項並びに当該取引が一定額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（司法書士等にあっては、本人特定事項）の確認を行わなければならない。この場合において、(一)又は(二)に掲げる取引に際して行う本人特定事項の確認は、(一)に規定する関連取引時確認を行った際に採った方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度で行うものとする。
 - (一) その相手方が、関連する他の取引の際に行われた1又は2の確認（以下「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引
 - (二) 関連取引時確認が行われた際に、当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
 - (三) 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等
- 3 特定事業者は、確認した本人特定事項等に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

三、罰則の強化

本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則を強化する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三については、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。
- 2 二に係る経過措置を設ける。

預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

（衆議院 23.4.22可決 参議院 4.27財政金融委員会付託 5.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（住専処理法）に基づき、住専債権の回収等が平成23年12月を目指として完了するものとされていることを踏まえ、住専債権の回収等の業務を円滑に終了するための措置を講ずるとともに、当該業務の終了に伴い、整理回収機構（協定銀行）の機能を見直す等の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住専債権に係る二次損失及び残存債権の処理

- 1 住専債権の回収等に伴い生じたいわゆる二次損失の処理について、整理回収機構の協定後勘定の利益を活用するため、協定後勘定から住専勘定に繰り入れることを可能とする。
- 2 整理回収機構の住専勘定に残存する住専債権について、協定後勘定へ移管し、継続保有及び回収を可能とする。

二、整理回収機構の機能の見直し

- 1 破綻金融機関の業務を承継する機能（承継銀行機能）を整理回収機構に付与する。
- 2 金融機関の保有する反社会的勢力等向け債権の買取り及び回収を預金保険機構の業務に追加するとともに、整理回収機構への委託を可能とする。

三、その他

- 1 金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象預金等に係る保険金の支払又はその払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るための措置を講じなければならない。
- 2 預金保険機構の役員の任期が満了した場合に、後任者が任命されるまで引き続き職務を行う。
- 3 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三1については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 23.4.30可決 参議院 5.10総務委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方議會議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方議會議員の年金制度に関する規定の削除

地方議會議員の年金制度に関する規定を削除する。

二、制度廃止時において既に地方議會議員を退職している者に係る給付の経過措置

退職年金の給付事由が生じている者については、制度廃止前の退職年金の給付を行う。

三、制度廃止時において地方議會議員である者等に係る給付の経過措置

- 1 退職年金の受給資格を満たす者は、制度廃止前の退職年金の支給と掛金及び特別掛金の総額の100分の80に相当する額の退職一時金の支給のうちいずれかを選択できる。
- 2 退職年金の受給資格を満たさない者については、掛金及び特別掛金の総額の100分の80に相当する額の退職一時金を給付する。

四、退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置の強化

- 1 退職年金の年額が200万円を超える場合には、超える額の100分の10に相当する額を引き下げる。
- 2 退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額が700万円を超える場合には、超える額の2分の1に相当する額の支給を停止するとともに、最低保障額を廃止する。

五、平成23年1月分から5月分までの掛金及び特別掛金の取扱い

制度廃止の方針決定後の平成23年1月以降に給付事由が生じた退職一時金については、同月分から平成23年5月分までの掛金及び特別掛金の全額を算入する。

六、存続共済会、給付の経過措置に係る費用負担等

- 1 給付に要する費用は、地方議會議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担する。
- 2 地方議會議員共済会は、当該給付を行うため存続するものとし、業務が全て終了したときに解散する。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、平成23年6月1日から施行する。

【附帯決議】(23.5.19総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 本法の施行に当たっては、年金受給権者及び現職の地方議會議員に対し十分な説明を行う等制度の円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うこと。

二、地方議会議員年金制度の廃止後、概ね1年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

三、旧退職年金をはじめとする年金給付については、公的年金制度全体を通ずる変更が行われるような場合を除き、安定的な給付が行われるよう、適切な財政措置を講ずる等、最大限の配慮を行うこと。

右決議する。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 23.5.31可決 参議院 6.6法務委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するため、及びサイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の罪の新設その他の処罰規定の整備を行うとともに、記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定の整備等を行い、並びに悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定の整備を行うほか、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、情報処理の高度化に伴う犯罪に対処及びサイバー犯罪に関する条約を締結するための規定の整備

- 1 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、不正指令電磁的記録（コンピュータ・ウイルス）を、作成・提供・供用した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処し、取得・保管した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 2 わいせつな電磁的記録に係る記録媒体等を領布し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科することができる。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録等を領布した者又は有償で領布する目的でわいせつな電磁的記録に係る記録媒体等を所持し、若しくは保管した者も、同様とする。
- 3 電子計算機の差押えに当たり、電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成・変更をした又は変更・消去ができる電磁的記録を保管するために使用されないと認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、これを差し押さえることができる。
- 4 電磁的記録の保管者等に命じて、必要な電磁的記録を記録媒体に記録等させた上、当該記録媒体を差し押さえる記録命令付差押えを新設する。
- 5 電磁的記録の記録媒体の差押えに代えて、電磁的記録を他の記録媒体に複写等して、これを差し押さえることができる。
- 6 檢察官・検察事務官・司法警察員が、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、通信事業者等に対し、業務上記録している通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日を超えない期間（特に必要があり、延長する場合には、通じて60日を超えない期間）を定めて、これを消去しないように書面で求めることができる保全要請の制度を新設する。

二、強制執行妨害行為等についての罰則の整備

- 1 封印等破棄罪の処罰対象を拡充し、封印等が不法に取り除かれた後における目的財産に対する妨害行為を処罰する。
- 2 強制執行妨害罪の処罰対象を拡充し、目的財産の現状の改変等による妨害行為、執行官等の

関係者に対して行われる妨害行為等を処罰する。

- 3 競売等妨害罪の処罰対象を拡充し、競売開始決定前に行われる入札等の公正を害する行為を処罰する。
- 4 封印等破棄罪、強制執行妨害罪及び競売等妨害罪の法定刑を引き上げ、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。
- 5 報酬目的による場合又は組織的な犯罪として行われる場合における強制執行妨害行為等については、刑を加重し、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】(23.6.16法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 不正指令電磁的記録に関する罪（刑法第19章の2）における「人の電子計算機における実行の用に供する目的」とは、単に他人の電子計算機において電磁的記録を実行する目的ではなく、人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせない電磁的記録であるなど当該電磁的記録が不正指令電磁的記録であることを認識認容しつつ実行する目的であることなど同罪の構成要件の意義を周知徹底することに努めること。また、その検査等に当たっては、憲法の保障する表現の自由を踏まえ、ソフトウェアの開発や流通等に対して影響が生じることのないよう、適切な運用に努めること。
- 二 記録命令付差押えについては、電磁的記録の保管者等に不当な負担を生じさせることのないよう十分留意するとともに、当該記録媒体を差し押さるべき必要性を十分勘案した適切な運用に努めること。
- 三 通信履歴の保全要請については、憲法が通信の秘密を保障している趣旨に鑑み、その必要性及び通信事業者等の負担を考慮した適切な運用に努めること。
- 四 サイバー犯罪が、容易に国境を越えて行われ、国際的な対応が必要とされる問題であることに鑑み、その取締りに関する国際的な捜査協力態勢の一層の充実を図るほか、捜査共助に関する条約の締結推進等について検討すること。
- 五 本法の施行状況等に照らし、高度情報通信ネットワーク社会の健全な発展と安全対策のさらなる確保を図るための検討を行うとともに、必要に応じて見直しをすること。なお、保全要請の件数等を、当分の間1年ごとに当委員会に対し報告すること。

右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第43号)(先議)

(参議院 23.4.13内閣委員会付託 4.20本会議可決 衆議院 5.24可決)

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、民間事業者による提案制度の創設、公共施設等運営権に係る制度の創設、民間資金等活用事業推進会議の設置等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公共施設等の対象の拡大

公共施設等として、賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）を追加する。

二、基本方針

内閣総理大臣は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施される公共施設等の整備等に関する事業（以下「特定事業」という。）の実施に関する

基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案につき閣議の決定を求めるなければならない。

三、民間事業者による提案制度

- 1 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。
- 2 公共施設等の管理者等は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じようとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。

四、欠格事由

特定事業を実施する民間事業者の募集について、欠格事由を定める。

五、公共施設等運営権

- 1 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。
- 2 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- 3 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として收受するものとする。利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定める。
- 4 公共施設等運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。
- 5 公共施設等運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。
- 6 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定等は、公共施設等運営権登録簿に登録する。

六、職員の派遣等についての配慮

国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

七、民間資金等活用事業推進会議

- 1 内閣府に、特別の機関として、基本方針の案の作成等の事務をつかさどる、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置く。
- 2 会議は、会長及び委員をもって組織する。会長は、内閣総理大臣をもって充てる。委員は、内閣総理大臣が指定する国務大臣をもって充てる。
- 3 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かなければならない。

八、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（23.4.19内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一、民間事業者への公務員の派遣等については、民間事業者の必要性を十分に踏まえ、民間事業者からの要請に基づき事実上の「天下り」との批判を受けることのないよう、その運用に万全を期すこと。

二、民間資金等活用事業推進会議については、民間資金等活用事業推進委員会が設置されていることを踏まえ、行政の簡素化の観点から、その設置の意義について検討して年内に結論を得ること。

三、民間事業者選定に当たっては、公平な競争を確保するとともに、契約事業者による良質な市民

サービスの維持に常に配慮すること。

右決議する。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)(先議)

(参議院 23.4.12財政金融委員会付託 4.27本会議修正議決 衆議院 5.17可決)

【要旨】

本法律案は、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、英文開示の対象、銀行等の業務範囲及び特定融資枠契約の借主の範囲をそれぞれ拡大するとともに、投資運用業の規制を緩和するほか、公認会計士に関する制度を見直す等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、多様で円滑な資金供給の実現

- 1 目論見書の交付方法の弾力化等、新株予約権無償割当てによる増資に係る開示制度等の整備を行う。
- 2 特定融資枠契約の借主の範囲に、純資産10億円超の株式会社、大会社の子会社等を追加する。
- 3 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用を解禁する。

二、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

- 1 適格投資家向け投資運用業について、登録要件及びファンド持分の販売勧誘に係る規制を緩和する。
- 2 資産流動化計画の変更届出義務の緩和、資産の取得・資金調達に係る規制の見直し等、資産流動化スキームに係る規制を弾力化する。
- 3 外国会社等による英文開示の対象となる開示書類の範囲を、有価証券届出書等に拡大する。

三、市場の信頼性の確保

- 1 無登録業者が非上場の株式、社債等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするほか、無登録業者による広告・勧誘行為を禁止する。
- 2 公認会計士の試験制度及び公認会計士の資格要件の見直し等を行うとともに、新たな会計の専門家資格として企業財務会計士を創設する。
- 3 投資助言・代理業の登録拒否事由に、人的構成要件を追加する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二2及び三1については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、三2については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

一、金融商品取引法に会計の専門家の活用等に関する規定を加える改正規定を削るものとする。

二、公認会計士法の改正に関する規定を削るものとする。

三、その他所要の規定の整理を行うものとする。

【附帯決議】(23.4.21財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災からの復旧・復興等に向けた資金需要に適切に応えるという喫緊の課題が生じている中で、我が国経済に金融の果たすべき役割を十分認識し、企業等の実情に応じた適切な資金供給を行うとともに、アジアのメインマーケットたる市場の実現に向けて、今後とも資本市場及び金融業の基盤強化を図ること。
- 一 無登録業者による未公開株等の勧誘や震災の義援金・復興資金の募集を装った詐欺などの違法・悪質な取引等が行われることのないよう、本法により整備される措置を含めた制度の実効性ある運用に努めること。
- 一 公認会計士監査制度及び会計の専門家の活用に関しては、会計をめぐる国際的な動向や、公認

会計士試験合格者数の適正な規模についての議論などを踏まえ、その在り方を引き続き検討すること。

また、公認会計士による監査を充実・強化していくため、専門職業家団体による自主規律の重要性に配意して、その自主規制を活用した有効かつ効率的な監督を行うこと。

一 一部の企業年金基金において多額の損失や大幅な積立金不足が発生している実態に鑑み、資産の管理運用を委託されている金融機関等の業務の実態を把握した上で、その業務に関し、適切な検査・監督を行い、基金に係る受託者の責任・注意義務が十全に發揮されるよう配意すること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第45号)(先議)

(参議院 23.4.11 経済産業委員会付託 4.15 本会議可決 衆議院 5.31 可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の経済成長を支える新たな技術や産業の創出を促進するため、通常実施権の登録対抗制度の見直し、中小企業に係る特許料金の減免制度の拡充、冒認出願等に関する救済措置の整備、無効審判等の紛争処理制度の見直し等、知的財産の適切な保護及び活用を図るために措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、通常実施権等の対抗制度の見直し（当然対抗制度の導入）

通常実施権等は、その発生後にその特許権を取得した者等の第三者に対しても、その効力を有するものとする。

二、冒認出願等に係る救済措置の整備

特許が、特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたとき又は共同出願違反に該当する出願に対してされたときは、特許を受ける権利を有する者は、その特許権者に対して特許権の移転を請求することができるものとする。

三、審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止

無効審判手続において、審決の予告を行い、それに応じた訂正請求ができる手続を導入した上で、その無効審判に係る審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求を禁止する。

四、再審の訴え等における主張の制限

特許権の侵害訴訟の終局判決が確定した後に特許の無効審決が確定したとき等は、訴訟の当事者であった者は、その判決に対する再審の訴え等において、当該無効審決等が確定したことを主張することができないものとする。

五、審決の確定の範囲等に係る規定の整備

二つ以上の請求項に係る特許の無効審判及び訂正審判について、その審決の確定の範囲等に係る規定を整備する。

六、無効審判の確定審決の第三者効の廃止

無効審判の審決の確定後に、当事者及び参加人以外の者が、同一の事実及び同一の証拠に基づいて審判を請求することができるものとする。

七、料金の見直し

1 特許料の減免等について、その要件を緩和し、併せてその期間を第1年から第10年までに延長する。

2 第11年から第20年までの意匠登録料を引き下げる。

3 国際出願手数料のうち、調査手数料等について、法律で上限額を設け、具体的な額を政令で定める手数料とする。

八、発明の新規性喪失の例外規定の見直し

特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公となった発明については、内外国特許公報等に掲載されたことにより公となったものを除き、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができるものとする。

九、出願人・特許権者の救済手続の見直し

- 1 外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文の提出について、提出期間の超過に正当な理由があるときは、一定の期間は翻訳文を提出することができるものとする。
- 2 特許料等の追納について、追納期間の超過に正当な理由があるときは、一定の期間は特許料等の追納をすることができるものとする。

十、商標権消滅後1年間の登録排除規定の廃止

商標権が消滅した日から1年を経過していない他の商標又はこれに類似する商標の登録を認めないとする規定を廃止する。

十一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第46号)(先議)

(参議院 23.4.11 経済産業委員会付託 4.15 本会議可決 衆議院 5.31 可決)

【要旨】

本法律案は、近年の技術革新の著しい進展や我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、技術的制限手段の保護及び事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、技術的制限手段の保護の対象範囲を拡大し、技術的制限手段の効果を妨げる装置の譲渡等に係る処罰規定を整備するとともに、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟の審理において、営業秘密の保護を図るために措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、技術的制限手段の効果を妨げることにより画像の視聴等を可能とする機能を有する装置等の譲渡等に係る措置

- 1 不正競争の定義に、技術的制限手段の効果を妨げることにより画像の視聴等を可能とする機能を有する装置等であって当該機能以外の機能を併せて有するものを、技術的制限手段の効果を妨げることにより画像の視聴等を可能とする用途に供するために譲渡する行為等を追加する。
- 2 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、1の不正競争を行った者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二、刑事訴訟手続における営業秘密の適切な保護に係る措置

- 1 裁判所は、営業秘密侵害罪に係る事件において、被害者等から、営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、その範囲を定めて、公開の法廷で明らかにしない旨の決定（以下「秘匿決定」という。）をすることができる。
- 2 裁判所は、秘匿決定をした場合において、必要があると認めるときは、秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項（以下「営業秘密構成情報特定事項」という。）に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができる。
- 3 裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問等が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生じるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、尋問等を制限することができる。
- 4 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人等の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより営業秘密に基づく被害者等の事業活動に著しい支障を生じるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外にお

いて尋問又は被告人の供述を求める手続をすることができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(閣法第47号)(先議)

(参議院 23.4.11国土交通委員会付託 4.20本会議可決 衆議院 5.17可決)

【要旨】

本法律案は、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、これらの空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、特定空港運営事業が実施される場合における関係法律の特例その他のこれらの空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）に基づく両空港に係る公共施設等運営権の設定が適時に、かつ、適切な条件で行われるとともに、当該権利が設定された場合における六の特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるよう必要な環境の整備に努めなければならないものとする。
- 二 新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、特定事業の活用その他の両空港の設置及び管理の効率化に資する措置を講じつつ、両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする株式会社とする。
- 三 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。
- 四 会社は、その目的を達成するため、次の事業等を営むものとする。
 - 1 両空港の設置及び管理
 - 2 両空港航空保安施設の設置及び管理
 - 3 両空港の機能を確保するために必要な航空旅客取扱施設等及び両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理
 - 4 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業
- 五 関西国際空港の空港用地（以下「空港用地」という。）の適正かつ確実な管理の実施及び会社の経営基盤の強化を図るため、当該空港用地の保有及び管理は、国土交通大臣が指定する株式会社（以下「指定会社」という。）が行うとともに、指定会社は、当該空港用地を会社に貸し付けるものとする。
- 六 会社が、民間資金法第6条により、四の事業に係る特定事業（関西国際空港又は大阪国際空港の運営等を行い、着陸料等を自らの収入として收受する事業を含むものに限る。以下「特定空港運営事業」という。）を選定する場合には、当該特定事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならないものとする。
- 七 会社は、特定空港運営事業を実施する民間事業者を選定しようとする等の場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。
- 八 会社は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

航空法の一部を改正する法律案(閣法第48号)(先議)

(参議院 23.4.11国土交通委員会付託 4.20本会議可決 衆議院 5.17可決)

【要旨】

本法律案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 航空従事者技能証明の資格に、航空機に乗り組んで、機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために2人を要する航空機の操縦を行うこと等をその業務範囲とする「准定期運送用操縦士」を追加する。
- 二 定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を有する者は、飛行前の一定期間内において、特定操縦技能（航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に必要であるもの）を有するかどうかについて、国土交通大臣の認定を受けた操縦技能審査員の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明につき限定をされた範囲の航空機について、当該航空機に乗り組んで行うその操縦、操縦練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行ってはならないこととする。
- 三 航空身体検査証明の有効期間について、航空従事者技能証明の資格ごとに、航空身体検査証明を受ける者の年齢、心身の状態及び乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二に係る規定については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第49号)

(衆議院 23.8.11可決 参議院 8.19総務委員会付託 8.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、都道府県の権限の市町村への移譲に関する事項

住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市町村へ移譲することとし、関連法律の改正を行う。

二、地方公共団体に対する義務付けの見直しに関する事項

地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体に対する義務付けを見直すこととし、地域主権戦略大綱において示された項目その他所要の事項について、関連法律の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.8.26総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するよ

うに努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。

二、地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

三、地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方公共団体の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないよう、各府省等の行為を継続的に監視するための立法措置を含む十分な担保措置を講ずること。また、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。

四、基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずるとともに、都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。

五、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

特に、国の出先機関の見直しについては、地方の意見・要望を踏まえつつ、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮するとともに、引き続き国の出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

右決議する。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 23.5.31修正議決 参議院 6.6厚生労働委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 介護保険法の一部改正

一 地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」を追加する。

二 都道府県は、平成24年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができる。

第二 老人福祉法の一部改正

一 有料老人ホーム等における利用者保護のための規定を創設する。

二 市町村及び都道府県は、後見等に係る体制の整備等に努めなければならない。

第三 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正

介護療養型医療施設について、平成24年4月1日の時点で指定を受けているものについては、

平成30年3月31日までの間、介護療養型医療施設に係る規定は、なおその効力を有する。

第四 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正

一 介護福祉士及び研修を受けた介護職員等は、診療の補助として、医師の指示の下にたんの吸引等を行うことを業とすることができます。

二 介護福祉士の資格取得方法の見直しに係る改正規定の施行期日を、平成24年4月1日から平成27年4月1日に変更する。

第五 施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第三及び第四の二については、公布の日から施行する。

なお、衆議院において、社会医療法人について、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置を可能とする旨の規定を削除する等の修正が行われた。

【附帯決議】(23.6.14厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、介護職が喀痰吸引等を実施するに当たっては、知識・技術の十分な習得を図るとともに、医師、看護師その他の医療関係者との連携のもとに、安全管理体制を整備し、その上で実施状況について定期的な検証を行うこと。

二、介護職員等の処遇改善については、財源を確保しつつ、幅広い職種を対象にして実施するよう努めること。特に、介護領域における看護師の重要な役割に鑑み、介護保険施設や訪問看護に従事する看護師の確保と処遇改善に努めること。

三、介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。

四、地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスについては、医師、看護師、介護職員間の連携を深め、円滑な実施体制の実現を図ること。併せて、地域包括支援センターにおける総合相談などの包括的支援事業の機能の強化を進めるとともに、その拠点整備を推進すること。

五、介護予防・日常生活支援総合事業については、その創設においても要支援認定者が従来の介護予防サービスと同総合事業を選択・利用する意思を最大限尊重すること。また、国として財源を確保し、各市町村のニーズに応じて適切に実施するよう努めること。

六、介護療養病床の廃止期限の延長については、3年から4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しについて検討すること。

七、認知症対策を推進するため、地域における医療、介護等の緊密な連携を図るとともに、市民後見人の活用を含めた成年後見制度の周知・普及を図り、権利擁護の体制整備を促進すること。右決議する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(閣法第51号)

(衆議院 23.8.23修正議決 参議院 8.24経済産業委員会付託 8.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近のエネルギーをめぐる内外の経済的・社会的環境の変化及びエネルギー源として再生可能エネルギー源を利用することの重要性が増大していることに鑑み、電気事業者に対し、一定の調達期間を超えない範囲内の期間にわたり一定の調達価格により再生可能エネルギー電気を調達する契約を締結する義務を課す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、調達価格及び調達期間を決定する際に、その基準に再生可能エネルギー発電設備の設置の形態及び規模を加えること、関係大臣に協議等を行うこと、調達価格等算定委員会を設置しその意見を聴くこと、また、電気を大量に使用する事業者に対する賦課金について軽減措置を講ずること、費用負担調整機関が電気事業者に対して交付する交付金の財源に充てるため予算上の措置を講ずること等を内容とする修正が行われた。

一、電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の買取りの義務付け

経済産業大臣が認定する再生可能エネルギー発電設備から得られる電気について、電気事業者に対して、経済産業大臣が定める一定の期間、一定の価格により調達する契約の締結に応じるよう義務を課す。

二、調達価格及び調達期間

経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の設置の区分、設置の形態及び規模ごとに、調達価格及び調達期間を定める。その際、再生可能エネルギー発電設備の所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者問題担当大臣の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聽かなければならない（衆議院修正）。

三、買取費用の負担方法

電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達に要した費用については、全ての電気の需要家に電気の使用量に応じて賦課金という形で支払を請求することを認める。その際、地域ごとの再生可能エネルギーの導入状況の違いにより賦課金の負担に不均衡が生じないよう、経済産業大臣が賦課金の単価を全国一律で定めるとともに、各電気事業者の買取費用の負担の不均衡を解消するため、経済産業大臣が指定する費用負担調整機関を通じて調整を実施する。

四、賦課金に係る特例

経済産業大臣は、電気の使用に係る原単位が一定の水準を超える事業者からの申請により、年間の電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について認定し、当該事業者に係る賦課金について軽減措置を講ずる（衆議院修正）。

五、予算上の措置

政府は、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずる（衆議院修正）。

六、調達価格等算定委員会

資源エネルギー庁に、調達価格等算定委員会を置き、その委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命する（衆議院修正）。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、平成24年7月1日から施行する（衆議院修正）。

八、見直し

- 1 政府は、東日本大震災を踏まえてエネルギー基本計画が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じ、その後、エネルギー基本計画が変更されるごと又は少なくとも3年ごとに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（衆議院修正）。
- 2 この法律の施行後平成33年3月31日までの間に、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行う（衆議院修正）。
- 3 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、エネルギー対策特別会計の負担とすること、石油石炭税の収入額を充てること等を含め予算上の措置に係る財源について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる（衆議院修正）。

九、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は廃止する。それに伴う所要の経過措置について規定を設ける。

【附帯決議】（23.8.25経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 再生可能エネルギー発電設備については、太陽光にあっては屋根用及び地上用（大規模・小規模）、風力にあっては洋上及び陸上など様々な形態があることに鑑み、エネルギーの種別、設備の規模等の設備の様々な態様に応じた調達価格及び調達期間の設定を行うこと。
- 二 本法の施行前より既存の設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者が、本法施行後においても安定的な供給を継続することができるよう、新規参入者との公平性に配慮しつつ、必要な措置を講ずること。
- 三 電気事業者が、本法第4条第1項の規定に基づいて特定供給者との特定契約の締結を拒んだ場

- 合や、本法第5条第1項各号の規定に基づいて特定供給者との接続を拒んだ場合においては、その理由について十分な説明を行うよう措置するものとすること。
- 四 再生可能エネルギー発電設備については、同設備から生ずる有害物質等により人の健康に係る被害が生ずることのないよう、また、長期間にわたりその安全性等が確保されるよう、品質保証がなされていること、メンテナンス契約が締結されていることその他の厳格な基準を設けること。
- 五 再生可能エネルギー発電設備については、これらの耐用年数経過後において大量の廃棄物の発生を防ぐ観点から、設備のリサイクルシステム構築等、早急に必要な措置を講ずること。
- 六 本法第17条に規定する賦課金に係る特例措置について、製造業以外の業種に係る基準や特例の対象となる電気の使用量の基準を政令で定める際には、その設定に係る考え方を明らかにすること。また、製造業については、同条の認定に当たり、個別の事業所における事業展開が極めて多種多様である点を十分踏まえ、弾力的かつ透明な運用を行うこと。
- 七 本法第17条に規定する賦課金に係る特例措置に伴い、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に関しては、本法の施行の状況等を勘案し、電源開発促進税を充てること等についても検討すること。
- 八 賦課金の負担が、中小企業及び低所得者に対して過重なものとならないよう、省エネに係る補助金等を活用する等、必要な措置を講ずること。
- 九 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電への参入促進が図られるよう、土地利用、建築物等に関する規制に係る手続の簡素化等の措置を講ずるとともに、再生可能エネルギー電気を供給する者等の利便性の向上を図るため、関連する手続についての相談等の対応窓口を一本化する等の措置を講じ、また、裁判外紛争解決手続（ADR）の制度化を含めた関係者の権利調整のための措置について検討すること。
- 十 住宅用の太陽光発電設備の一層の普及を図るため、地域により導入コストに大きな差が生じないようとするなど、更なる支援策を検討すること。
- 十一 地域活性化を図る観点から、地域の特性をいかした再生可能エネルギー電気（バイオマス、水力等）の供給が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- 十二 国民の再生可能エネルギー発電設備への投資が促進されるよう、市民ファンド等の設立を支援すること。
- 十三 エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するとともに、再生可能エネルギー源を変換して得られる電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減するため、発送配電の分離、東西周波数の統一、総括原価方式の見直し等の措置も含め、幅広く検討を進めること。
- 十四 再生可能エネルギー電気の利用の拡大が促進されるよう、スマートグリッドの構築、蓄電池等の省エネ技術の開発及びその普及、高圧高容量直流送電線の整備等に向けての官民の役割分担、協力体制の構築等、必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十五 東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、同震災の発生後この法律の施行前に、電気の供給力の強化に資するように開始された再生可能エネルギー電気の供給については、適切な配慮を行うものとすること。
- 十六 本法附則第9条に定める政令については、被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づく支援の考え方を踏まえつつ、東日本大震災による被災者の支援のために適切かつ実施可能な範囲を設定するものとすること。
- 十七 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること。
- 右決議する。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 23.8.23可決 参議院 8.24経済産業委員会付託 8.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した規制の合理化等を図るため、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合における供給約款の変更のための届出等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電気料金及びガス料金の料金改定手続

買取制度による賦課金等、法律により国が定めた外生的・固定的なコストの変動に起因する電気料金等の改定について、事前届出により行うこととする。

二、特定電気事業者が利用できる託送制度の整備

特定電気事業者が、再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、送配電ネットワークの利用のための制度を整備する。

三、送配電ネットワークの利用ルールの運用体制の整備

買取制度により送配電ネットワークに接続する発電設備が増加し、その接続に当たっての紛争の増加が予想されるため、発電事業者と送配電ネットワーク運用者との間の紛争が適切に解決されるよう、体制整備を行う。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、検討

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

鉱業法の一部を改正する等の法律案(閣法第53号)

(衆議院 23.5.24可決 参議院 6.15経済産業委員会付託 7.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化していること等に鑑み、鉱物資源の安定的な供給確保を図るため、国内での資源開発がより適切に行われるよう、鉱業権の設定に係る許可基準の見直し、国民経済上特に重要な鉱物に係る鉱業権を最適な開発者へ付与する手続制度の創設、鉱物資源の探査に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、鉱業権の設定に係る許可基準の見直し

鉱業権を設定する際の許可基準を新たに創設し、経理的基礎や技術的能力等を有する開発主体に鉱業権設定の許可をすることとする。

二、鉱業権の設定に関する手続の創設

石油、天然ガスなどの国民経済上特に重要な鉱物を「特定鉱物」として位置付け、特定鉱物の鉱業権の設定については、従来の先願者に鉱業権を付与する手続に代えて、国の管理の下で鉱区候補地を指定し、当該鉱物の合理的な開発に最も適した主体を選定する手続を創設する。

三、鉱物の探査の許可制度の創設等

鉱物資源の探査活動を許可制とし、必要に応じて探査結果の報告を求める制度を創設する。

四、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止

石油等の掘採について遵守すべき技術、方法や探鉱に係る補助等の措置を定める石油及び可燃性天然ガス資源開発法については、技術の普及等によりその役割を終えたことから、これを廃止する。

五、附則

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行後5年を経過した場合において、その施行の状況を勘案し、必要があると認

めるときは、この法律による改正後の鉱業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(23.7.14経済産業委員会議決)

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となっている状況の下、国内資源を適正に管理し、その開発をより適切に推進するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 海洋立国として、我が国の排他的經濟水域等に存在している石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の海洋資源の開発の促進に向けて、国による探査を拡充させるとともに、民間企業と連携しつつ国が率先して開発に取り組むこと。
- 二 創設される鉱物の探査の許可制度の執行に当たっては、我が国の排他的經濟水域等における主権的権利が適切に確保されるよう十分な執行体制を構築するとともに、経済産業省、海上保安庁を始め関係省庁が緊密に連携して適切な対応を図ること。
- 三 東シナ海資源開発については、白権油ガス田等における中国側の動向を注視し、中国側に対して、引き続き適切な情報提供及び国際約束締結交渉の早期再開を強く求めるとともに、東シナ海における日中間の協力についての合意の速やかな実施に努めること。
- 四 未処理の鉱業権の出願案件については、鉱物の合理的な開発が図られるよう、改正後の許可基準が適用されることも踏まえ、処理の迅速化に最大限努めること。
- 五 特定鉱物の開発に係る特定開発者の選定が公平・適確に行われ、我が国の資源開発に資するよう、特定開発者を選定するための適切な評価基準を策定すること。また、国の機関が鉱物の探査を行う際の経済産業大臣への協議においては、国の機関以外の者に対する許可基準を踏まえ、適切に実施の可否を判断すること。

右決議する。

非訟事件手続法案(閣法第54号)(先議)

(参議院 23.4.18法務委員会付託 4.27本会議可決 衆議院 5.19可決)

【要旨】

本法律案は、非訟事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするため、非訟事件の手続に関する法制について、管轄、当事者及び代理人、審理及び裁判の手続、不服申立て等の手続の基本的事項に関する規定を整備し、参加、記録の閲覧謄写、電話会議システム等による手続、和解等の当事者等の手続保障の拡充とその利便性の向上を図るための諸制度を創設するとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 手続の基本に関する規定の整備
管轄、代理及び不服申立てなど非訟事件の手続の基本に関する規定を、民事訴訟法を踏まえて整備する。
- 二 当事者等の手続保障に関する制度の拡充
当事者や裁判により影響を受ける者の手続保障を図るために、参加や記録の閲覧等についての手続を創設するほか、調書の作成等についての規定を整備する。
- 三 当当事者の便宜を図るための制度の創設
当事者の便宜を図るために、電話会議システム及びテレビ会議システムを導入するほか、和解制度を創設する。
- 四 その他
表記を現代語化する等、所要の規定を整備する。
- 五 施行期日
公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

家事事件手続法案(閣法第55号)(先議)

(参議院 23. 4. 18法務委員会付託 4. 27本会議可決 衆議院 5. 19可決)

【要旨】

本法律案は、家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするため、家事事件の手続に関する法制について、管轄、当事者及び代理人、家事審判及び家事調停の手続、不服申立て等の手続の基本的事項に関する規定を整備し、参加、記録の閲覧謄写、陳述の聴取等の手続保障に資する規定をより充実したものに改めるとともに、電話会議システム等による手続及び高等裁判所における調停等、その利便性の向上を図るための諸制度の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 手続の基本に関する規定の整備

管轄、代理及び不服申立てなど家事事件の手続の基本に関する規定を、非訟事件手続法の改正及び民事訴訟法等を踏まえて、整備する。

二 当事者等の手続保障に関する制度の拡充

当事者や審判等により影響を受ける者の手続保障を図るために、非訟事件手続法の改正を踏まえて、参加、記録の閲覧及び調書の作成等についての規定を整備するほか、個別の事件ごとに陳述聴取等の規定を見直す。

三 当事者の便宜を図るための制度の創設

当事者の便宜を図るために、電話会議システム及びテレビ会議システムを導入するほか、高等裁判所における家事調停手続を創設する。

四 法律事項・規則事項の振り分けに関する整備

家事事件の手続に関し、最高裁判所規則で定める事項のうち現代的視点から法律で定めることが相当なものについて、所要の規定を整備する。

五 施行期日

非訟事件手続法の施行の日から施行する。

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第56号)(先議)

(参議院 23. 4. 18法務委員会付託 4. 27本会議可決 衆議院 5. 19可決)

【要旨】

本法律案は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴い、旧非訟事件手続法の題名を外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律に改めて同法の規定の整備を行い、家事審判法を廃止するほか、関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 廃止する法律

家事審判法（昭和22年法律第152号）

二 次に掲げる法律その他の関係法律の規定の整備

- 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- 2 会社法（平成17年法律第86号）
- 3 借地借家法（平成3年法律第90号）
- 4 信託法（平成18年法律第108号）
- 5 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）
- 6 民事調停法（昭和26年法律第222号）
- 7 労働審判法（平成16年法律第45号）

三 施行期日

新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案(閣法第57号)

(衆議院 23.4.22本会議可決 参議院 4.25財政金融委員会付託 4.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災（以下「大震災」という。）の被災者等の負担の軽減を図る等のため、国税関係法律の特例を定めるための法律を制定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、所得税

- 1 大震災による住宅・家財等の損失について、雑損控除又は災害減免法による所得税の減免措置の前年分における適用を認める。また、雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）とする。
- 2 大震災による事業用資産の損失について、前年分の事業所得の必要経費に算入することを認めるとともに、純損失の繰越控除期間を5年（現行3年）とする。
- 3 住宅ローン控除について、適用住宅が大震災により滅失等した場合においても、平成24年分以降の残存期間の継続適用を認める。
- 4 平成23年、24年、25年分の所得税において、大震災関連寄附について、次の措置を講ずる。
 - ① 寄附金控除の控除可能限度枠を総所得金額の80%（現行40%）に拡大する。
 - ② 認定NPO法人等が、被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で、税額控除制度（税額控除率40%、所得税額の25%を限度）を導入する（所得控除制度との選択制）。

二、法人税

- 1 法人の欠損金額のうち大震災による損失金額の全額について、2年間まで遡って繰戻しによる法人税額の還付を認める。
- 2 平成28年3月31日までの間に、大震災により被災した資産（建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両）の代替として取得する資産等について、特別償却を認める。
- 3 平成28年3月31日までの間に、被災区域内の土地等を譲渡し、国内にある土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合等に、その譲渡益の課税の繰延べ（100%の圧縮記帳）を認める。

三、資産税

- 1 大震災前に取得した財産に係る相続税・贈与税で、大震災後に申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を大震災後を基準とした評価額とすること等を認める。
- 2 住宅取得等資金の贈与税の特例措置の適用を受けようとしていた住宅が、大震災により滅失して居住できなくなった場合には、その住宅への居住要件を免除等する。
- 3 平成33年3月31日までの間に、被災した建物、船舶、航空機に代えて新築、建造等する建物、船舶、航空機等に係る登録免許税を免税とする。

四、消費課税

- 1 大震災により滅失等した建物の代替建物を新築等する場合等において、平成33年3月31日までの間に、被災者が作成する建設工事の請負契約書等に係る印紙税を非課税とする。
- 2 被災自動車について、平成25年3月31日までの間、車検残存期間に相当する納付済み自動車重量税を還付する。
- 3 被災自動車の使用者が新たに取得した自動車について、平成26年4月30日までの間、新規車検等の際の自動車重量税を免除する。
- 4 撥発油税等の「当分の間」税率の課税を停止する措置（いわゆる「トリガーライセンス」）について、別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 23.4.22可決 参議院 4.25総務委員会付託 4.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、固定資産税及び都市計画税

東日本大震災に係る津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失・損壊し、又は土地について従前の使用ができなくなった区域として市町村長が指定した区域内に所在する家屋及び土地に対しては、平成23年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする措置を講ずる。

二、個人住民税

東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納稅義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるることとする。

三、不動産取得税

東日本大震災により滅失・損壊した家屋の所有者等がこれに代わる家屋を取得した場合や、当該被災家屋の敷地の所有者等がこれに代わる土地を取得した場合に、平成33年3月31日までの間の取得に対しては、当該被災家屋の床面積相当分等について不動産取得税を課さないようにする特例措置を講ずる。

四、自動車取得税、自動車税等

東日本大震災により滅失・損壊した自動車の所有者等がこれに代わる自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得した場合の自動車取得税を非課税とともに、当該代替自動車等に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税及び軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずる。

五、軽油引取税

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止する。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

障害者基本法の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 23.6.16修正議決 参議院 7.25内閣委員会委員会付託 7.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、総則

1 目的

本法の目的として、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを追加する。

2 定義

イ 「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他的心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

ロ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、觀念その他一切のものをいう。

3 地域社会における共生等

1の社会の実現は、全ての障害者が、可能な限りどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、可能な限り手話を含む言語その他の意思疎通の手段についての選択の機会が確保されること等を旨として図られなければならない。

4 差別の禁止

障害者に対して、障害を理由として差別すること等を禁止する観点から、社会的障壁の除去は、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

二、基本的施策

- 1 国及び地方公共団体は、障害者が、可能な限りその身近な場所において医療又は介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しなければならない。また、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 6 国及び地方公共団体は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。
- 8 国及び地方公共団体は、選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。
- 9 国又は地方公共団体は、障害者が刑事事件等の手続の対象又は民事事件等の手続の当事者等となつた場合において、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮しなければならない。

三、推進体制

- 1 内閣府に、障害者基本計画の策定に関する意見具申、同計画に関する調査審議及び意見具申、同計画の実施状況の監視及び勧告等の事務をつかさどる、障害者政策委員会を置く。
- 2 都道府県に、都道府県障害者計画の策定に関する意見具申、障害者に関する施策の調査審議及び実施状況の監視等の事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 国は、本法施行3年後に、法の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、精神障害に発達障害が含まれる旨を明記すること、教育について障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重すること、基本的施策に防災及び防犯の規定及び消費者としての障害者の保護の規定を追加すること、附則に法の施行状況等についての検討規定を設けることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(23.7.28内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、国及び地方公共団体は、視覚障害者、聴覚障害者その他の意思疎通に困難がある障害者に対し

- て、その者にとって最も適当な言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること。
- 二、国及び地方公共団体は、子どもの発達に対して、障害の有無にかかわらず、将来の自立に向けて個の特性に応じた一貫した支援がなされるべきものであるとの観点から、障害に気付いてから就労に至るまでの一貫した支援を可能とする体制整備を行うこと。
- 三、国及び地方公共団体は、発達障害児について、将来の自立と社会参加のため、特性や能力に応じた中等・高等教育を受けられるよう、必要な環境の整備を図ること。
- 四、国及び地方公共団体は、障害原因の軽減や根本治癒についての再生医療に関する研究開発を推進するとともに、障害者が再生医療を受ける機会を確保するために必要な措置を講ずること。
- 五、国は、地方公共団体が実施する障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策並びに民間の団体が障害者の自立及び社会参加の支援等に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。
- 六、国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 七、国は、東日本大震災による障害者に係る被害の実態等を踏まえ、災害その他非常の事態の場合において障害者の生命又は身体の安全の確保が図られるよう、障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八、障害者政策委員会の委員の人選に当たっては、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めしていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。
- 右、決議する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講じようとするものである。

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案(閣法第61号)

(衆議院 23.4.28可決 参議院 4.28国土交通委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情に鑑み、国又は県が被害を受けた地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を実施するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国又は県による工事の代行

国又は被災市町村の属する県は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら災害復旧事業等に係る漁港、砂防、港湾、道路、海岸、地すべり防止、下水道、河川及び急傾斜地崩壊防止の工事を実施することができることする。

二 国又は県による権限の代行

国又は県は、一により工事を施行する場合においては、被災地方公共団体に代わってその権限を行うものとする。

三 一の工事についての費用負担

国又は県が一により工事を施行する場合に、国又は県及び一の被災地方公共団体の費用負担について所要の規定を設けるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案(閣法第62号)

(衆議院 23.4.28可決 参議院 4.28国土交通委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁（都道府県知事又は建築主事を置く市町村の長。以下、同じ。）が建築物の建築を制限し、又は禁止することを可能とする特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 被災市街地における建築制限

特定行政庁は、東北地方太平洋沖地震により市街地が甚大な被害を受けた場合において、都市計画等のため必要があり、かつ、当該市街地の健全な復興を図るためやむを得ないと認めるときは、最長2月という建築基準法の規定にかかわらず、相当数の建築物の滅失、不良な街区環境形成のおそれ等一定の要件に該当する区域を指定し、平成23年9月11日までの期間に限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができるものとする。また、特定行政庁は、特に必要があると認めるときは、更に2月を超えない範囲内において、当該期間を延長することができるものとする。

二 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(閣法第63号)

(衆議院 23.4.30可決 参議院 5.1災害対策特別委員会付託 5.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助及び被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置を実施しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるものとする。

二 特定被災地方公共団体等に対する補助等

- 1 東日本大震災により被害を受けた上水道、工業用水道、改良住宅等、交通安全施設等、都市施設、一般廃棄物処理施設及び集落排水施設の災害復旧事業について、総合負担軽減方式により算定した補助率で、国が補助を行う。
- 2 東日本大震災により被害を受けた警察施設、消防施設、公的医療施設、被災市町村の臨時庁舎、保健所、社会福祉施設、空港等の施設の災害復旧事業について、国が補助等を行う。
- 3 特定被災地方公共団体を激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条第1項に規定する特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

- 4 東日本大震災により特に必要となった廃棄物の処理を行うための費用について、総合負担軽減方式により算定した補助率で、国が補助を行う。
- 三 社会保険等の加入者、対象者等に保険料の減免等による負担の軽減を行う。
- 四 農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援
 - 1 一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れ等を行う。
 - 2 株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫の行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる出資の延長を行う。
 - 3 被災した農業・漁業者及び中小企業者に対する信用保険における国のでん補率の引き上げ等を行う。
 - 4 株式会社日本政策金融公庫の行う貸付けのほか、災害援護資金、農林漁業者及び中小企業者に対する各種貸付資金の償還期限の延長等を行う。
 - 5 独立行政法人住宅金融支援機構が東日本大震災により被害が生じた土地の補修に必要な資金を貸し付けることができる。
- 五 その他の特別の財政援助及び助成
 - 二から四に掲げる措置のほか、地方債の発行年度、起債対象、利率及び償還期限の特例並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等の特別の財政援助又は助成を行う。
- 六 その他
 - 1 地方公共団体等が講ずる措置で原子力事業者が賠償する責めに任すべき損害に係るものについて、国がこの法律の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行った場合、国が原子力事業者に対し、求償することを妨げるものではない。
 - 2 この法律は、公布の日から施行するものとする。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(閣法第64号)

(衆議院 23.4.30可決 参議院 5.1総務委員会付託 5.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成23年度分の地方交付税の総額に、1,200億円を加算するとともに、同加算額の全額を、特別交付税とする特例を設けようとするものである。

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案(閣法第65号)

(衆議院 23.4.30可決 参議院 5.1農林水産委員会付託 5.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、農用地が受けた塩害を除去するための事業を土地改良事業として行うとともに、災害復旧等に係る土地改良事業についての都道府県の負担の軽減等を図るために土地改良法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、除塩に関する特例

本法律案において「除塩」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するために行う事業をいうものとすることとし、土地改良事業（災害復旧）とみなすこととする。

二、国又は都道府県が行う土地改良事業に関する特例

国又は都道府県は、津波による災害に対処するため、災害復旧の土地改良事業を行う場合において、必要があると認めるときは、申請によらずに土地改良施設の変更、区画整理等の事業を行うことができることとする。また、土地改良施設の変更に係る事業計画の3分の2以上の同意徴集手続について、土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないものの場合、土地改良区の同意で足りることとする。

三、国が行う災害復旧等に係る土地改良事業の負担金に関する特例

国が除塩等の災害復旧、土地改良施設の変更、区画整理等の土地改良事業を実施する場合の都道府県の負担金の特例措置を講ずることとする。

四、国の補助に関する特例

国は、都道府県に対し、都道府県、市町村又は土地改良区が津波による災害に対処するために行う土地改良事業について、予算の範囲内において補助を行うこととし、当該補助の額の特例措置を講ずることとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(23.5.2農林水産委員会議決)

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすことが喫緊の課題である。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質の被害除去については、東京電力と国が責任をもって対応する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 被災地域の復旧・復興に当たっては、我が国農林漁業における食料基地としての重要性に鑑み、復旧・復興へのマスター・プランと工程表を示し、スピード感をもって対応すること。特に、本法に基づく措置と他の復興再生措置との一体的推進を図り、万全な農林漁業経営対策を講ずること。
- 二 除塩事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、除塩に関する技術の開発・普及に努めること。
また、今般の津波による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するために行う除塩事業を土地改良事業とみなすこととしている特例措置について、恒久措置とすることを検討すること。さらに、その実施に当たっては、農業者の意欲に鑑み、地域の実態に応じた柔軟な事業開始が可能となるようにすること。
- 三 東日本大震災に対処するための農地・農業用施設の災害復旧事業については、数年にわたる展開が必要な場合も予想されることから、国と地方公共団体が連携して、必要な予算等の措置を講ずるとともに、農業者の負担が生じないようにすること。また、油、汚泥等の除去、車等のがれきの排除が早急に進むよう、関係省庁の枠を超えた一体的な取組を進めるとともに、事業実施に当たっては、被災者の雇用を優先すること。
- 四 土地改良事業の同意徴集手続の特例の運用については、地域の意向を十分に踏まえて行うこと。
- 五 除塩を始めとする農地・農業用施設の災害復旧に係る工事期間中、休業状態となる農業者の生活・経営の再建に向けた支援策を講ずること。
- 六 被災により償還が困難となった土地改良事業負担金について、支払猶予、無利子化措置を講ずること。
- 七 土地改良事業を円滑に実施し、土地改良施設の適切な維持管理を図るため、組合員が被災したため経常賦課金の徴収が困難となった土地改良区や賦課台帳を逸失する等事務所機能に損傷を受けている土地改良区等に対して支援を行うこと。

右決議する。

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(閣法第66号)

(衆議院 23.4.30可決 参議院 5.1農林水産委員会付託 5.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、東日本大震災の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる県として農林水産大臣が

- 指定する県（以下「指定県」という。）の海区漁業調整委員会の選挙による委員について、補欠選挙を行うべき事由が任期満了による選挙の期日の前日までに生じたときは、当該選挙は行わないものとする。
- 二、指定県においては、選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、当該指定県の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする。
- 三、東日本大震災の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の農業委員会の選挙による委員の任期満了による選挙の期日は、平成24年7月31日までの間で農林水産大臣が指定市町村ごとに指定する日（以下「特例選挙期日」という。）とともに、補欠選挙を行うべき事由が特例選挙期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は行わないものとする。
- 四、この法律の施行の日から特例選挙期日までの間に任期が満了することとなる指定市町村の農業委員会の選挙による委員の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とする。
- 五、指定市町村の選挙管理委員会であって、選挙人名簿の調製が困難と認められる選挙管理委員会として農林水産大臣が指定する選挙管理委員会の選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする。
- 六、この法律は、公布の日から施行するものとする。

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第67号）

（衆議院 23.4.30可決 参議院 5.1財政金融委員会付託 5.2本会議可決）

【要旨】

本法律案は、平成23年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置を定めるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ
財政投融資特別会計財政融資資金勘定から1兆588億円を一般会計に繰り入れることができる。
- 二、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ
決算上の剩余金の繰入れに加えて、外国為替資金特別会計から2,308億5,896万1千円を一般会計に繰り入れることができる。
- 三、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、特例業務勘定から1兆2,000億円を国庫に納付しなければならない。
- 四、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、高速道路勘定から2,500億円を国庫に納付しなければならない。
- 五、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 その他所要の規定を整備する。

【附帯決議】（23.5.2財政金融委員会議決）

- 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
- 一 東日本大震災の被災地域が一刻も早く復興するよう、道路、鉄道等の交通ネットワークの速やかな復旧・復興など、対応に万全を期すこと。
 - 一 平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成23

年度第2次補正予算の編成に際して見直しも含めた検討を行うこと。

- 一 子ども手当、高速道路無料化及び農家戸別所得補償等の歳出策の在り方については、平成23年度第2次補正予算の編成に向けて、早急に見直しの検討を進めること。
- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの国庫納付については、臨時異例の措置とともに、JR三島貨物会社への支援や北陸新幹線の債務償還等を確実に実施すること。

右決議する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院 23.5.17可決 参議院 5.17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の地方公共団体について、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名等に用いている「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改める。
- 二、統一地方選対象外の団体についても選挙期日の延期の対象とすることとし、延期後の選挙期日は、現行法の施行の日（平成23年3月22日）から2月を超える6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日とする。なお、対象団体の指定及び選挙期日を定める政令の立案に当たっては、総務大臣は県選挙管理委員会の意見を、県選挙管理委員会は市町村選挙管理委員会の意見をそれぞれ聴き、その意見を尊重するものとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.5.18政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

- 一、選挙期日等の延期は、被災地域の実状を考慮したやむを得ない臨時措置であることから、関係地方公共団体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう、政府は十分な支援を行うこと。
- 二、被災地域の復旧・復興の状況を考慮しつつ、選挙期日等の延期の期限までに選挙を行うことが困難な場合には、関係地方公共団体の意見を十分踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。

右決議する。

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案(閣法第69号)

(衆議院 23.5.31可決 参議院 5.31総務委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっていることに対処するため、特定の無線局区分の周波数（地上アナログ放送局の周波数）の使用の期限及び当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を延長する等の電波法の特例を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地上アナログ放送局の周波数の使用の期限の特例

- 1 総務大臣は、岩手県、宮城県又は福島県における特定の無線局区分の周波数の使用の期限について、東日本大震災により当該地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっている状況及び当該状況の改善に必要と見込まれる期間を勘案し、平成24年7月24日を限度として延長することができることする。
- 2 1により使用の期限を延長された周波数を使用する無線局について、免許の有効期間を当該延長された期限までの期間とすることとする。

二、電波利用料の特例

- 1 一の2により免許の有効期間を延長された無線局の免許人は、当該延長された無線局の免許の有効期間について電波利用料を国に納めることを要しないこととする。
- 2 一の2により免許の有効期間を延長された無線局について、当該延長された期間の運用に要する費用の助成を電波利用料の使途に加えることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.6.7総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地上デジタル放送への移行が周波数の有効活用に資するものであるとともに、放送が災害時等における貴重な情報源であることを踏まえ、移行が完了した地域からの人員派遣、被災自治体との緊密な連携を行うなど、共聴施設の改修や被災者世帯における受信設備のデジタル化の支援等にあらゆる対策を講じ、被災3県における地上放送の完全デジタル化の早期実現に尽力すること。
- 二、アナログ放送を引き続き行う期間については、被災3県それぞれの復旧・復興状況と地域住民の意向に配意して決定するとともに、当該期間の周知を徹底すること。
- 三、アナログ放送を継続する放送事業者に対して行う無線局運用に要する費用の助成に当たっては、放送施設の復旧・整備等も含めた支援策を検討すること。また、共聴施設やケーブルテレビの復旧支援についても検討すること。
- 四、災害時における放送・通信による情報伝達の重要性に鑑み、東日本大震災の教訓をいかして、災害に強い情報通信基盤の構築に努めること。

右決議する。

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(閣法第70号)

(衆議院 23.6.9撤回)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において未曾有の災害であることに鑑み、被災地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、東日本大震災復興対策本部を設置する等の措置を講じようとするものである。

内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案(閣法第71号)

(衆議院 審議未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、特別に必要がある場合において増加することができる国務大臣の数を6人を限度とすることとともに、内閣府に置かれる副大臣の数を6人以内の限度で、大臣政務官の数を6人以内の限度で、それぞれ増加することとしようとするものである。

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案(閣法第72号)

(衆議院 23.5.26可決 参議院 5.30外交防衛委員会付託 6.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券を紛失し、又は焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例を定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、外務大臣は、東北地方太平洋沖地震による災害の被災者に対し、当該被災者が平成23年3月11日時点で有していた一般旅券（以下「紛失旅券」という。）の有効期限までを有効期間とする一

- 般旅券（有効期間は、月を単位とする5年以内の期間であってその満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものとする。）を発行することができる。
- 二、一により発行された有効期間5年の一般旅券の有効期限が当該一般旅券の発給を受けた被災者の紛失旅券の有効期限より1月以上前である場合には、外務大臣は、当該被災者の申請に応じ、再度紛失旅券の有効期限までを有効期間とする一般旅券（有効期間は、月を単位とする5年以内の期間であってその満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものとする。）を発行することができる。
- 三、一及び二に定める一般旅券（以下「震災特例旅券」という。）の発給の申請をする者は、手数料を国に納付することを要しない。
- 四、震災特例旅券の交付に係る事務を地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とするとともに、震災特例旅券の発行に係る事務の一部を政令で定めるところにより都道府県知事が行うことができることとする。
- 五、この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第73号)

（衆議院 23.6.9可決 参議院 6.13財政金融委員会付託 6.22本会議可決）

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般的特例

東日本大震災の影響により、主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するため、自己資本の充実が必要となった金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合の経営強化計画の策定において、経営責任が問われないことを明確化するとともに、収益性・効率性等の向上の具体的な目標を求める等の震災の特例を設ける。

二、協同組織金融機関向け特例

- 1 経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務状況を確実に見通すことが困難となった協同組織金融機関（信用金庫、信用組合等）について、国と中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会等）が共同して資本参加を行う枠組みを設け、中央機関は、資本参加を受ける協同組織金融機関の経営を指導する役割を担う。
- 2 1により資本参加を受けた協同組織金融機関等が主務大臣の認定を受けて事業再構築を行う場合について、参加資本の整理のために預金保険の資金等を活用することを可能とする。

三、申請期限の延長

国の資本参加等の申請期限（平成24年3月31日）を、平成29年3月31日まで5年間延長する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（23.6.21財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 これまでに実施されている東日本大震災に係る各種の金融上の措置については、引き続き迅速かつ弾力的な対応が行われるよう特段の配慮を払うとともに、今後の復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切に応える対策を講ずること。
- 一 東日本大震災による未曾有の被害を受け、生活の本拠や生計の手段を失った被災者の生活・事業の再建が、今後の復旧・復興に向けた大きな課題であることを踏まえ、被災した住宅ローン利

用者及び中小企業者等に係る二重債務の問題に関しては、被災者の再スタート支援に資するよう、必要な対応について、早急に検討を進めること。

一 被災企業のリース債務等に係る問題についても、被災者及びリース会社等の実情を踏まえ、十分に配意すること。

右決議する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第74号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員の労働関係に関する法律案(閣法第75号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めようとするものである。

公務員庁設置法案(閣法第76号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置しようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第77号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(閣法第78号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人事費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講じようとするものである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第79号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬に関する臨時特例を定めようとするものである。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第80号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、検察官の俸給に関する臨時特例を定めようとするものである。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第81号)

(衆議院 23.7.15可決 参議院 7.15農林水産委員会付託 7.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処して特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るため、特定農水産業協同組合等の自己資本の充実に関する特別の措置を講じ、特定農水産業協同組合等の信用事業の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、指定支援法人は、震災特例組合等（東日本大震災の影響により、主として事業を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために自己資本の充実を図ることが必要となった特定農水産業協同組合等のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその信用事業に係る経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められるものをいう。）が発行する優先出資の引受け等を行う場合において、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）に対し、当該特定優先出資等の取得の申込みをすることができるものとする。

なお、指定支援法人からの機構に対する特定優先出資等の取得の申込みの期限は、平成29年3月31日までとする。

二、機構は、指定支援法人から特定優先出資等の取得の申込みを受けた場合において、主務大臣が取得を行うべき旨の決定をしたときは、当該特定優先出資等を取得することができるものとする。

三、特別対象組合等（機構が取得した特定優先出資等に係る震災特例組合等であって機構が現に保有する特定優先出資等に係る発行者又は債務者であるものをいう。）は、機構による特定優先出資等の取得があった日から起算して10年を経過する日までに、信用事業が改善した旨の認定又は合併等の信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならないものとする。

四、機構は、信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の主務大臣の認定を受けた特別対象組合等が優先出資の消却を行う場合において、当該優先出資の消却に必要な金銭の贈与を行うことができるものとする。

五、この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】 (23.7.26農林水産委員会議決)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興に向け全力を尽くすべきである。こうした中、今後の復興を図るには、農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るとともに、農業者、漁業者の経営再開・再建への的確な支援を全力で行うことが喫

緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 改正法の運用に当たっては、指定支援法人及び農水産業協同組合貯金保険機構の緊密な連携と適切な役割分担の下、被災農業者・漁業者の経営・生活の円滑な再建に資することを旨として実施すること。
- 二 東日本大震災で被災した農林漁業者等における二重債務の問題については、被災者の経営・生活の再建に資するよう、国として、必要な対応を実施すること。
- 三 被災地域の復興の重要な担い手である農業協同組合、漁業協同組合等については、自ら被災している場合もあることから、地域の復興計画に則した共同利用施設等の復興支援に万全を期すること。
- 四 本法の改正は、公的資金の注入によらず被災地域の農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るものであるが、農漁協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行うこと。

政府は、このことについて、実態把握に努め、必要に応じ具体的な措置をとること。

右決議する。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第82号)

(衆議院 23.6.16可決 参議院 6.16財政金融委員会付託 6.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、寄附税制の拡充、金融・証券税制の改正、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政策税制

雇用や投資を促進するため、雇用を一定以上増加させた企業に対する税額控除制度（雇用促進税制）、先進的な低炭素・省エネ設備を取得した場合の特別償却・税額控除制度等を創設する。

二、寄附金税制

認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度等を創設する。

三、金融・証券税制

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%の軽減税率の特例の適用期限を2年延長し、平成26年1月から20%の本則税率とする。これに伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版ISA）の導入時期を平成26年1月からとする。

四、租税特別措置の見直し等

年金所得者の申告手続等を簡素化する措置及び航空機燃料税の税率を軽減する措置の創設、上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等を行うほか、既存の租税特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の適用期限を延長するなど、所要の措置を講ずる。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成23年度の租税減収見込額は、約673億円である。

【附帯決議】(23.6.21財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災によって、依然厳しい状況にある被災地域の実情を十分踏まえ、被災した納税者向けの相談体制の充実や広報の徹底等を図るとともに、申告・納付等の期限の延長など国税に關

する手続のほか、震災に係る税制の特例の円滑な実施等について、引き続き、特段の配慮を払うこと。

- 一 申告件数の増加、滞納状況の推移、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、今般の東日本大震災への対応など事務量の増大に鑑み、今後とも国税職員の定員の確保、高度な専門知識を要する職務に従事する国税職員の待遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。
- 一 今般の租税罰則の見直しについては、国税に関する国民の利益の保護が適切に図られるよう、その運用に配慮すること。
右決議する。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第83号)

(衆議院 23.6.16可決 参議院 6.16総務委員会付託 6.22本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

寄附金税額控除の適用対象に、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄附金のうち、都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加するとともに、寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行5,000円）に引き下げる。

二、罰則の見直し

脱税犯及び秩序犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行う。

三、その他

- 1 税負担軽減措置等の大幅な整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.6.21総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、その実現に努めるべきである。

一、平成23年度の地方税制の改正が年度開始後3月を経過した時点で実施されるという異例の事態となったことに鑑み、改正内容の迅速かつ的確な周知を行うこと。この場合、東日本大震災の被災地においては行政機能が著しく低下していることを踏まえ、特段の配慮を行うこと。

なお、東日本大震災の被災地の復旧・復興に当たっては、東日本大震災に係る地方税法の一部を改正する法律の円滑な施行と併せ、地方公共団体の条例による減免措置を被災者の実情に合わせきめ細かく講ずることが極めて重要であることを踏まえ、適時適切な助言に努めること。

二、寄附金税制については、東日本大震災による被災者支援への貢献に向けた国民の熱意の高まりを踏まえ、早急に改正内容の周知徹底を図り、制度の活用を促進すること。

なお、特定非営利活動法人の認定に係る権限の都道府県知事等への移譲により、団体間で特定非営利活動法人の認定に合理性を欠く差異が生じないよう、その運用につき適切な助言に努めること。

三、航空機燃料譲与税の平成26年度以降の譲与割合については、同年度以降の航空機燃料税の取扱いと関係団体の財政状況等を踏まえ、財源の安定的な確保の観点から引き続き検討すること。

四、個人住民税の扶養控除の在り方は、個人の価値観やライフスタイル、家族構成、家族関係に広範な影響を与えるものであることを踏まえ、その見直しは十分慎重に行うこと。

五、地方税制の抜本的改革に当たっては、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差を正を図る観点に立って、国、地方を通じる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、偏在度が小さく、安定的に充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を速やかに図ること。

特に、社会保障と税の一体改革に当たっては、国と地方の社会保障サービスが一体であること

を十分認識し、分権型社会において、地方単独事業を含めて住民本位の社会保障を実現できるよう十分な財源の確保に努めるとともに、消費税の国と地方の間の配分については、国と地方の協議の場等を通じ、地方側と十分な協議を行い、これを踏まえて対処すること。

右決議する。

原子力損害賠償支援機構法案(閣法第84号)

(衆議院 23.7.28修正議決 参議院 7.29東日本大震災復興特別委員会付託 8.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「賠償法」という。）の規定により原子力事業者が賠償の責めに任すべき額が賠償法の賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ることを目的とする法人として、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、これまで原子力政策を推進してきた国の社会的責任を明記し、国は、機構がその目的を達することができるよう万全の措置を講ずるものとすること、機構は、特別事業計画を作成しようとするときは、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しに加え、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならないとすること、機構は、資金援助を受けた原子力事業者の委託による当該原子力事業者に係る原子力損害の賠償の全部又は一部の支払若しくは平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（以下「仮払い法」という。）に基づき主務大臣又は都道府県知事が行う仮払金の支払に関する事務の一部をその委託により行うことができるものとすること、機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数を管理しなければならないとすること等を内容とする修正が行われた。

一、機構の設立等

機構は法人とし、一を限りに設立される。また、機構を設立するには、電気事業に関して専門的な知識と経験を有する者3人以上が発起人になることを必要とする。

二、機構の組織

機構には、運営委員会を置き、原子力事業者への資金援助に係る議決等、機構の業務運営に関する重要事項に関する議決を行う。

三、機構の業務

- 1 原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、融資や資金の交付等の資金援助を行う。
- 2 機構は、必要がある場合には、事業者の経営合理化等を内容とする特別事業計画を事業者と共同で作成し、主務大臣の認定を受けた上で、政府が交付する国債を活用して行う特別資金援助を実施する。
- 3 機構は、機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。
- 4 特別事業計画の認定を受けた原子力事業者は、通常の負担金に特別な負担金を加算した額を機構に納付する。

四、その他

機構は、原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等、損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務を行う。

五、附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一部の規定は、仮払い法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する（衆議院修正）。
- 2 この法律の施行前に生じた原子力損害に関し、資金援助を機構に申し込む原子力事業者は、

その経営の合理化及び経営責任の明確化を徹底して行うとともに、当該原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のため、当該原子力事業者の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない（衆議院修正）。

- 3 政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加え、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずる（衆議院修正）。
- 4 エネルギー対策特別会計に原子力損害賠償支援勘定を設けることを内容とする特別会計に関する法律の一部改正など関係法律を整備する。

【附帯決議】（23.8.2東日本大震災復興特別委員会議決）

- 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。
- 一 原子力政策における国の関与及び責任の在り方については、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束等に向けた措置を国自ら実施することも含め、早急に見直しを行うこと。
 - 二 本法はあくまでも被災者に対する迅速かつ適切な損害賠償を図るためのものであり、東京電力株式会社を救済することが目的ではない。したがって、東京電力株式会社の経営者の責任及び株主その他の利害関係者の負担の在り方を含め、国民負担を最小化する観点から、東京電力株式会社の再生の在り方については、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束、事故調査・検証の報告、概ねの損害賠償額などの状況を見つつ、早期に検討すること。
 - 三 本法附則第6条第2項に規定する見直しに備え、原子力損害賠償支援機構の各機能が明確になるように計数管理する体制を整えること。
 - 四 今回の賠償に際しては、原子力事業者による負担に伴う電気料金の安易な引上げを回避するとともに、電力供給システムのあり方について検討を行うなど、国民負担の最小化を図ること。
 - 五 東京電力株式会社に対し、すべてのステークホルダーに対して必要な協力の要請を行うことを求めること。
 - 六 今回の賠償の実施に当たっては、迅速かつ適切な紛争解決の仕組みを早急に構築すること。
 - 七 本法附則第6条第1項に規定する「抜本的見直し」に際しては、原子力損害の賠償に関する法律第3条の責任の在り方、同法第7条の賠償措置額の在り方等国の責任の在り方を明確にすべく検討し、見直しを行うとともに、その際賠償の仮払いの法定化についても検討すること。
 - 八 国からの交付国債によって原子力損害賠償支援機構が確保する資金は、原子力事業者が、原子力損害を賠償する目的だけに使われること。
 - 九 原子力損害を受けた被害者の救済に万全を期すため、「特定地域中小企業特別資金」や「中小企業基盤整備機構を活用した無利子融資制度」等の政策金融の周知を図り、その最大限の活用を促すほか、金融機関に対し、被害者への円滑な資金融通に努めるよう要請すること。
 - 十 本委員会は、本法の制定に伴い、平成23年6月14日の閣議決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」の「具体的な支援の枠組み」は、その役割を終えたものと認識し、政府はその見直しを行うこと。
 - 十一 本委員会は、本法附則第6条第1項に規定する「できるだけ早期に」は、1年を目途と、同条2項に規定する「早期に」は、2年を目途とすると認識し、政府はその見直しを行うこと。
 - 十二 東京電力株式会社による賠償金等の支払いが停滞することのないよう、本法施行後、早急に原子力損害賠償支援機構を発足させ、迅速な賠償金等の支払いに係る体制の整備構築に万全を期すること。
 - 十三 機構及び政府は、機構の活動状況及び財務状況、特別資金援助を受ける原子力事業者の特別事業計画の実施状況等を国会に対して求めて定期に報告し、機構運営の透明性を担保するとともに、国民負担の最小化や安易な電気料金値上げの回避に努めること。
 - 十四 政府は、原子力事業者の株式や電力債の市場動向を注視して、機構と協力して原子力事業者を起因した金融市場の大きな混乱や金融システムの機能不全が発生することのないように努力すること。
 - 十五 原子力損害賠償の特別事業計画の策定に当たっては、福島原子力発電事故の収束がいまだ見

えない中、長期的な視点に立って、原子力事業者による被災地域の土地の買取りや放射性物質で汚染された土壌やがれき等の処理などの検討を含め、国の責任により迅速かつ適切な損害賠償の枠組みを構築するように万全を期すこと。

右決議する。

東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案(閣法第85号)

(衆議院 審議未了)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の早急な処理が喫緊の課題となっていることから、被害を受けた市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、その処理に関する専門的知識及び技術の必要性並びにその広域的な処理の重要性に鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して必要があると認めるときは、市町村の区域内における災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事務を、当該市町村に代わって自ら行うことができるものとする。

二、環境大臣が行う事務に要する費用は、国が負担することとする。この場合において、市町村は、当該費用の額から、自ら事務を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする。

また、国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するものについて、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

三、この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第86号)

(衆議院 23.7.20可決 参議院 7.21災害対策特別委員会付託 7.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、被災者生活再建支援金に係る国の補助率の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金について、国が支援金の額の5分の4に相当する額の補助を行う。

二 一の規定は、平成23年3月11日から適用する。

平成二十二年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案(閣法第87号)

(衆議院 23.7.20可決 参議院 7.21財政金融委員会付託 7.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の復旧状況等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すため、平成二十三年度補正予算（第2号）を編成するに当たり、新たな国債発行に依存しないとの観点から、平成22年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金の処理についての特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、剩余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剩余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成22年度の剩余金について

は適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.7.25財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災による未曾有の被害からの着実な復旧・復興が目下の最重要課題であることを踏まえ、更なる補正予算の編成に当たっては、財政規律にも配慮しつつ、本格復興に向けた施策の早急な具体化に万全を期すこと。

一 保有外貨資産の為替差損等により平成22年度の日本銀行の国庫納付金が予算額を大きく下回ったこと等を踏まえ、政府は、ファンダメンタルズを反映しない過度の為替変動への適正な対処に留意するとともに、日本銀行も適正な資産管理や効率的な業務運営を行いつつ、外貨資産の保有及びリスク管理の在り方について検討すること。

右決議する。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案(閣法第88号)

(衆議院 23.8.2修正議決 参議院 8.2総務委員会付託 8.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務処理の特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、避難住民に係る事務処理の特例に関する事項

- 1 東日本大震災における原子力発電所の事故に関して原子力災害対策本部長による警戒区域の設定等の指示の対象となった区域をその区域に含む市町村であって、あらかじめ当該市町村の長の意見を聴いた都道府県の知事の意見を聴いた上で総務大臣が指定する避難元の市町村又は当該市町村の区域を包括する都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、総務大臣への届出及び総務大臣による告示等の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができる。
- 2 避難先団体が処理することとされた事務に要する経費は、原則として避難先団体が負担することとし、国は、避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずる。

二、住所移転者に係る措置に関する事項

- 1 総務大臣が指定する避難元の市町村及び当該市町村の区域を包括する都道府県は、当該市町村の区域外に住所を移転した者のうち申出をしたものに対し、当該市町村又は都道府県に関する情報を提供するものとともに、当該市町村の区域への訪問の事業その他当該市町村の住民との交流を促進するための事業の推進等を講ずるよう努める。
- 2 1の施策について意見を聴くため、当該市町村は、条例で、住所を移転した者のうち申出をしたものから選任した者で構成される住所移転者協議会を置くことができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、その要因が解消されるまでの間、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて、必要な措置を講ずるものとする規定を、附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】(23.8.4総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、東京電力福島原発事故による災害の被災地の市町村を始め、東日本大震災に伴い、住民が区域外に避難することを余儀なくされた市町村が多数存在していることを踏まえ、被災した住民に対する行政サービスの停廻を招くことのないよう、本法の趣旨に即し、最大限の配慮を行うとともに、被災地の市町村の行政サービスの補完に努めること。
- 二、避難住民の届出については、避難住民の置かれている状況を踏まえ、避難先団体による受付を認めるなど、その便宜が図られるよう努めること。また、事務処理の特例制度の内容及び必要な手続について、避難住民に対する周知に努めること。
- 三、避難住民に係る事務処理の特例制度の円滑な実施を図るため、指定市町村の指定や特例事務の届出、告示等の事務が可能な限り迅速に行われるよう努めること。
- 四、本法により国の財政上の措置を講ずるに当たっては、対象団体の実情を十分に踏まえ、必要かつ十分なものとすること。
- 五、東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置を講ずるに当たっては、指定市町村以外の指定都道府県内の市町村の住民のうち東京電力福島原発事故による災害の発生を受けて当該市町村の区域外に自主的に避難している住民の実態を早急に把握し、適切な対応に努めること。
- 六、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて国が講ずる措置について、その具体的な内容を明らかにすること。
- 七、東京電力福島原発事故による災害の被災地への避難者の帰還を促進するため、指定市町村の特定住所移転者に係る施策の実施を支援するとともに、東京電力福島原発事故の早期収束と放射能汚染された周辺環境の復元、地域経済の復興と雇用の確保、被災した住民の生活の再建等の施策の展開に最大限の配慮を行うこと。

右決議する。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第89号)

(衆議院 23.8.2可決 参議院 8.2総務委員会付託 8.5本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方税法の改正

1 固定資産税及び都市計画税

警戒区域設定指示等の対象となった区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況その他当該区域内の状況を総合的に勘査して市町村長が指定した区域内に所在する家屋及び土地に対しては、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする措置を講ずる。

2 不動産取得税

警戒区域設定指示の対象となった区域内に所在する家屋の所有者等がこれに代わる家屋を取得した場合や、当該警戒区域内家屋の敷地の所有者等がこれに代わる土地を取得した場合に、当該警戒区域内家屋の床面積相当分等について不動産取得税を課さないようにする特例措置を講ずる。

3 自動車取得税及び自動車税等

ア 警戒区域設定指示の対象となった区域内にある自動車について用途の廃止等をした場合には、平成23年3月11日に遡って自動車税又は軽自動車税を課さないものとする措置を講ず

る。

- イ 用途の廃止等をした自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車取得税を非課税とするとともに、当該代替自動車等に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税又は軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずる。

二、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の改正

平成23年度において、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための固定資産税の課税免除の措置等による減収額を埋めるため、地方債を起こすことができるものとする特例措置等を講ずる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案(閣法第90号)

(衆議院 23.8.23可決 参議院 8.24厚生労働委員会付託 8.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 子ども手当は、中学校修了前の子どもであって日本国内に住所を有するもの等を監護し、かつ、これと生計を同じくする日本国内に住所を有する父母等又は中学校修了前の子どもが入所している児童福祉施設等の設置者等に支給する。なお、父母等が別居し、生計を同じくしない場合は、子どもと同居している者に子ども手当を支給する。
- 二 子ども手当の額は、1月につき、3歳未満の子どもについては1万5,000円、3歳以上小学校修了前の第1子及び第2子の子どもについては1万円、3歳以上小学校修了前の第3子以降の子どもについては1万5,000円、小学校修了後中学校修了前の子どもについては1万円とする。
- 三 子ども手当の支給に要する費用は、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方公共団体及び事業主が負担し、それ以外は国が負担する。ただし、公務員については全額を所属庁が負担する。
- 四 政府は、子ども及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、交付金を交付する。
- 五 受給資格者の申出により、子ども手当を、学校給食費等の支払に充てることができる。保育料については、市町村長が子ども手当の支払をする際に徴収することができる。
- 六 この法律は、一部を除き、平成23年10月1日から施行する。
- 七 政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、地方自治法に規定する全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。
- 八 七の法制上の措置を講ずるに当たっては、所得制限について、その基準について検討を加えた上で、平成24年6月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第13号)

(衆議院 23.5.12撤回)

【要旨】

本法律案は、政府の政策決定過程における政治主導の確立のため、内閣官房に国家戦略局を、内閣府に行政刷新会議及び税制調査会をそれぞれ設置するとともに、国家戦略官等の新たな政治任用

職を設けようとするものである。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第27号)

(衆議院 第176回国会22. 11. 16可決 参議院 第176回国会22. 12. 2外交防衛委員会付託 23. 4. 20本会議可決 衆議院 4. 22可決)

【要旨】

本法律案は、防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等にかかるがみ、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業について、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定しようとするものである。

賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(第174回国会閣法第36号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 21本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生していること等にかかるがみ、賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業及び家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家賃債務保証業の登録制度の創設

- 1 家賃債務保証業（賃借人の委託を受けて家賃の支払に係る債務を保証することを業として行うことをいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃債務保証業者に対して、保証委託契約（当該業者が賃借人と締結する契約であって、当該業者が賃借人の家賃債務を保証することを賃借人が委託する内容のものをいう。）の締結前及び締結時に、保証期間・保証金額等の内容を記載した書面を契約の相手方に交付することを義務付けるほか、業務に関して、無登録営業の禁止、名義貸しの禁止、暴力団員等の使用的の禁止、誇大広告の禁止、帳簿の備付け等に係る規制を行う。
- 3 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

二、家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設

- 1 家賃等弁済情報提供事業（家賃債務等の過去の弁済に関する情報（家賃等弁済情報）を収集し、賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする者等に提供する事業（データベース事業）をいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃等弁済情報提供事業者（以下「登録事業者」という。）に対して、事業の開始前に業務規程を国土交通大臣に届け出ることを義務付けるほか、業務に関して、家賃等弁済情報の本人への開示義務、秘密を守る義務、記録の保存等に係る規制を行う。
- 3 登録事業者に家賃等弁済情報の提供をする者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付ける。
- 4 登録事業者に家賃等弁済情報の提供を依頼する者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付けるほか、提供を受けた家賃等弁済情報の目的外利用を禁止する。
- 5 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

三、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止

家賃債務保証業者、賃貸事業者、賃貸管理業者など家賃関連債権の取立てをする者は、当該取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平

穏を害するような言動をしてはならない。

- 1 賃貸住宅の出入口の戸の鍵の交換等
- 2 賃貸住宅内の物品の持ち出し等
- 3 社会通念に照らし不適当と認められる時間帯における訪問・電話等
- 4 貸借人等に対し1から3の言動をすることを告げること

四、罰則について所要の規定を設ける。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第41号)

(衆議院 第176回国会22.11.18修正議決 参議院 第176回国会12.2厚生労働委員会付託 23.7.29本会議修正議決 衆議院 8.4可決)

【要旨】

本法律案は、国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により納付することを可能とする等の措置を講ずるとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入等企業年金制度等の改善の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法の一部改正

- 一 国民年金について、徴収時効の過ぎた過去の未納期間についても、納期限から10年以内であれば、保険料を納付することを可能とする。ただし、施行期日から起算して3年を経過する日までの措置とする（衆議院修正）。
- 二 国民年金基金について、その加入員の範囲を見直し、国民年金の60歳以上65歳未満の高齢任意加入被保険者が国民年金基金に加入できるものとする。

第二 確定拠出年金法の一部改正

- 一 企業型確定拠出年金加入者の加入資格年齢を引き上げ、60歳以上65歳以下の年金規約で定める年齢とする等の措置を講ずる。
- 二 企業型確定拠出年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みを導入し、当該掛金に関し、税制上必要な措置を講ずる。

第三 厚生年金保険法の一部改正

厚生年金基金について、解散する場合に返還すべき費用の分割納付等の特例措置を設ける。

第四 施行期日

この法律は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第一の一は平成24年4月1日までの間において政令で定める日（衆議院修正）から、第一の二は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から、第二の一は公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二の二は平成24年1月1日から施行する。

【修正要旨】

- 一 この法律の施行期日を「平成23年4月1日」から「公布の日」に改めるとともに、国民年金保険料の納付可能期間の延長に関する規定の施行期日を「平成24年4月1日までの間において政令で定める日」から「平成24年10月1日までの間において政令で定める日」に改める。
- 二 その他所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】(23.7.28厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国民年金保険料の納付可能期間の延長を時限措置としたことに鑑み、事後納付の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が事後納付できるよう本措置を広報するとともに、本来、納期限までに保険料を納付することが原則であることを周知徹底すること。

- 二、低所得者に対する保険料免除制度の周知・勧奨のほか、保険料徴収対策等を徹底することにより、将来の無年金・低年金者の発生防止に万全を期すること。
- 三、責任準備金相当額の納付の猶予を受けている総合型の厚生年金基金について、設立事業所の事業主の一部が事業を廃止した場合の他の事業主の負担の在り方について、厚生年金本体に与える影響、事業主の事業継続の確保の観点等を踏まえつつ、検討すること。
- 四、第三号被保険者の記録不整合問題について、速やかに必要な対応策を講ずるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第49号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じる。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第54号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.14本会議可決 衆議院 23.7.8修正議決 参議院 7.11厚生労働委員会付託 7.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における新型インフルエンザの発生及び予防接種の実施状況等に鑑み、新たな臨時の予防接種の実施方法等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 インフルエンザのうち病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるものについて、まん延予防上緊急の必要があると認めるときの新たな臨時の予防接種の類型を創設する。新たな臨時の予防接種は、国の指示により、都道府県の協力の下、市町村が実施する。
- 二 市町村長又は都道府県知事は、一類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対し、接種を受けることを勧奨するものとする。ただし、新たな臨時の予防接種の対象者については、予防接種を受けるよう努める責務を課さない。
- 三 新たな臨時の予防接種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の2分の1を国が、4分の1を都道府県が負担する。接種を受けた者からの実費徴収は、経済的理由によりその費用を負担することが困難な場合を除き、可能とする。
- 四 政府は、緊急時に新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンを確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行の日から5年間に限り、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者を相手方として、ワクチンによる健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失等を政府が補償することを約する契約を締結することができる。当該契約を締結する場合には国会の承認を得なければならない。
- 五 政府は、感染症の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 六 政府は、この法律の施行の日から5年以内に、緊急時のワクチンの確保等に関する国、製造販売業者等の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行する。ただし、新たな臨時の予防接種の類型の創設等に関する事項については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、本法律の法律番号及び略称中「平成22年」を「平成23年」に改める修正が行われた。

【附帯決議】(23.7.14厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、改正後の予防接種法第6条第4項の緊急時における国のワクチン供給等の責任についての規定を踏まえ、新型インフルエンザ発生時におけるワクチンの確保及び流通の在り方については、ワクチンの製造販売業者、卸売販売業者等の意見を十分に踏まえ、従来の流通慣行及び行政上の運用の改善を図るべく検討し、結論を得ること。
- 二、損失補償に係る規定は、国内でのワクチンの生産体制の強化を図った上で、それでもなお国産ワクチンでは国内における需要を充たすことができない場合に初めてその適用を検討すること。また、損失補償契約の国会承認に当たっては、契約内容等について十分な情報を提供すること。
- 三、改正法附則第6条第2項の緊急時におけるワクチン確保等に関する流通業者等を含む関係者の役割の在り方等について検討する際には、製造販売業者に対する損失補償の在り方についても検討することとし、その場合においては、国産ワクチンと輸入ワクチンとの間で不合理な差異が生じないよう考慮すること。
- 四、国産ワクチンの研究開発力及び供給力の強化を図るため、一層の施策の充実強化に努めること。
- 五、今後の新型インフルエンザ対策においては、感染のリスクが高い病院、診療所、薬局などの医療従事者等に対するワクチンの優先接種の在り方について検討し、体制の整備に努めること。
- 六、改正法附則第6条第1項の検討規定を踏まえ、予防接種法の対象となる疾病・ワクチン、予防接種に関する評価の在り方など予防接種制度全般について検討し、早急に結論を得ること。
右決議する。

環境影響評価法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第55号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.21本会議可決 衆議院 第176回国会22.11.25可決 参議院 第176回国会22.12.2環境委員会付託 23.4.15本会議可決 衆議院 4.22可決)

【要旨】

本法律案は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1、法対象事業の条件の一つとして、交付金の交付を受けて実施される事業を追加することとする。
- 2、第一種事業を実施しようとする者は、方法書手続の実施前に、事業計画の立案段階における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境配慮書を作成して、主務大臣への送付及び公表等を行わなければならないこととする。
- 3、事業者は、事業着手後の環境保全措置の状況等に関し、報告書を作成し、公表及び許認可等権者への送付を行わなければならないこととする。環境大臣は許認可等権者に意見を述べることができることとし、許認可等権者は、事業者に対し、意見を述べることができることとする。
- 4、その他、環境影響評価手続におけるインターネットの活用等の情報提供手段の拡充、地方公共団体の意見提出に関する手続の見直し等の措置を講ずることとする。
- 5、この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(23.4.14環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、免許等を行う者等は、審査等を行うに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。

- 二、環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不斷に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。
- 三、本法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、本法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。
- 四、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の災害復旧に向けて、法第52条第2項による環境影響評価の適用除外対象となる事業においても、環境に対する影響を最小化するために、適切な措置を講じること。

右決議する。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第174回国会閣法第56号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.28本会議可決 衆議院 23.4.22修正議決 参議院 4.25総務委員会付託
4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、義務付け・枠付けの見直し

地方分権改革推進委員会第三次勧告で示された、義務付け・枠付けの見直しに関する次の3つの重点事項のうち、特に地方要望に係る事項を中心に、第二次勧告の見直し対象条項等の一部も含め、地方分権改革推進計画に基づき、関連法律の改正を行う。

- 1 施設・公物設置管理の基準
- 2 協議、同意、許可・認可・承認
- 3 計画等の策定及びその手続

二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、法律の題名を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に改めるとともに、「地域主権改革」の用語の削除、地域主権戦略会議に係る規定の削除、地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施に関する規定の追加等の修正が行われた。

【地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対する附帯決議】(23.4.28総務委員会議決)

地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会の実現のため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地域の自主性及び自立性を高めるため、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の見直し、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題について、国と地方が多面的・総合的に協議しつつ、共通認識の下に、その解決のため早急な取組を強力に進めること。
- 二、基礎自治体への権限移譲等については、その実現に向けて速やかに取り組むとともに、権限移譲等に伴い必要となる財政措置を同時に行うこと。
- 三、国の出先機関の抜本的見直しについては、行政改革及び国と地方の役割分担の観点から事務・権限の見直しを進めるとともに、事務・権限を地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮すること。あわせて、国の権限に属する事務を出先機関を通じて行う場合には、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備を進めること。
- 四、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を發揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。
- 五、国と地方の協議の場については、国と地方の代表者による真摯な意見交換を行い、国と地方の関係が対等・協力の関係となることに資するため、地方の意向を尊重して議案を幅広く選定す

るとともに、政策の企画立案及び実施に地方が参画する機会を確保するよう積極的に開催すること。

六、国と地方の協議の場の臨時の参加者や分科会の構成員については、自然条件、社会経済条件、団体規模等において多様性を有している地方公共団体の実情が適切に反映されるよう配慮すること。

七、地方の基本的な在り方を検討するに当たっては、国と地方の協議の場をはじめとする法律に定める組織の最大限の活用を図ること。

右決議する。

国と地方の協議の場に関する法律案(第174回国会閣法第57号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.28本会議可決 衆議院 23.4.22修正議決 参議院 4.25総務委員会付託
4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、目的

国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって地域主権改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

二、構成

1 協議の場は、国側は、内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者、地方側は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長のそれぞれの全国的連合組織の代表者で構成する。

2 内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができるとしている。

三、協議の対象

協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

イ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項

ロ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項

ハ 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

四、その他

1 協議の場の招集、分科会の開催、協議の概要の国会への報告、協議の結果の尊重等について必要な事項を規定する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の修正に伴い、「地域主権改革」の用語の削除等所要の修正が行われた。

【附帯決議】(23.4.28総務委員会議決)

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第174回国会閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

地方自治法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第58号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.28本会議可決 衆議院 23.4.22修正議決 参議院 4.25総務委員会付託
4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、議会制度の充実に関する事項

- 1 議会の議員定数の上限数に係る制限を廃止する。
- 2 議会の議決事件について、法定受託事務に係る事件についても、議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件とすることができることとする。

二、行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定めて、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができることとする。

三、全部事務組合等の廃止に関する事項

全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団を廃止する。

四、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除するとともに、総務大臣又は都道府県知事への内部組織に関する条例の制定又は改廃の届出並びに予算、決算及び条例の制定又は改廃の報告を要しないこととする。
- 2 広域連合の広域計画の地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出並びに財産区の財産を処分する場合等の都道府県知事への同意を要する協議を要しないこととする。

五、直接請求に関する事項

- 1 直接請求の代表者の資格について、選挙人名簿に表示をされている者、選挙人名簿から抹消された者及び選挙管理委員会の委員又は職員である者を制限の対象とする規定を設ける。
- 2 直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした国又は地方公共団体の公務員等に対する罰則を設ける。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の2の改正は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）に定める法人税法の改正規定が施行されたことに伴い所要の規定の整理を行う修正が行われた。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第60号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置等を講じようとするものである。

郵政改革法案(第176回国会閣法第1号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めようとするものである。

日本郵政株式会社法案(第176回国会閣法第2号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定める等の措置を講じようとするものである。

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第176回国会閣法第3号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第4号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。

地球温暖化対策基本法案(第176回国会閣法第5号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地球温暖化対策の基本原則として、豊かな国民生活と産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ行うべきこと、国際的協調の下に積極的に推進することのほか、研究開発とその成果の普及、温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業機会の増大、雇用の安定、エネルギー政策との連携、事業者及び国民の理解を得ること等について規定する。また、基本原則を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。

二、我が国の温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標について、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、平成32年までに平成2年比で25%削減の達成を目指すこととする。また、長期的な目標について平成62年までに平成2年比で80%削減の達成を目指すこととする。さらに、再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標について、平成32年までに一次エネルギー供給量の10%に達することを目標とするものとする。

三、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めることとする。

四、国が講ずべき基本的施策として、国内排出量取引制度を創設することとし、必要な法制上の措置について、法施行後1年以内に成案を得ることとする。また、地球温暖化対策のための税について、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うこととする。さらに、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を創設することとする。このほか、原子力に係る施策、エネル

ギー使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育・学習の振興等の施策を行うこととする。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標に関する規定については、すべての主要国が公平かつ実効性ある国際的な枠組みを構築するとともに、意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日から施行する。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第8号)

(衆議院 第176回国会22. 11. 15可決 参議院 第176回国会22. 11. 16法務委員会付託 23. 4. 20本会議可決 衆議院 4. 28可決)

【要旨】

本法律案は、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るために、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 財産権上の訴えに関する国際裁判管轄法制の整備

- (1) 被告の住所、主たる営業所等が日本国内にある場合に、日本の裁判所が管轄権を有するものとする。
- (2) 契約上の債務に関する訴え、事務所又は営業所を有する者に対する訴え、不法行為に関する訴えなどについて、訴えの類型ごとに日本の裁判所に訴えを提起することができる場合を定める。
- (3) 消費者契約及び労働関係に関する訴えについて、消費者及び労働者の権利保護に配慮し、国際裁判管轄に関する特則を設ける。
- (4) 国際裁判管轄に関する合意の効力及び方式について定める。
- (5) 日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度等の事情を考慮し、当事者間の衡平を害し又は適正かつ迅速な審理を妨げることとなる特別の事情があるときは、訴えを却下できるものとする。

2. 保全命令事件に関する国際裁判管轄法制の整備

保全命令事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定める。

3. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(第176回国会閣法第9号)

(衆議院 第176回国会22. 11. 15可決 参議院 第176回国会22. 11. 16厚生労働委員会付託 23. 4. 15本会議修正議決 衆議院 4. 22可決)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止して独立行政法人雇用・能力開発機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に承継させる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止

独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）を廃止する。

第二 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正

- 一 雇用・能力開発機構の廃止に伴い、同機構の業務のうち職業能力開発業務に限り独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「高齢・障害者雇用支援機構」という。）に移管し、法人の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）とする。
- 二 新機構においては、労使代表を含む有識者からなる運営委員会や地域における協議会を設置

すること等により、労使の意見や地域の実情が的確に反映される仕組みを整備する。

第三 中小企業退職金共済法及び勤労者財産形成促進法の一部改正

雇用・能力開発機構の財形関係業務のうち財形教育融資業務は廃止し、財形持家融資業務等については独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）に移管する。

第四 職業能力開発促進センター等の都道府県への譲渡の特例

職業能力開発促進センター等の都道府県への譲渡の特例を設け、雇用・能力開発機構の職員の引受け割合に応じた譲渡額の減額や、一定期間の運営経費の高率補助を行う。

第五 新機構及び勤労者退職金共済機構の職員の採用

高齢・障害者雇用支援機構又は勤労者退職金共済機構の理事長は、雇用・能力開発機構を通じ、その職員に対し、新機構等の職員の労働条件及び採用の基準を提示する。雇用・能力開発機構が、新機構等の職員となる意思を表示した職員の中から基準に従い選定して作成した名簿に記載された者のうち、高齢・障害者雇用支援機構等の理事長から採用通知を受けた者は、新機構等の職員として採用される。

第六 本法律の施行期日は、一部を除き平成23年4月1日とする。

【修正要旨】

- 一 この法律の施行期日を「平成23年4月1日」から「平成23年10月1日」に改める。
- 二 職業能力開発促進センター等の用に供されている資産について、都道府県が譲渡価額等の特例により譲渡を受けることができる期限を、「平成25年3月31日」から、「平成26年3月31日」に改める。
- 三 その他所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】(23.4.12厚生労働委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、厳しい雇用情勢の中で職業訓練の必要性や重要性は従来にも増して高まっていることから、職業能力開発については、引き続き国が責任を持って対応していくこと。また、本法による職業能力開発業務の移管等に際しては、いささかも職業訓練機能が低下することのないよう努めること。さらに、職業訓練に資する民間専門学校等の少ない地方においては雇用情勢がより厳しいことにかんがみ、地域による格差が生じないように配慮すること。
 - 二、企業活動の高度化に対応しうる人材を育成するため、職業能力開発事業の一層の拡充・強化を図るとともに、労働者一人一人が高度な知識・技能を修得ができるよう、職業訓練体制の整備・充実に努めること。また、我が国のものづくりにおける国際競争力を強化する観点から、指導員の指導能力のより一層の向上を図ること。
 - 三、労使や地域の職業訓練ニーズが職業能力開発業務の運営に的確に反映されるよう、新たに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に設置される運営委員会等が実質的に機能する仕組みを整備すること。
 - 四、財形持家融資業務については、利用件数が減少している状況等を踏まえ、中小企業向け融資の利用促進を図る等今後の在り方について引き続き検討すること。
 - 五、独立行政法人雇用・能力開発機構が解散されるに当たり、同機構の職員に雇用問題が生じないよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構における職員の労働条件及び採用基準を早期に提示すること。また、国は意欲、能力のある者が引き続きその能力等を活かして就業できるよう責任をもって対応すること。
 - 六、地方自治体への移管がなされた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設については、各地域の雇用対策に果たしている役割等を十分に踏まえ、利用実績が高く存続が望まれる施設が廃止されることのないよう、少なくとも移管後3年間については、地域の意向を反映しつつ国において必要かつ十分な財政的支援を行うこと。また、当該期間が経過した後、運営状況等を踏まえ、国の責任によって運営することを再考することも含め支援等の在り方について検討し、必要があると認めるときは引き続き支援等を行うこと。

七、独立行政法人雇用・能力開発機構が、各種施設の設置、運営の在り方等の問題を指摘され廃止されるに至った経緯を踏まえ、業務が移管される独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構において、組織体制及び運営の効率化等について不斷の見直しを行うこと。

八、東日本大震災により、雇用の創出や維持・確保が緊急の課題となっている状況にかんがみ、雇用対策のため万全の措置を講じること。併せて、被災地における職業能力開発訓練体制の早期の復旧・整備に努めるとともに、雇用促進住宅が最大限に被災者に活用されるよう、弾力的な運用を図ること。

右決議する。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(第176回国会閣法第14号)

(衆議院 第176回国会22.11.25修正議決 参議院 第176回国会22.12.2文教科学委員会付託 23.3.25
本会議修正議決 衆議院 3.29可決)

【要旨】

本法律案は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定めること。
- 二、対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当することとすること。
- 三、対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとすること。
- 四、損害総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を政府が補償すること。ただし、政府の補償分については、上限額を定めること。
- 五、毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定めること。
- 六、文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定すること。
- 七、この法律は、平成23年4月1日から施行すること。

なお、本法律案については、衆議院において、学術的・文化的に価値が高い展覧会が、大都市に限らず全国的な広がりの下で開催できるよう政府は配慮するとともに、施行後3年を目途として、本法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を行うものとする修正が行われた。

【修正要旨】

施行期日を「平成23年4月1日」から「公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるとともに、所要の規定の整理を行うものとすること。

本院議員提出法律案

国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、国及び地方公共団体の責任ある財政運営を確保するため、財政の健全化に関し、国及び地方公共団体の責務、当面の目標、中期計画の策定、予算に係る遵守事項、社会保障制度等の改革及びこれに要する安定財源の確保のための税制の抜本的な改革その他の必要な事項を定めようとするものである。

政治主導の確立のための国の行政機構の改革に関する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治主導の確立のためには国の行政機構の在り方を抜本的に改革することが極めて重要であることに鑑み、内閣の機能を強化し、内閣総理大臣が国政運営上の指導性を十分に発揮できるようにするとともに、内外の社会経済情勢の変化並びに行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるようにするために、政府が講すべき措置として、内閣に国家戦略局、国家戦略会議及び内閣予算局を設置するための措置並びに各大臣に機動的行政事務を分担管理させることができるようとするための措置について定めようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員の歳費月額及び期末手当の額を、当分の間、それぞれ3割及び5割削減しようとするものである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 23.3.17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成23年東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長の選挙等の選挙期日を延期して新たに統一地方選挙を実施する等の措置を講じようとするものである。

東日本大震災復興の基本理念及び特別の行政体制に係る基本方針等に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災地域の復興を迅速に推進して被災地域の社会経済の再生及び被災者の生活の再建を図るために、被災地域の復興についての基本理念及び当該復興のための国の特別の行政体制に係る基本方針を明らかにするとともに、東日本復興対策本部の設置等を定めようとするものである。

雨水の利用の推進に関する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号) (参議院 23.8.26決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとともに、予算執行職員がその義務に反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(参第8号)

(参議院 23.8.26決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

国家公務員、地方公務員等が国、地方公共団体等の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案(参第9号)

(参議院 23.7.7東日本大震災復興特別委員会付託 7.15本会議可決 衆議院 7.28修正議決 参議院 7.29回付案同意)

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故による災害の被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、当該事故による損害（以下「特定原子力損害」という。）を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関する必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、この法律の定めるところにより、特定原子力損害であつて政令で定めるものを受けた者に対し、当該特定原子力損害を填補するためのものとして、仮払金を支払うものとすること。
- 二、仮払金の額は、その者が受けた一の特定原子力損害につき、当該者が提出した資料に基づき、簡易な方法により算定した当該特定原子力損害の概算額に10分の5を下らない政令で定める割合を乗じて得た額とするものとすること。ただし、当該者が当該資料を提出することが困難であると認められるときは、当該者が居住する地域又は事業を営む地域、当該特定原子力損害の種類等の事情に基づいて推計した当該特定原子力損害の額に当該割合を乗じて得た額とするものとすること。
- 三、仮払金の支払を受けようとする者は、文部科学大臣にこれを請求しなければならないものとすること。
- 四、仮払金の支払に関する事務の一部は、都道府県知事が行うこととができるものとすること。
- 五、文部科学大臣又は四により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事は、仮払金の支払に関する事務の一部（支払の決定を除く。）を、政令で定める者に委託することができるものとすること。

- 六、農業協同組合、漁業協同組合その他の政令で定める団体は、五による事務の委託を受け、当該事務を行うことができるものとすること。
- 七、国は、仮払金を支払ったときは、その額の限度において、当該仮払金の支払を受けた者が有する特定原子力損害の賠償請求権を取得するものとすること。
- 八、地方公共団体が、応急の対策に関する事業に要する経費の全部又は一部を支弁するため、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができるものとすること。
- 九、この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行すること。

【衆議院修正要旨】

- 一 仮払金の迅速かつ適正な支払
- 1 国が行う仮払金の支払は、特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならないものとすること。
 - 2 地方公共団体、原子力事業者その他公私の団体に対し資料の提供その他必要な協力を求めることができる旨の規定について、「資料の提供その他必要な協力」を「資料の提供その他必要な協力又は確認」に改めるものとすること。
- 二 仮払金の支払に関する事務の委託
- 1 仮払金の支払に関する事務の一部を都道府県知事が行うこととする旨の政令を定めるに当たっては、都道府県知事に過重な負担を課すことのないよう十分に配慮するものとすること。
 - 2 主務大臣又は主務大臣から事務の委任を受けた都道府県知事が仮払金の支払に関する事務の一部を行うにふさわしい者として政令で定める者に委託することができる事務については、会計法に基づく支出の決定及び交付の事務を除くものとすること。
 - 3 主務大臣又は主務大臣から事務の委任を受けた都道府県知事は、2の政令で定める者に対し、仮払金の支払に必要となる資金を交付することができるものとすること。
- 三 主務大臣
- この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣その他の政令で定める大臣とするものとすること。
- 四 施行期日
- この法律の施行期日を「公布の日から起算して45日を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるものとすること。
- 五 検討
- 国は、この法律の施行後おおむね2年以内に、平成23年原子力事故に係る原子力事業者による損害賠償の支払の状況、この法律の施行の状況等を踏まえ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(参第10号)

(参議院 23.8.30 経済産業委員会付託 継続審査)

【要旨】

東北地方太平洋沖地震による災害に伴う原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害を防止するため、原子力発電所等の緊急安全評価を行うこと等について定めようとするものである。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(参第11号)

(参議院 23.7.11撤回)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止

することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立しようとするものである。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(参第12号)

(参議院 23.7.26東日本大震災復興特別委員会付託 7.29本会議修正議決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようするため、対象事業者に対し、債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の組織・体制

- 1 機構は、主務大臣の認可により一を限って設立する株式会社とし、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を通じて国等による資本金の組成を行う。
- 2 機構の資金借入れ等について、政府保証を付することができる。

二、対象事業者

再生支援を受けることができる対象事業者は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者（農林水産業者、医療法人等を含む。）であって、被災地域において債権者等と協力してその事業の再生を図ろうとするものとする。

三、機構の業務

- 1 機構は、支援決定を行った対象事業者に対して、リース業者を含む金融機関等が有する債権の買取り、資金の貸付け、債務保証、出資、専門家の派遣、担保財産の取得等により、その事業の再生を支援する。
- 2 機構は、原則として、機構成立の日から5年以内に支援決定を行うとともに、支援決定から15年以内に事業者に対する再生支援を完了するよう努める。
- 3 再生支援の決定等を行うに際して従うべき支援基準を主務大臣が定めるに当たっては、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮するとともに、東日本大震災復興基本方針等との整合性に配慮しなければならない。

四、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

一、債権の買取価格

- 1 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が債権の買取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて主務大臣が支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。
- 2 1の適正な時価の算定に当たっては、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し等についても勘案することができる。

二、債権の管理及び処分

- 1 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該買取りの価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況等を考慮

- し、特別の事情がない限り、その差額に相当する額について、当該対象事業者の債務を免除しなければならない。
- 2 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものについては、当該対象事業者の東日本大震災による被害の状況、経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該買取りを行った後の一定期間、その弁済を猶予しなければならない。
 - 3 機構は、1によるほか、2の一定期間の経過後、同項の債権については、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除するよう努めなければならない。
 - 4 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該債権に係る保証人に対する保証債務の免除、当該債権に係る物上保証人に対する担保の解除その他の当該対象事業者の債務の保証に係る負担その他これに類する負担の軽減に資する措置をとらなければならぬ。

歯科口腔保健の推進に関する法律案(参第13号)

(参議院 23.7.26厚生労働委員長提出 7.27本会議可決 衆議院 8.2可決)

【要旨】

本法律案は、口腔(くう)の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たし、国民の日常生活での歯科疾患予防の取組が口腔の健康保持に有効なことに鑑み、国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により同施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 歯科口腔保健の推進に関する施策の基本理念

- 1 国民の、生涯にわたる日常生活における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療を促進する。
- 2 乳幼児期から高齢期までの口腔の状態、歯科疾患の特性等に応じ、歯科口腔保健を推進する。
- 3 保健、医療、社会福祉その他の関連施策の連携を図りつつ、総合的に歯科口腔保健を推進する。

二 国、地方公共団体等の責務等

- 1 国は、基本理念にのっとり歯科口腔保健の推進に関する施策を策定・実施する責務を、地方公共団体は、基本理念にのっとり国との連携を図りつつ地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有する。
- 2 歯科医師その他の歯科医療等業務従事者は、医師その他関連する業務従事者と緊密な連携を図り適切に業務を行うとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 国民は、歯科口腔保健の正しい知識を持ち、生涯、日常生活で自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行い、定期的に歯科検診を受け、必要に応じ歯科保健指導を受け、歯科口腔保健に努めるものとする。

三 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等

厚生労働大臣は、歯科口腔保健の知識等の普及啓発等の施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとし、都道府県は、厚生労働大臣が定める基本的事項を勘案し、地域の状況に応じ、施策の総合的な実施のための基本的事項を定めるよう努めなければならない。都道府県等は施策の実施のため、歯科医療等業務従事者等への支援を行う口腔保健支援センターを設けることができる。

四 この法律は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参考第14号)

(参議院 23.8.4災害対策特別委員会付託 8.9 撤回)

【要旨】

本法律案は、災害により死亡した者の遺族に対する弔慰及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する見舞並びに自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建の支援を確実なものとするため、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものである。

※ 本法律案撤回後、参議院災害対策特別委員長より同一の内容の法律案（参第19号）が提出された。

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(参考第15号)

(参議院 23.8.4災害対策特別委員会付託 8.9 撤回)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら東日本大震災関連義援金を使用することができるようするため、東日本大震災関連義援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものである。

※ 本法律案撤回後、参議院災害対策特別委員長より同一の内容の法律案（参第20号）が提出された。

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案(参考第16号)

(参議院 23.8.19総務委員会付託 8.26本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被害が甚大であることから、その被害を受けた市町村に対し、当分の間の措置として、東日本大震災に係る災害復旧・災害復興のための事業事務（以下「災害復旧復興事業等」という。）に要する経費に充てるために交付金を交付しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、災害復旧復興事業等に係る交付金の交付

国は、特定被災市町村（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で、災害復旧復興事業等に要する経費の全部又は一部に充てるための交付金を交付する。

二、交付金の交付に係る基本方針及び交付金の交付の申請等

- 1 総務大臣は、交付金の交付に係る基本方針を定めなければならず、同基本方針には、交付金を充てる災害復旧復興事業等の範囲、交付金の交付の基準その他の事項を定めるものとする。
- 2 交付金の交付を受けて災害復旧復興事業等を実施しようとする特定被災市町村は、1の基本方針に基づき、都道府県知事を経由して総務大臣に、実施しようとする災害復旧復興事業等を記載した申請書を提出するものとする。
- 3 総務大臣は、2の申請書の提出があった場合は、交付金の交付の対象となる災害復旧復興事業等（以下「交付金対象事業等」という。）及び交付金対象事業等の全部又は一部に充てる交付金の総額を決定し、都道府県知事を経由して特定被災市町村に通知する。
- 4 特定被災市町村は、基本方針に基づき、交付金対象事業等を一括して事業等実施計画を作成し、都道府県知事を経由して総務大臣に提出する。

三、その他

- 1 交付金は、翌年度以降に繰り越して使用することができる。
- 2 実績報告は、事業等実施計画のうちの交付金対象事業等ごとに行うことを要しない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.8.25総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、本法施行後、早急に予算措置を行い、予算確定後、速やかに特定被災市町村に対する交付金を交付すること。
- 二、総務大臣が交付金の交付に係る基本方針を策定するに当たっては、「自由に使える交付金」という制度趣旨に沿って、交付金を充てることのできる災害復旧復興事業等の経費の範囲について、特定被災市町村のあらゆる財政需要に応え得るよう極力制限をしないこと。
- 三、交付金の交付の申請その他の手続については、特定被災市町村の現状等に鑑み、極力簡素化すること。
- 四、災害復旧復興事業等の実施期間については、十分な年限が確保できるよう配慮すること。
- 五、大規模災害により被災した地方公共団体に対する恒久的な財政措置の在り方について、地方分権を推進する観点から、速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人事費の総額の削減に関する法律案 (参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を定めるとともに、国家公務員の人事費の総額を100分の20以上削減するため、退職手当制度、給与制度等に関し政府が講すべき措置について定めようとするものである。

日本銀行法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の厳しい経済情勢等を踏まえ、日本銀行が行う通貨及び金融の調節の理念とされる国民経済の健全な発展に雇用の安定が含まれることを明記し、政府が指示する物価の変動に係る目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等に関する日本銀行と政府との間での協定の締結並びに日本銀行の当該目標の達成状況及び当該協定の実施状況についての政府及び国会に対する説明に関する規定を定め、日本銀行の役員の解任に関する規定を整備しようとするものである。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 23.8.9災害対策特別委員長提出 8.10本会議可決 衆議院 8.23可決)

【要旨】

本法律案は、災害により死亡した者の遺族に対する弔慰及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する見舞並びに自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建の支援を確実なものとするため、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えの禁止等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正

- 1 災害弔慰金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供

し、又は差し押さえることができないものとする。

2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。

3 災害障害見舞金についても、1及び2と同様とする。

二 被災者生活再建支援法の一部改正

1 被災者生活再建支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。

2 被災者生活再建支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。

三 その他

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

2 経過措置

(一) 一は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用するものとする。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げないものとする。

(二) 二は、平成23年3月11日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用するものとする。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げないものとする。

3 検討

(一) 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(二) 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(参第20号)

(参議院 23.8.9災害対策特別委員長提出 8.10本会議可決 衆議院 8.23可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら東日本大震災関連義援金を使用することができるようにするため、東日本大震災関連義援金について、差押えの禁止等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

1 東日本大震災関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。

2 東日本大震災関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。

二 定義

この法律において「東日本大震災関連義援金」とは、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉（しゃ）する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうものとする。

三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行するものとする。

2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった東日本大震災

関連義援金についても適用するものとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないものとする。

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案(参第21号)

(参議院 23.8.12文教科学委員会付託 8.22本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に關し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、その3分の2を補助するものとすること。

二、国は、東日本大震災により被害を受けた専修学校又は各種学校の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該専修学校又は各種学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その3分の2を補助することができるものとすること。

三、国は、私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の用に供される建物等の東日本大震災に係る災害復旧に係る事業であって、政令で定める基準に該当する地方公共団体が助成を行うものについて、当該地方公共団体の負担を軽減するため、政令で定めるところにより、交付金を交付するものとすること。

四、日本私立学校振興・共済事業団は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の設置者に対し、通常の条件よりも有利な条件で資金を貸し付け、貸付金に係る元金の償還又は利息の支払を猶予する等私立学校教育に対する援助に努めるものとすること。

五、政府は、私立の学校等の用に供される建物等の災害の予防及び災害が発生した場合における復旧に關し必要な財政上の措置その他の措置に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

六、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

エネルギー政策の見直し及びこれに関する原子力発電の継続についての国民投票に関する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

エネルギー基本計画の変更に係る検討及び当該検討の結果に基づきエネルギー基本計画が変更された場合における国会への報告並びにこれに関し国会が発議する原子力発電の継続についての国民投票等について定めようとするものである。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 23.8.30農林水産委員会付託 継続審査)

【要旨】

鳥獣による農林水産業や生活環境に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合における市町村長による都道府県知事に対する要請、鳥獣被害対策実

施隊員による緊急的な有害鳥獣の捕獲等、捕獲した鳥獣の食品としての利用、有害鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保、狩猟免許の有効期間の延長、ライフル銃の所持許可の要件の緩和等に関する規定の整備を行う。

国会法の一部を改正する法律案（参第24号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故について、主体的に、かつ、両議院における国政に関する調査と一体となって、必要な調査を行い、両議院に対し、調査の結果の報告及び調査の結果に基づく必要な提言を行うため、別に定める法律により、国会に、1年の期間を限って、国会議員以外の者であって広い経験と知識を有するもののうちから任命される委員長及び委員をもって組織される東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を設置しようとするものである。

インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(第176回国会参第1号)

（参議院 第176回国会22.12.2外交防衛委員会付託 継続審査）

【要旨】

本法律案は、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶並びにソマリア沖における海賊行為等の抑止等のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、テロ対策海上阻止活動又は海賊行為等対処活動を行う諸外国の軍隊等に対する自衛隊による補給支援活動の実施に関する規定を整備しようとするものである。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(第176回国会参第3号)

（参議院 第176回国会22.12.2厚生労働委員会付託 継続審査）

【要旨】

本法律案は、子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんにヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び前がん病変の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がんの確実な予防を図るため、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定めようとするものである。

郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(第176回国会参第4号)

（参議院 第176回国会22.12.3総務委員会付託 継続審査）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化について平成21年10月20日の閣議決定に基づく見直しに係る措置が講じられていること等により郵政民営化の進捗が滞る事態が生じていることにかんがみ、これを確実に推進するため、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止するとともに、当該閣議決定に基づく郵政民営化の見直しに係る措置の中止等について定めようとするものである。

**日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(第176回
国会参第6号)**

(参議院 第176回国会22.11.29国土交通委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、特例業務勘定における剰余金を、新幹線鉄道の建設並びにいわゆる並行在来線を経営する鉄道事業者並びに北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する経営の安定のための支援に要する費用の財源に充て、並びに政府が承継した日本国有鉄道清算事業団の債務を償還するためのものとして国債整理基金特別会計に納付することができるよう、これらの支援に必要な業務を追加するとともに、特例業務勘定の剰余金を他の勘定に繰り入れができるようとする等の規定を設けようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案(衆第1号)

(衆議院 23.3.10可決 参議院 3.10文教科学委員会付託 3.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が外務大臣と協議の上で指定したものに対しては、強制執行等をすることができないこととすること。
- 二、国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずるものとすること。
- 三、国は、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開に関して行う活動に対する情報提供等の支援その他の必要な施策を講ずるものとすること。
- 四、国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすること。
- 五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 23.3.17可決 参議院 3.17災害対策特別委員会付託 3.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成28年3月31日まで延長する措置を講じ、地震防災緊急事業を引き続き推進しようとするものである。

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 23.3.29可決 参議院 3.31厚生労働委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（以下「子ども手当支給法」という。）に基づく子ども手当の支給が平成23年3月で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子ども手当について、暫定的に同年9月まで支給する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 子ども手当支給法の題名を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。
- 二 子ども手当支給法の子ども手当について、平成23年9月まで支給する。
- 三 児童手当等の受給資格者について児童手当等の支給要件に該当しないものとみなす特例を、平成23年9月分の児童手当等まで延長する。
- 四 この法律は、平成23年4月1日（この法律の公布の日が同月1日後となる場合には、公布の日）

から施行する。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案(衆第4号)

(衆議院 23.3.29可決 参議院 3.29財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、租税特別措置法の一部改正

1 所得税

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除等、所得税関係の租税特別措置の期限を平成23年6月30日まで延長する。

2 法人税

① 中小企業者等の法人税率の特例等、法人税関係の租税特別措置の期限を平成23年6月30日まで延長する。

② 一①の期限延長に伴う所要の規定の整備を行う。

3 登録免許税

住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減等、登録免許税関係の租税特別措置の期限を平成23年6月30日まで延長する。

4 酒税

入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の期限を平成23年6月30日まで延長する。

5 たばこ税

入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の期限を平成23年6月30日まで延長する。

6 石油石炭税

特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付等、石油石炭税関係の租税特別措置の期限を平成23年6月30日まで延長する。

7 航空機燃料税

特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例の期限を平成23年6月30日まで延長する。

8 印紙税

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例の期限を平成23年6月30日まで延長する。

二、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）の一部改正

農地等に係る贈与税の納税猶予に関する経過措置の期限を平成23年6月30日まで延長する。

三、施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成23年4月1日から施行する。ただし、三2については、所得税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行う。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 23.3.29可決 参議院 3.29総務委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

一、趣旨

この法律は、平成23年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する措置を講ずるため、地方税法の一部改正について定めるものとする。

二、地方税法の一部改正

1 事業税関係

電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置等、事業税関係の税負担軽減措置等の期限を平成23年6月30日まで延長する。

2 不動産取得税関係

特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置等、不動産取得税関係の税負担軽減措置等の期限を平成23年6月30日まで延長する。

3 固定資産税及び都市計画税関係

鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例措置等、固定資産税及び都市計画税関係の税負担軽減措置等の期限を平成23年6月30日まで延長する。

4 事業所税関係

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置等、事業所税関係の税負担軽減措置等の期限を平成23年6月30日まで延長する。

三、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、平成23年4月1日から施行する。

2 地方税法等の一部を改正する法律等について所要の規定の整備を行う。

お茶の振興に関する法律案(衆第6号)

(衆議院 23.3.31可決 参議院 4.11農林水産委員会付託 4.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本方針

農林水産大臣は、お茶の生産、加工又は販売の事業（以下「茶業」という。）及びお茶の文化の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとする。また、基本方針を定めるに当たってお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、茶業団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることとする。

二、振興計画

都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならないこととする。

三、生産者の経営の安定

国及び地方公共団体は、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植（茶樹を除去し、苗木を植栽すること。）の支援、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

四、加工及び流通の高度化

国及び地方公共団体は、お茶の生産者による農業と製造業、小売業等の事業との総合的かつ一體的な推進を図り地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に係る取組及びお茶の加工事業者による加工施設の整備に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

五、品質の向上の促進

国及び地方公共団体は、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、お茶の生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

六、消費の拡大

国及び地方公共団体は、お茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策とともに、児童に対するお茶の普及活動への支援その他お茶を活用した食育の推進に必要な施策を講ずるよう努めることとする。

七、輸出の促進

国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等がお茶の需要の増進に資することに鑑み、お茶の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めることとする。

八、お茶の文化の振興

国及び地方公共団体は、お茶の伝統に関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

九、顕彰

国及び地方公共団体は、茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰に努めることとする。

十、国の援助

国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。

十一、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案(衆第7号)

(衆議院 23.3.31可決 参議院 3.31議院運営委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による災害によって、多数の人々が犠牲になり、多数の被災者が多大の苦難を強いられ今なお不自由な生活を余儀なくされている現状に鑑み、多くの国民と共に被災者の苦難を分かち合い、被災者の生活の早期の再建、被災地域の産業の早期の復興その他の被災地域の復旧復興に資するため、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「歳費法」という。）第1条の規定により受ける歳費の月額（以下単に「歳費の月額」という。）の減額の特例について定めるものとすること。
- 二、議長、副議長及び議員の歳費の月額は、歳費法第1条及び国会法第35条の規定にかかわらず、歳費法第1条に規定する額からそれぞれ50万円を減じて得た額とすること。
- 三、この法律は、平成23年4月1日から施行し、同年4月分から同年9月分までの歳費の月額について適用すること。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 23.5.31可決 参議院 5.31環境委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成17年から始まった「国連持続可能な開発のための教育の十年」に係る取組、学校における環境教育の関心の高まり等を踏まえ、環境教育の一層の充実及び各主体間の協働取組の推進が重要であることに鑑み、環境の保全のための国民の取組を一層促進するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」と改めることとする。
- 二、各主体間の協働取組を推進するため、法律の目的等に協働取組の推進を明記するとともに、国及び地方公共団体は、国民、民間団体等の多様な主体の意見を政策形成に反映するよう努めるものとする。また、国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、環境保全に係る協定締結等を行うための協議会を設置することができるとしている。
- 三、学校教育及び社会教育における環境教育の推進を図るために、国及び地方公共団体は、環境保全に関する体験学習、教育職員の研修、資料等の情報の提供、学校施設等の整備等において、必要な措置を講ずるものとする。
- 四、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等を支援するため、主務大臣は、特定非営利活動法人等の民間の団体を環境教育等支援団体として指定することができることとし、また、土地又は建物の所有者等は、その土地又は建物を自然体験活動等の場として提供する場合には、都道府県知事の認定を受けることができるとしている。
- 五、この法律は、一部を除き、平成23年10月1日から施行する。

スポーツ基本法(衆第11号)

(衆議院 23.6.9可決 参議院 6.14文教科学委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の全部を改正することにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定めなければならないこととし、都道府県及び市町村の教育委員会は、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとすること。
- 二、国及び地方公共団体は、指導者等の養成やスポーツ施設の整備等のスポーツの推進のための基礎的条件の整備等、並びに地域におけるスポーツ振興事業への支援やスポーツ行事の実施及び奨励等の多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備に努めなければならないこと。また、国は、優秀なスポーツ選手の育成や国際競技大会の招致又は開催の支援等の競技水準の向上等に必要な施策を講ずるものとすること。
- 三、政府は、スポーツ推進会議を設け、関係行政機関相互の連絡調整を行うものとすること。また、都道府県及び市町村に、条例で定めるところにより、スポーツ推進審議会等を置くことができること。
- 四、市町村の教育委員会は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びにスポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員を委嘱するものとすること。
- 五、国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費等について、その一部を補助すること。また、地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができること。

六、政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

七、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第12号)

(衆議院 23.6.9可決 参議院 6.9内閣委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定非営利活動の一層の健全な発展を図り活力ある社会を実現するため、特定非営利活動法人の認証制度について、その活動分野を拡大し、2以上の都道府県に事務所を設置する特定非営利活動法人の所轄庁を都道府県知事とし、また、認証制度の柔軟化及び簡素化並びに特定非営利活動法人に対する信頼性向上のための措置を拡充するとともに、特定非営利活動に対する寄附を促進して特定非営利活動法人の財政基盤を確立する観点から、現行の国税庁長官による全国一律の認定制度を改め、地域に根差した公益の増進に資する特定非営利活動法人を、都道府県知事又は指定都市の長が、地域の実情に応じて認定する制度を創設する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定に、「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること」を加える。

二、法第2条別表に記載されている17の活動分野に、次に掲げる活動分野を追加する。

- 1 観光の振興を図る活動
- 2 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 3 法第2条別表の各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

三、特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が1の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

四、認証制度の柔軟化及び簡素化

- 1 条例により、設立申請書等についての縦覧期間中の補正及び認証審査期間の短縮を可能とする。
- 2 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員全員が同意の意思表示をしたときは、社員総会の決議があつたものとみなす。
- 3 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとの規定を削除する。
- 4 役員の定数等の軽微な定款変更については、所轄庁への届出のみで足りることとする。
- 5 解散時における債権者への債権の申出の催告に係る公告は1回行えばよいこととする。

五、特定非営利活動法人に対する信頼性向上のための措置の拡充

- 1 設立の認証を受けた者が設立の認証があつた日から6月を経過しても設立の登記をしない場合、認証を取り消すことができるとする。
- 2 特定非営利活動法人が作成する会計書類のうち「収支計算書」を法人の活動に係る事業の実績を表示する「活動計算書」に改める。
- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人が提出した事業報告書等について謄写の請求があつた場合は、謄写させなければならない。

六、設立の日以後1年を超える期間が経過している特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、次に掲げる要件等に適合すれば、所轄庁の認定により、認定特定非営利活動法人となることができる。

- 1 実績判定期間内において、経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が政令で定

める割合以上である等、広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準に適合していること。

2 実績判定期間内における事業活動のうち、当該法人の会員等に係る共益的な活動の占める割合として内閣府令で定める割合が100分の50未満であること。

3 役員の構成、各社員の表決権の平等性、帳簿書類の備え付け等について基準を満たしていること。

4 事業報告書、役員名簿、定款、役員報酬規程等について事務所で請求者に閲覧させること。

七、認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年とし、その満了後に有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了の6ヶ月前から3ヶ月前までに申請を行わなければならない。

八、認定特定非営利活動法人は、各事業年度1回、前事業年度の寄附者名簿、前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項に関する書類等を作成し、これらを一定期間、その事務所に備え置かなければならない。

九、設立の日から5年を経過しない特定非営利活動法人のうち、一定の要件を満たすものは、有効期間を3年とする所轄庁の仮認定を受けることができる。

十、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、設立の日から5年を超えている特定非営利活動法人についても、九の仮認定の申請を行うことができる。

十一、認定特定非営利活動法人に対する個人の寄附に係る寄附金控除の特例及び法人の寄附に係る損金算入の特例等が、仮認定特定非営利活動法人についても適用されるよう、租税特別措置法の規定を整備する。

十二、この法律は、平成24年4月1日から施行する。

【附帯決議】(23.6.14内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、国及び地方の関係機関は、本法の趣旨が適切に実現されるよう、緊密な連携協力を図ること。

二、本法の施行により、地方公共団体において新たな事務を担うこととなることに鑑み、当該事務の円滑な遂行に資するよう、所要の財政措置を講ずること。

三、新認定制度の施行に当たっては、本法の趣旨、国会における議論を踏まえ、特定非営利活動法人の自主性を十分尊重するとともに、可能な限り運用の具体的な指針を明らかにし、公正かつ透明な行政運営に努めること。

四、本法の施行により、我が国における寄附文化の健全な発展を促し、市民による特定非営利活動への参画が活発化するよう、法改正の趣旨が広く周知されるよう努めること。

五、本法の所管及びその施行について、責任ある推進体制となるよう十分な対応を講ずること。

六、附則第19条の検討に当たっては、適切な検討が加えられるよう、新認定制度の施行状況の把握に努めるとともに、市民活動に携わる幅広い関係者間の連携協力を図ること。

右決議する。

東日本大震災復興基本法案(衆第13号)

(衆議院 23.6.10可決 参議院 6.13東日本大震災復興特別委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復

興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

二、基本理念

- 1 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。
 - (一) 国民一般の理解と協力の下に、抜本的な対策等の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。
 - (二) 国と地方公共団体との適切な役割分担及び連携協力等が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。
 - (三) 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。
 - (四) 少子高齢化、人口の減少等の我が国が直面する課題や、食料問題、エネルギーの利用の制約、環境への負荷等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。
 - (五) 災害の防止の効果が高く安全な地域づくり、被災地域における雇用機会の創出、持続可能で活力ある社会経済の再生、地域の特色ある文化の振興、地域社会の絆の維持及び強化、共生社会の実現のための施策が推進されるべきこと。
 - (六) 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、(一)から(五)に掲げる事項が行われるべきこと。
- 2 国及び地方公共団体は、1の基本理念にのっとり、国が定める東日本大震災復興基本方針を踏まえ、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 国民は、1の基本理念にのっとり、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。

三、基本的施策

- 1 国は、復興関連の施策以外の施策に係る歳出の削減、財政投融資に係る資金及び民間の資金の積極的な活用等の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。
- 2 国は、別に法律で定めるところにより、復興債を発行するものとする。復興債については、その他の公債と区別して管理するとともに、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。
- 3 政府は、復興特別区域制度を活用し、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

四、東日本大震災復興対策本部

- 1 内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、東日本大震災復興基本方針に関する企画及び立案並びに総合調整等の事務をつかさどる東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。
- 2 本部に、地方機関としての現地対策本部、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議すること等の事務をつかさどる東日本大震災復興構想会議等を置くほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について調査審議を行う合議制の機関を置くことができる。

五、復興庁の設置に関する基本方針

- 1 別に法律で定めるところにより、内閣に、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整、同施策の実施等の事務をつかさどる復興庁を、期間を限って、設置するものとする。
- 2 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部及び本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。
- 3 復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、復興庁を設置するために必要な措

置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

津波対策の推進に関する法律案(衆第14号)

(衆議院 23. 6. 10可決 参議院 6. 15災害対策特別委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、津波により多数の人命が奪われた東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波対策に万全を期す必要があることに鑑み、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 津波対策を推進するに当たっての基本的認識について定める。
- 二 ソフト面における津波対策として、連携協力体制の整備、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、地域において想定される津波による被害の予測、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、地域において想定される津波による被害についての周知並びに津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置について定める。
- 三 ハード面における津波対策として、津波対策のための施設の整備、津波対策に配慮したまちづくりの推進、危険物を扱う施設の津波からの安全の確保並びに災害復旧及び災害からの復興に当たっての配慮について定める。
- 四 津波対策に関するその他の施策として、津波対策に関する国際協力の推進、津波防災の日及び財政上の措置について定める。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、速やかに、津波避難施設、津波避難施設への避難路及び誘導のための設備等の整備の促進を図るために必要な財政上及び税制上の措置について検討を加え、必要な措置を講ずるとともに、この法律の施行後3年を目途として、東日本大震災の検証等を踏まえ、津波対策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案(衆第15号)

(衆議院 23. 6. 10可決 参議院 6. 14厚生労働委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会保険病院、厚生年金病院等の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を独立行政法人地域医療機能推進機構に改組しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の解散の規定を削除する。
- 二 題名を「独立行政法人地域医療機能推進機構法」に改めるとともに、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の名称を「独立行政法人地域医療機能推進機構」(以下「機構」という。)に改める。
- 三 機構は、政府から出資を受けた病院、介護老人保健施設等の施設の運営等の業務を行うことにより、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 四 機構は、病院等の施設については新設してはならない。
- 五 機構は、病院等の施設のうち、その譲渡後も地域において必要な医療及び介護を提供する機能

が確保されるものについては、譲渡することができる。

六 政府は、機構に対し、災害又は公衆衛生上の緊急の事態に対処するため厚生労働大臣の求めに応じて必要な措置をとる場合を除き、業務の財源に充てるための交付金を交付しない。

七 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、一その他は公布の日から施行する。

八 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、施行日の前日までの間、厚生年金病院のうち厚生労働大臣が定めるものについて、譲渡の推進に努めるものとする。

九 機構は、施行日の前日において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が運営を委託している病院等については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図るために当該病院等の運営の委託を受けていた者が引き続き運営を行うことが適当であるものとして厚生労働大臣が定めるものに限り、法施行後もなお、その運営をその者に委託することができる。

【附帯決議】(23.6.16厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付することとし、新たな機構の中期計画に記載し、公表すること。

二、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、新たな機構に改組するまでの間、その設立目的に沿って、社会保険病院等の譲渡に向けた取組を推進すること。また、新たな機構はその目的を守りつつ、社会保険病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、中期計画に基づいて譲渡すること。

三、政府は、新たな機構に対し、その業務の財源に充てるための税や保険料などの国費を投入しないこと。

四、政府は、新たな機構に対し、いわゆる天下りをさせないこと。

右決議する。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(衆第16号)

(衆議院 23.6.14可決 参議院 6.14厚生労働委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「障害者」とは、障害者基本法に規定する障害者をいい、「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

二 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

三 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待防止等のため、関係省庁相互間等の連携の強化その他必要な体制の整備、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

四 国等の関係機関は、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

五 養護者又は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は市町村に、使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は市町村又は都道府県に、速やかに、これを、通報しなければならない。

六 五の通報を受けた場合の措置としての障害者の一時保護、障害者福祉施設の業務等の適正な運営の確保、都道府県労働局への報告等及び養護者の負担軽減のための支援措置等を規定する。

- 七 学校、保育所等の長及び医療機関の管理者は、障害者虐待の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 八 市町村又は都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等が、それぞれ市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 九 この法律は、平成24年10月1日から施行する。
- 十 政府は、この法律の施行後3年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

母体保護法の一部を改正する法律案(衆第17号)

(衆議院 23.6.14可決 参議院 6.14厚生労働委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、都道府県の区域を単位として設立された医師会であって、通常の一般社団法人となるものについて、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 指定医師を指定する医師会の特例

- 1 都道府県の区域を単位として設立された医師会であって、通常の一般社団法人となるもの(2において「特定法人」という。)について、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師(2において「指定医師」という。)の指定を行わせる。
- 2 厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う指定医師の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

二 この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案(衆第18号)

(衆議院 23.6.16可決 参議院 6.16法務委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災者である相続人が、生活の混乱の中で、限定承認、相続放棄等を行うことができないまま相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、これらの者が相続の承認又は放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、熟慮期間の延長

東日本大震災の被災者（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成23年3月11日において住所を有していた者をいう。）であって、平成22年12月11日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものについて、相続の承認又は放棄をすべき期間を、平成23年11月30日まで延長する。

二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、施行日前に民法第921条第2号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用する。ただし、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第1号に掲げる場合に該当することとなったときは、この限りではない。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第20号)

(衆議院 23.7.14可決 参議院 7.14災害対策特別委員会付託 7.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、災害弔慰金について、支給対象となる遺族の範囲に、他の遺族のいずれもが存しない場合における死亡した者の兄弟姉妹であって、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者を加えようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲の拡大

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）を加える。ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、改正後の遺族の範囲の拡大に関する規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第21号)

(衆議院 23.7.28可決 参議院 7.28農林水産委員会付託 8.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、有明海及び八代海並びにこれらに隣接する海面の海域における赤潮等による漁業被害の発生状況その他有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の施行の状況に鑑み、有明海及び八代海等の再生対策の一層の充実強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、対象となる海域の拡張

この法律の対象となる海域に、「橋湾」及び「熊本県天草市牛深町周辺の海域」を加えることとする。

二、国庫補助の補助率の嵩上げ措置の継続

特定の漁港漁場整備事業に対する国庫補助の補助率の嵩上げ措置について、その期限を10年間延長し、平成33年度までとすることとする。

三、赤潮被害等を受けた漁業者等への被害救済対策等の強化

赤潮被害等を受けた漁業者等に対する支援・救済について、平成22年の赤潮発生時に取られた措置を踏まえて施策の内容を明示する等、規定を充実させることとする。

四、国及び関係県による調査事項の追加

国及び関係県による調査事項について、「有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流域における森林と当該海域の環境との関係に関する調査」を加えることとする。

五、有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務の見直し

1 法律の施行後5年以内に行うものとされた見直しに際して評価を行うこととされた有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務について見直しを行い、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うことができることとする。

2 有明海・八代海総合調査評価委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとする。

六、見直し等

新法の対象となる海域に隣接する海域において、新たに有明海又は八代海の環境に起因する赤潮等による漁業被害が発生した場合には、新法に規定する施策に係る海域の範囲について速やかに見直しを行うとともに、この見直しが行われるまでの間、当該赤潮等による漁業被害に関し、新法の規定により講ぜられる措置と同様の措置を講ずるよう努めることとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)

(衆議院 23. 7. 28可決 参議院 7. 28政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 8. 3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を、平成23年12月31日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

【附帯決議】(23. 7. 29政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

選挙期日等の延期は、被災地域の実状を考慮したやむを得ない臨時措置であることから、関係地方公共団体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう、政府は、本法施行に当たり、関係地方公共団体の意向等を踏まえ、選挙実施体制確立のために必要な職員の派遣その他の人的支援、被災地域において選挙を実施するために追加的に必要となる経費に対する財政的支援、その他避難者の所在の把握や不在者投票を円滑に実施するための措置など、関係地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。

右決議する。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(衆第26号)

(衆議院 23. 8. 11可決 参議院 8. 11東日本大震災復興特別委員会付託 8. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有する。

二、環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して必要があると認められるときは、市町村に代わって自ら災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

また、環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとし、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができる。

三、環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、市町村は、当該費用の額から、自ら災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

また、国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの（以下「被災市町村負担費用」という。）について、必要な財政上の措置を講ずるほか、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

四、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保、災害廃棄物の再生利用、災

害廃棄物処理に係る契約内容に関する統一的な指針の策定、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者等に関する石綿による健康被害の防止、海に流出した災害廃棄物の処理、津波による堆積物の処理等、災害廃棄物の処理に関して、国は必要な措置を講ずるものとする。

五、この法律は、公布の日から施行する。

また、国は、被災市町村負担費用について、国と地方を合わせた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

運輸事業の振興の助成に関する法律案(衆第27号)

(衆議院 23.8.11可決 参議院 8.19総務委員会付託 8.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、運輸事業振興助成交付金の交付

- 1 都道府県は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であって当該都道府県の区域を単位とするもの及び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業の振興を助成するための交付金（以下「運輸事業振興助成交付金」という。）を交付するよう努めなければならない。
- 2 1の運輸事業振興助成交付金の額は、平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするものとする。

二、運輸事業振興助成交付金の使途

- 1 運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、当該運輸事業振興助成交付金の額を、旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業その他の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものに充てなければならない。
- 2 運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、都道府県の規則で定めるところにより、当該運輸事業振興助成交付金を充てて行った事業の実績その他の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

三、財政上の措置

運輸事業振興助成交付金の交付に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

【附帯決議】(23.8.23総務委員会議決)

国は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、運輸事業振興助成交付金の創設経緯及び本法施行後における同交付金の交付の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、運輸事業の振興助成の手法の在り方、営業用車両に係る軽油引取税の税制上の取扱い等について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 二、各都道府県における運輸事業振興助成交付金の交付実績について毎年度把握し、本法の趣旨にのっとった交付が行われるよう、都道府県に対し、要請すること。

右決議する。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(衆第28号)

(衆議院 23.8.11可決 参議院 8.19総務委員会付託 8.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が合併特例債（旧市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第1項に規定する地方債をいう。）を起こすことができる期間の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成23年度において合併特例債を起こすことができる合併市町村であって東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をその区域とするものが合併特例債を起こすことができる期間を5年延長する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.8.23総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、合併特例債を発行できる期間の延長は、東日本大震災の被災地域に所在する合併市町村の実情を考慮した緊急の特例措置であることから、当該合併市町村における復旧・復興事業の見通し等、実態の把握に努めるとともに、当該合併市町村の要望を踏まえ、必要があると認められる場合は、期間の延長等適切な措置を講ずること。

二、被災地域以外に所在する合併市町村においても、東日本大震災に起因する事情により市町村建設設計画に基づいて行う事業等の実施が遅延する等の影響が生じている場合には、当該合併市町村の実情を考慮し、被災地域の合併市町村に対するものと類似の期間の延長に係る特例措置を講ずること。

右決議する。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案(衆第29号)

(衆議院 23.8.23可決 参議院 8.23環境委員会付託 8.26本会議可決)

【要旨】

法律案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講すべき措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

二、国は、放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により隨時公表するものとする。

三、環境大臣は、地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがあると認められること等の事情から国が廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、汚染廃棄物対策地域として指定することができる。

環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、対策地域内廃棄物の適正な処理を行うため、対策地域内廃棄物処理計画を定めなければならない。

国は、同計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

四、環境大臣は、廃棄物処理施設等から生じた廃棄物について、放射性物質による汚染状態が環境

省令で定める基準に適合しないと認めるときは、特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染された指定廃棄物として指定するとともに、国は、指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

五、環境大臣は、地域内の放射性物質による環境の汚染が著しいと認められること等の事情から国が土壤等の除染等の措置等を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することができる。

環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該地域における除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、特別地域内除染実施計画を定めなければならない。

国は、除染特別地域について、同計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

六、環境大臣は、地域内の放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められる等の場合には、その地域を環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な汚染状況重点調査地域として指定する。

都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であって、調査測定の結果により環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該区域に係る除染実施計画を定めるものとする。

国、都道府県、市町村等は、同計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

七、国は、都道府県知事等から要請があり、かつ、必要があると認められるときは、都道府県等に代わって自ら除染等の措置等（一部を除く。）を行うものとする。

八、国は、地方公共団体が放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

この法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律により放射性物質を放出した原子力事業者が賠償する責めに任すべき損害に係るものとして、当該原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

九、この法律は、一部を除いて、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.8.26環境委員会議決)

環境大臣が防災担当大臣、後に法務大臣を兼務するという体制は当初から震災への迅速な対応に支障を来すことが懸念されていた。政府は、東日本大震災の発生以後、災害廃棄物を必ずしも迅速に処理できず、復旧・復興の足かせとなつたことは否めない。

本来、本法については、政府がその責任において閣法として国会へ提出すべきであるところを、立法府が事態の重要性と機動的な対策の必要性から、衆議院の与野党の議員が中心となって国会へ提出した経緯を認識すべきである。

よって、政府は、本法を施行するに当たっては、各省庁が連携して、地方公共団体の協力を得て、十分な予算措置を行うとともに、長期的な視点に立った責任ある対応を図るため、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、この法律に基づく放射性廃棄物の処理及び除染に当たっては、国の責任において万全な対策を講じるとともに、地方公共団体はそれぞれの実情に応じて国に協力するものであること。

二、国は、事業が円滑に進むよう、この法律に基づき地方公共団体が実施する民有地除染事業について、これに要する計画策定費用、調査費用も含め、費用の全額を国が一旦負担した上、国が関係原子力事業者に必要な求償を行うこと。また、国は、この法律に基づき地方公共団体が実施する公有地除染事業について、必要な財政上の支援措置を実施すること。

三、この法律に基づく放射性廃棄物の処理や除染の措置に関する基準については、地域の汚染状況を踏まえ、客観的に、速やかに設定すること。また、その設定に当たっては、放射線の影響を受けやすいとされる妊婦及び子供の特性に十分に配慮するとともに、乳幼児、児童、生徒、学生などの心身の健康・発達への影響を認識した上、汚染土壤の除去など園舎・校舎・校庭等の空間線量率の低減措置を進めること。

四、この法律に基づく除染の対象については、国民の安全・安心を確保するため、地方公共団体と

- の協議の上、土壤や建築物等のみならず、道路、河川、湖沼、海、港湾、農地及び山林等を含むものとすること。
- 五、放射性廃棄物やこの法律に基づく除染により発生した除去土壤等の処分を円滑に進めるため、国の責任において最終処分場等を確保すること。
- 六、国は、環境中に放出された放射性物質の総合的な対策を万全に行うために、この法律の権能に応じた環境省の組織・体制を整備するとともに、環境大臣は関係行政機関の長と緊密な連携協力を図ること。
- 七、国は、放射性物質による健康被害から国民を守るため、継続した健康調査の実施や疫学調査の研究を進めること。また、地方公共団体等は、その職員等の放射線量管理等に係る仕組みの検討を行うこと。
- 八、国は、海洋汚染対策や地下水汚染対策など、水、大気、土壤、生態系などへの長期にわたる放射性物質の環境汚染対策の方針を示すこと。
- 九、今回の事故により環境中に放出された放射性物質による汚染への対処と進捗については、国民への速やかな情報公開を旨とし、同時に国際社会に向けての説明責任をも果たすこと。
- 十、この法律に基づいて行われる放射性廃棄物処理や除染等の措置等を実施するために、必要な予算を計上すること。
- 十一、立入りの制限が行われる程度に著しい汚染が生じている地域において、除染の完了までの間の汚染地域住民の生活再建の仕組みを今後、検討すること。
- 十二、除染の対象となる地域については、国と地方公共団体等が協力して、自然エネルギー施策等、除染後の土地利用に関する計画を検討すること。
- 右決議する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第30号)

(衆議院 23.8.23可決 参議院 8.23環境委員会付託 8.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長等の問題に鑑み、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行日から10年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに対し、特別遺族給付金を支給するものとする。
- 二、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限を延長するものとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

予 算

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

(衆議院 23.3.1可決 参議院 3.2予算委員会付託 3.29本会議否決※)

※23.3.29、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。3.29、両院協議会成案を得ず。3.29、憲法 第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成22年6月に発足した菅内閣は、「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を一体的に進めるなどを基本方針に掲げ、同月、今後の経済・財政運営の方向を示す「新成長戦略」と「財政運営戦略」を閣議決定した。平成二十三年度予算は、政権交代後、初めて初期段階からの編成となるが、こうした2つの戦略を踏まえ、デフレ脱却と財政健全化をめざしつつ、マニフェストの実現をいかに進めていくかが注目された。

こうした中、21年春頃より持ち直しの動きを続けていた日本経済は、欧州財政危機や米国経済の伸び悩みに加え、22年夏以降、急速に進行した円高を受けて、先行き懸念が強まることとなった。政府は、9月に「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」を閣議決定し、そこでは①円高・デフレ状況への緊急的な対応（ステップ1）、②今後の動向を踏まえた機動的対応（ステップ2）、③平成23年度の対応（ステップ3）の3段構えで経済対策を実施することとされた。まず、ステップ1として経済危機対応・地域活性化予備費が活用されたのに続き、10月にはステップ2として「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」が策定され、それを受け平成二十二年度補正予算が国会に提出された（11月26日成立）。その後、年末に向けて予算編成が佳境に入り、景気への配慮と財政健全化、さらにマニフェスト実現への取組が注目される中、平成二十三年度総予算3案は、22年12月24日に閣議決定された。

平成二十三年度予算は、景気回復とデフレ脱却の道筋を確かなものにするとともに、子ども手当の上積み、高校実質無償化の継続等マニフェスト関連施策を着実に実施する一方、「財政運営戦略」に掲げられた中期財政フレームに沿って、新規国債の発行額は約44兆円（22年度当初予算水準）を上回らない、基礎的財政収支対象経費は約71兆円（22年度当初予算水準）を上回らないこと等を基本方針として編成された。

平成二十三年度予算の一般会計予算規模は92兆4,116億円、対前年度当初予算比0.1%増と5年連続の増加で当初予算としては過去最大となったが、予算規模はほぼ前年度と同水準となった。そのうち、国債費は21兆5,491億円、同4.4%増と3年連続の増加で、公債残高の累増を受け、債務償還額の増加が目立った。また、歳出総額から国債費を除いた基礎的財政収支対象経費は、同0.1%減の70兆8,625億円となり、5年ぶりにマイナスに転じた。

基礎的財政収支対象経費の内訳を見ると、地方交付税等は16兆7,845億円、同4.0%減となったが、交付税及び譲与税配付金特別会計の出口ベースでは、税収増に伴う22年度の未交付分（1兆126億円）が加算されたこと等により、4年連続の増加となった。社会保障関係費は28兆7,079億円、同5.3%増となり、歳出総額に占める割合は31.1%と初めて3割を、基礎的財政収支対象経費に占める割合も40.5%と、初めて4割を上回った。高齢化の進展に伴う年金・医療等の自然増を計上し、子ども手当の上積みを行うとともに、医師不足対策や求職者支援制度の恒久化など雇用対策を拡充するほか、基礎年金については、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄運機構）の利益剰余金の国庫納付や特別会計の剩余金等繰入といった特例措置で、国庫負担割合の1/2を維持することとした。

文教及び科学振興費は5兆5,100億円、同1.4%減となった。前年度に引き続き高校実質無償化の財源が計上されたほか、小学校1年生の35入学級実現のための経費が盛り込まれた。公立学校施設整備の経費は、22年度予備費や補正予算で増額される一方、23年度当初予算では減額された。公共事業関係費は4兆9,743億円、同13.8%減となり、5兆円を下回ったが、地方指向補助金の一括交

付金化の影響を除いたベースでは5兆4,799億円、同5.1%減となった。そのほか、防衛関係費が4兆7,752億円、同0.3%減、経済協力費が5,298億円、同9.0%減、中小企業対策費が1,969億円、同3.0%増などとなった。

各経費の動向を見ると、高齢化による自然増やマニフェスト関連経費で社会保障関係費が大幅に増加する一方、その増分を吸収する形で、公共事業関係費や経済協力費などの予算が大きく減額される形が一段と顕著になっている。

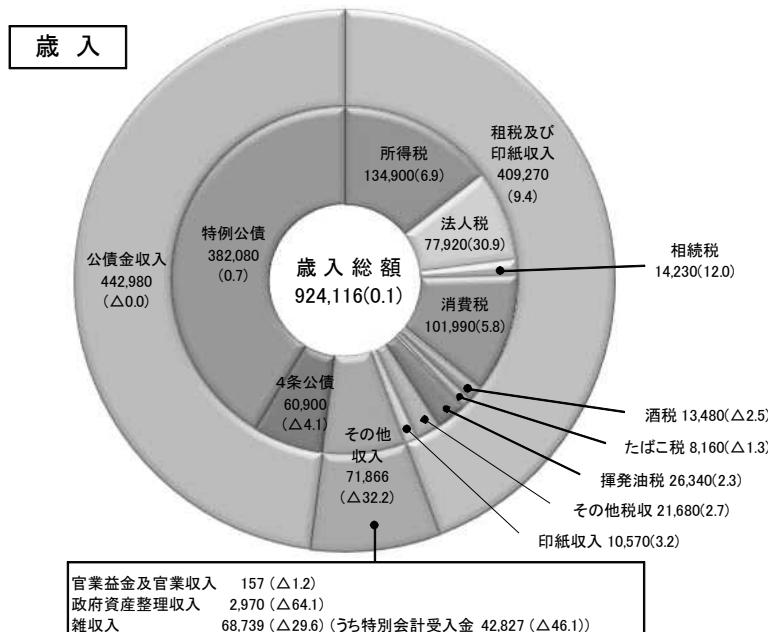
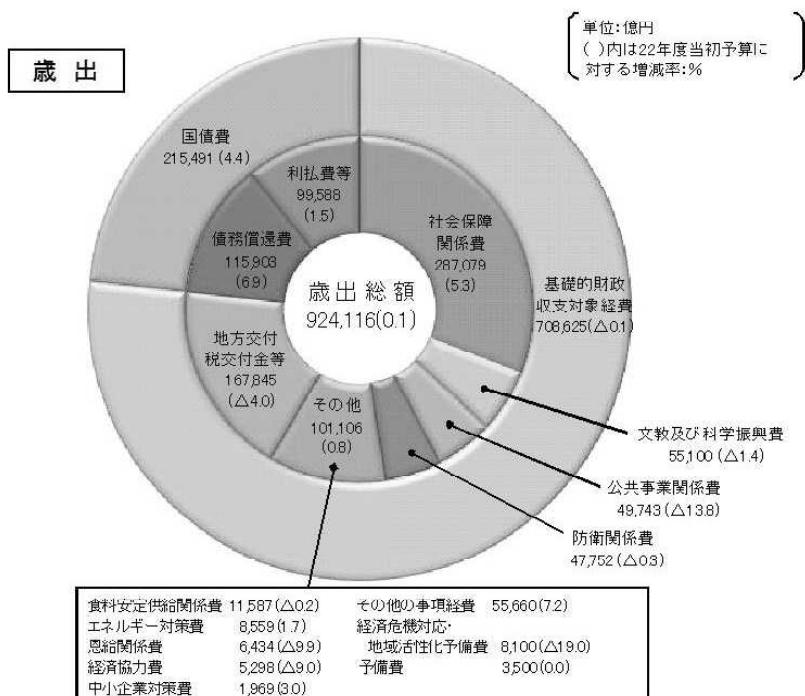
歳入では、一般会計税収は40兆9,270億円、同9.4%増となった。リーマンショック後の景気後退により、税収は40兆円以下に落ち込んだものの、その後の景気の持ち直しを背景に、40兆円台を回復する見込みとなっている。ただし、税収がピークであった平成2年度（決算ベース60.1兆円）と比べれば3分の2程度で、依然、税収の水準は低い状況が続いている。その他収入は7兆1,866億円、同32.2%減と、過去最高額となった前年度（10兆6,002億円）よりは減少したものの、特別会計や独立行政法人の剩余金等を活用する状況が続いている。また、公債金は44兆2,980億円で、前年度当初（44兆3,030億円）とほぼ同額となった。44兆円以下という「中期財政フレーム」の枠組は維持されたものの、公債依存度は47.9%に上り、当初予算としては、22年度に続き2年連続して国債発行額が税収を上回る異例の事態となっている。

基礎的財政収支（一般会計）は22.7兆円の赤字で、前年度の23.7兆円から1兆円程度赤字幅が縮小するものの、依然、20兆円を超える赤字が続いている。また、国と地方の長期財務残高は892兆円、対GDP比184.4%が見込まれている。

同予算が参議院で審議中の3月11日に発生した東日本大震災は、巨大地震、津波、加えて原発事故という未曾有の大災害となった。死者・行方不明者は約2万名に上り、避難者は一時40万人を超え、電気、ガス、水道をはじめライフラインにも大きな被害が発生した。内閣府の試算（23年3月23日）では、社会資本・住宅・民間企業設備の被害は約16～25兆円（その後、内閣府による各県・関係府省からのストックの被害のとりまとめでは約16.9兆円（23年6月24日））に達した。さらに、企業設備の毀損による生産の減少、サプライチェーンを通じた影響、原発事故による電力供給の制約による影響などが想定されている。

被災地の復旧・復興をはじめ、様々な形での被災者支援、そして補償を含めた原発事故への対応など、既に10兆円を超える規模の財政出動が必至と言われており、補正予算の編成も累次にわたることとなる。こうした財源の捻出については、マニフェストの実施を含む歳出の見直しはもとより、国債の発行、そしていずれ税負担の増加も避けられないと見られている。我が国では、高齢化が急速に進んでおり、一刻も早い税と社会保障の一体改革が不可避と言わされてきた。こうした中、今後、政府は、東日本大震災からの復旧・復興を進めつつ、どのように経済・財政運営のかじ取りを行っていくのかが大きな課題となっている。

平成23年度一般会計予算の内訳



資料)財務省「予算の説明」等より作成

平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 23.4.30可決 参議院 4.30予算委員会付託 5.2本会議可決)

【概要】

平成23年4月22日、平成二十三年度第1次補正予算が閣議決定された。同補正予算は、3月11日に発生した東日本大震災に関し、当面緊急に必要となる経費の追加等を行うために編成された。

歳出面では、東日本大震災関係経費として、応急仮設住宅の建設など災害救助等関係経費4,829億円、災害廃棄物処理事業費3,519億円、災害対応公共事業関係費1兆2,019億円、施設費災害復旧費等4,160億円、災害関連融資関係経費6,407億円、地方交付税交付金1,200億円、自衛隊等の活動費などその他の東日本大震災関係経費8,018億円等が計上される一方、既定経費の減額として、子ども手当の減額2,083億円、高速道路の原則無料化社会実験の一時凍結に伴う道路交通円滑化推進費の減額1,000億円、基礎年金国庫負担の年金特別会計へ繰入の減額等2兆4,897億円等が行われている。

歳入面では、その他収入3,051億円を見込むほか、公債金について、建設国債を1兆2,200億円増発する一方、特例国債を1兆2,200億円減額することとしている。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加3,051億円を加えた補正後の規模は、92兆7,167億円となった。

平成二十三年度第1次補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出	歳入
1. 東日本大震災関係経費	40,153
(1) 災害救助等関係経費	4,829
①災害救助費	3,626
②災害援護貸付金	350
③生活福祉資金貸付事業費	257
④災害弔慰金等	485
⑤被災者緊急支援経費	112
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,519
(3) 災害対応公共事業関係費	12,019
①災害復旧等事業費	10,438
②一般公共事業関係費	1,581
(4) 施設費災害復旧費等	4,160
(5) 災害関連融資関係経費	6,407
(6) 地方交付税交付金	1,200
(7) その他の東日本大震災関係経費	8,018
2. その他の経費	4
3. 既定経費の減額	△ 37,107
(1) 子ども手当の減額	△ 2,083
(2) 高速道路の原則無料化社会実験の一時凍結に伴う道路交通円滑化推進費の減額	△ 1,000
(3) 基礎年金国庫負担の年金特別会計へ繰入の減額等	△ 24,897
(4) 周辺地域整備資金の活用に伴うエネルギー対策特別会計へ繰入の減額	△ 500
(5) 政府開発援助等の減額	△ 501
(6) 議員歳費の減額	△ 22
(7) 経済危機対応・地域活性化予備費の減額	△ 8,100
(8) その他	△ 4
歳出計	3,051
	歳入計
	3,051

平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)

(衆議院 23.7.20可決 参議院 7.20予算委員会付託 7.25本会議可決)

【概要】

平成23年7月5日、平成二十三年度第2次補正予算が閣議決定された。同補正予算は、3月11日に発生した東日本大震災の復旧状況等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すために編成された。

歳出面では、原子力損害賠償法等関係経費として、原子力損害賠償法関係経費2,474億円、原子力損害賠償支援機構法関係経費280億円、被災者支援関係経費として、二重債務問題対策関係経費774億円、被災者生活再建支援金補助金3,000億円、東日本大震災復興対策本部運営経費5億円、東日

本大震災復旧・復興予備費8,000億円、地方交付税交付金5,455億円が計上されている。

歳入面では、前年度剩余金1兆9,988億円を受け入れることとしている。

なお、予算総則において、「原子力損害賠償支援機構法」の規定に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を定めるとともに、政府保証限度額2兆円を定めることとしている。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加1兆9,988億円を加えた補正後の規模は、94兆7,155億円となった。

平成二十三年度第2次補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出	歳入
1. 原子力損害賠償法等関係経費 (1) 原子力損害賠償法関係経費 (2) 原子力損害賠償支援機構法 関係経費	2,754 2,474 280
2. 被災者支援関係経費 (1) 二重債務問題対策関係経費 (2) 被災者生活再建支援金補助金	3,774 774 3,000
3. 東日本大震災復興対策本部運営経費	5
4. 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000
5. 地方交付税交付金	5,455
歳出計	19,988
	歳入計
	19,988

(注) このほか、予算総則において、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証限度額2兆円を設定。

条 約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 23.3.31承認 参議院 3.31外交防衛委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

この協定は、日米安保条約の目的達成のため、日本国に維持されているアメリカ合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものであって、前文、本文7箇条及び末文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

一、日本国は、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給、地域手当等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する（書簡において、日本側が負担する上限労働者数を、現在の2万3,055人から2万2,625人に段階的に削減することを明らかにしている）。

二、日本国は、合衆国軍隊等が日本国で公用のため調達する、公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する（書簡において、日本国が負担する経費は各会計年度において249億190万8,000円を各年度の負担の上限としつつ、新たに日米間の負担割合を定め、日本側の負担割合を現在の約76%から72%に段階的に削減することを明らかにしている）。

三、日本国政府の要請に基づき、合衆国が合衆国軍隊の行う訓練を他の施設及び区域又は合衆国の施政の下にある訓練の場所を使用するよう変更する場合には、日本国はその変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。負担は、当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を行う場合に限る。

四、合衆国は、前記一、二及び三の経費の節約に一層努める。

五、日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的な額を決定し、合衆国に対し速やかに通報する。

六、両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。

七、この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2016年3月31日まで効力を有する。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とロシアとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国と韓国との間の協力のための法的枠組みを提供す

るものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第4号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とベトナムとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第5号)

(衆議院 23.5.12承認 参議院 5.16外交防衛委員会付託 5.20本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とブラジルとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2010年(平成22年)1月に両政府間で協定の締結交渉を開始した結果、同年7月29日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、また、ブラジルについては、一般社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付並びに軍人及び文民公務員の社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付について適用する。

二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。

ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。

三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。

四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第6号)

(衆議院 23.5.12承認 参議院 5.16外交防衛委員会付託 5.20本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とスイスとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度及び医療保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2009年(平成21年)7月に両政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2010年(平成22年)10月22日にベルンにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文30箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用し、また、スイスについては、老齢保険及び遺族保険に関する連邦法、障害保険に関する連邦法及び疾病保険に関する連邦法について適用する。
- 二、年金制度及び医療保険制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 23.5.24承認 参議院 5.31外交防衛委員会付託 6.15本会議承認)

【要旨】

この協定は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国と香港との間で課税権を調整するものであり、2010年（平成22年）11月9日に香港で署名されたものである。

この協定は、前文、本文30箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、一方又は双方の締約者の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、不動産所得については、不動産所在地において課税することができる。

三、一方の締約者の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約者内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ他方の締約者において課税される。

四、国際運輸業所得については、企業の居住地においてのみ課税される。

五、配当に対する源泉地における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

六、利子に対する源泉地における税率は、10パーセントを超えないものとする。一定の主体（政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行等）が受け取る利子については、源泉地において免税とする。

七、使用料に対する源泉地における税率は、5パーセントを超えないものとする。

八、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地において課税することができる。

九、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地において課税される。

十、匿名組合契約から得られる所得等に対して、締約者の法令に従って源泉地課税ができる。

十一、両締約者においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去する。

十二、両締約者が課する全ての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。

十三、各締約者は、他方の締約者に対し、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続が完

了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求める件(閣第8号)

(衆議院 23.5.24承認 参議院 5.31外交防衛委員会付託 6.15本会議承認)

【要旨】

この条約は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とサウジアラビアとの間で課税権を調整するものであり、2010年（平成22年）11月15日に東京で署名されたものである。

この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。

三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ他方の締約国において課税される。

四、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

五、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

六、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。一定の主体（政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。

七、使用料に対する源泉地国における税率は、産業上等の設備の使用又は使用的権利に対して支払われる場合には5パーセント、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

八、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。

九、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税される。

十、匿名組合契約に基づく所得等に対して、源泉地国の国内法令による課税を妨げない。

十一、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去する。

十二、両締約国が課する全ての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。

十三、各締約国は、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を相互に行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求める件(閣第9号)

(衆議院 23.5.24承認 参議院 5.31外交防衛委員会付託 6.15本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とケイマン諸島との間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とケイマン諸島との間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、2011年（平成23年）2月7日にロンドンで署名されたものである。この協定は、前文、本文19箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は全ての種類の現行の租税に関する両締約者の法令の運用及び執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。

二、情報の提供を要請された締約者（以下「被要請者」という。）の権限のある当局は、要請に応

じて情報を提供する。

三、被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約者（以下「要請者」という。）に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。

四、各締約者は、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

五、要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、所定の情報を提供しなければならない。

六、被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができる。

七、この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、租税の賦課、徴収等に関与する者又は当局であって、当該一方の締約者内にあるものに対してのみ開示することができる。

八、一方の締約者の居住者が受益者である退職年金については、当該一方の締約者においてのみ課税することができる。

九、両締約者は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により相互に通知する。この協定は、双方の通知が受領された日のうちいちばん遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第10号)

(衆議院 23.5.24承認 参議院 5.31外交防衛委員会付託 6.15本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とバハマとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とバハマとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、2011年（平成23年）1月27日にナッソーで署名されたものである。この協定は、前文、本文19箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、両締約国の権限のある当局は、この協定の実施又は全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。

二、情報の提供を要請された締約国（以下「被要請国」という。）の権限のある当局は、要請に応じて情報を提供する。

三、被要請国は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約国（以下「要請国」という。）に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。

四、各締約国は、自国の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

五、要請国の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、所定の情報を提供しなければならない。

六、被要請国の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができる。

七、この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、租税の賦課、徴収等に関与する者又は当局であって、当該一方の締約国内にあるものに対してのみ開示することができる。

八、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金については、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。

九、この協定は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件 (閣條第11号)

(衆議院 23.8.2承認 参議院 8.3外交防衛委員会付託 8.10本会議承認)

【要旨】

1976年（昭和51年）に東南アジア諸国連合（以下「A S E A N」という。）加盟国が締結した東南アジアにおける友好協力条約（以下「T A C」という。）は、いわゆる「設立条約」を有しないA S E A N加盟国にとって相互の友好関係に法的基礎を与える基本文書の一つと認識されてきた。

A S E A Nが東アジアにおける地域協力の中心的存在として、東南アジア以外へのアウトリーチ活動を活発化させるに伴い、T A Cへの域外の加入手続が整備されたが（我が国は2004年（平成16年）に加入）、T A Cへの加入を希望する欧州連合の加入を可能とするためには、T A Cの更なる改正が必要とされた。

この議定書は、2010年（平成22年）7月にハノイで開催されたA S E A N関連外相会議において作成されたものであり、T A Cの締約国に専ら主権国家によって構成される地域機関を加えるための改正について定めるものである。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国)の修正及び訂正に関する二千九百九十六年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣條第12号)

(衆議院 23.8.2承認 参議院 8.3外交防衛委員会付託 8.10本会議承認)

【要旨】

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている1994年の関税及び貿易に関する一般協定に附属する我が国の譲許表（以下「我が国の譲許表」という。）の現行の品目分類は、1996年（平成8年）に改正された「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」（以下「統一システム条約」という。）の品目表に沿って行われている。

統一システム条約の品目表は、技術革新による新製品の登場、国際貿易の態様の変化、品目分類の明確化、取引量の把握の必要性等を理由として累次にわたって改正されており、2002年（平成14年）1月1日に効力を生じた統一システム条約の改正（以下「H S 2002」という。）では、約380箇所が改正された。統一システム条約の締約国である我が国は、我が国の関税率における品目表及び統計品目表を同改正に適合させるため、関税率法及び関税暫定措置法の別表の品目分類を改正した。これに伴い、我が国の譲許表の品目分類をH S 2002に適合させることが求められている。

このため、我が国の譲許表の修正及び訂正案が、世界貿易機関（W T O）事務局から2008年（平成20年）8月に全てのW T O加盟国に通報され、同年11月29日に全ての加盟国によって承認されたことを受け、2009年（平成21年）6月15日にこの確認書が作成された。

この確認書は、前文、本文及び末文並びにこの確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、我が国の譲許表の修正及び訂正は、1991年（平成3年）10月8日に1947年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した統一システムの変更の実施のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。

二、この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国が国内手続完了後にW T O事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。

三、我が国の譲許表の品目分類をH S 2002に適合させるため、我が国の譲許表及びその附属書をそれぞれ修正及び訂正する。

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣條第13号)

(衆議院 23. 8. 2承認 参議院 8. 3外交防衛委員会付託 8. 10本会議承認)

【要旨】

2008年（平成20年）に発生した世界的な金融・経済危機、新興国及び途上国の台頭等の世界経済情勢の変動の中、国際通貨基金（以下「基金」という。）理事会、一連の金融・世界経済に関する20箇国・地域（以下「G20」という。）会合等において、基金がより有効に機能するための改革について検討が行われてきた。

この結果、2010年（平成22年）10月23日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、G20各国は、出資合計額を倍増すること及び世界経済における加盟国との相対的地位の変化を出資割合に一層適切に反映させることを内容とするクオータ改革並びに理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正を含むガバナンス改革について合意に至った。これを受け、同年12月15日、基金において、クオータ改革及びガバナンス改革を柱とする総務会決議が採択され、ガバナンス改革の一環として協定の改正が承認された。主な内容は次のとおりである。

- 一、理事会を構成する20人の理事全員を選挙によって選出することに改めるとともに、現在、出資額の上位5箇国（我が国を含む。）に認められている無投票による理事の任命を廃止する。
- 二、理事の選挙について、総務会が定める規則により統一して規定する。
- 三、この改正は、総投票権数の85パーセントを有する5分の3の加盟国が受諾し、その事実を基金が全ての加盟国に宛てた公式の通報によって確認した日に、全ての加盟国について効力を生ずる。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣條第14号）（先議）

（参議院 23. 3. 30外交防衛委員会付託 3. 31本会議承認 衆議院 継続審査）

【要旨】

ヨルダンは原子力の平和的利用を積極的に推進し、新規に原子力発電所の建設を進めているが、今後、同国と我が国との間で原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されることから、両国政府は原子力協定の締結交渉を開始することで一致し、2010年（平成22年）6月より交渉を行った結果、同年9月10日にアンマンにおいてこの協定の署名が行われた。この協定は、原子力の平和的利用に関する両国間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、前文、本文15箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、専門家及び研修生の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。
- 二、この協定の下での協力は、原子力の平和的非爆発目的利用のためにのみ行い、協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。
- 三、前記二の義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。
- 四、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するよう行動する。
- 五、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。
- 六、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

七、この協定の適用を受ける核物質は、ヨルダンの管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

八、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したこと
を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する 議定書の締結について承認を求めるの件(閣條第15号)(先議)

(参議院 23.3.30外交防衛委員会付託 3.31本会議承認 衆議院 4.15承認)

【要旨】

この議定書は、1971年（昭和46年）に締結された我が国とスイスとの間の現行の租税条約を改正するため、2010年（平成22年）5月21日にベルンにおいて署名されたものである。この議定書は、前文、本文21箇条、末文等から成り、主な内容は次のとおりである。

一、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5
パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。持株割合50パーセント
以上の親子会社間の配当及び年金基金又は年金計画の受ける配当については、源泉地国におい
て免税とする。

二、一定の主体（政府、地方公共団体、中央銀行、一定の金融機関等）が受け取る利子については、
源泉地国において免税とする。

三、使用料については、源泉地国において免税とする。

四、匿名組合契約から得られる所得及び収益は、源泉地国において課税することができる。

五、条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定
する。

六、両締約国が課するすべての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。

七、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。こ
の議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国と の間の条約の締結について承認を求めるの件(閣條第16号)(先議)

(参議院 23.3.30外交防衛委員会付託 3.31本会議承認 衆議院 4.15承認)

【要旨】

この条約は、1970年（昭和45年）に締結された我が国とオランダとの間の現行の租税条約に代わ
る新たな条約として、2010年（平成22年）8月25日に東京において署名されたものである。この条
約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次
のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。

三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する
場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ他方の締約国において課税され
る。

四、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

五、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5
パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。持株割合50パーセント
以上の親子会社間の配当及び年金基金の受ける配当については、源泉地国において免税とする。

六、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。一定の主体（政
府、地方公共団体、中央銀行、一定の金融機関等）が受け取る利子については、源泉地国にお
いて免税とする。

- 七、使用料については、源泉地国において免税とする。
- 八、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 九、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税される。
- 十、条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。
- 十一、我が国及びオランダにおいては、いずれも外国税額控除方式等により二重課税を除去する。
- 十二、両締約国が課するすべての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。
- 十三、匿名組合契約から得られる所得及び収益は、我が国の法令に従って源泉地国課税ができる。
- 十四、この条約は、両締約国とのぞぞの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第17号)(先議)

(参議院 23.3.30外交防衛委員会付託 3.31本会議承認 衆議院 4.15承認)

【要旨】

この協定は、日本国とオーストラリアの間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであって、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の輸送又は連絡調整その他の日常的な活動のために必要な物品又は役務の日本国とオーストラリアの間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、いずれか一方の当事国政府が、一に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方に対して要請する場合には、当該他方は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送、燃料、衛生業務、部品・構成品、修理・整備等に係るものとする（武器又は弾薬は含まれない）。
- 三、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国連憲章と両立するものでなければならない。また、物品又は役務を受領した当事国政府は、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。
- 四、この協定に基づく物品の提供に係る決済は、当該物品の返還により行う。消耗品又は提供当事国政府が満足できる返還ができない場合には同種、同等及び同量の物品の返還による。さらに、それができない場合には通貨により償還する。役務の提供に係る決済は、通貨による償還又は同種、かつ、同等の価値を有する役務の提供により行う。
- 五、この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。
- 六、この協定は、両当事国政府が自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を書面で通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件(閣條第18号)

(衆議院 23.5.12承認 参議院 5.16外交防衛委員会付託 5.20本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とインドとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2011年（平成23年）2月16日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文147箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取扱が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

ドリアン、アスパラガス、えび等について、関税を即時撤廃。とうがらし（生鮮・冷蔵）、スイートコーン（生鮮・冷蔵）、冷凍たこ等について、協定発効後7年間で関税を撤廃。カレー、紅茶（3キログラム超・飲用）、えび調製品、くらげ等について、協定発効後10年間で関税を撤廃

ロ 鉱工業品

ほぼ全ての品目について関税を即時撤廃

2 インドによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

盆栽について、協定発効後5年間で関税を撤廃。ながいも、桃、いちご、柿等について、協定発効後10年間で関税を撤廃

ロ 鉱工業品

マフラー（消音装置）、DVDプレーヤー、ビデオカメラ、ブルドーザー等について、協定発効後10年間で関税を撤廃。熱延鋼板、冷延鋼板、合金鋼等について、協定発効後5年間で関税を撤廃。ディーゼルエンジンについて、協定発効後6年間で5パーセントまで段階的に関税を引き下げ。ギヤボックスについて、協定発効後8年間で6.25パーセントまで段階的に関税を引き下げ

二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとされる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。後発医薬品に関し、一方の締約国の者が承認の申請を行う場合には、他方の締約国の関係当局は、当該申請を審査し、当該申請が当該他方の締約国の法令に基づく全ての要件を満たしている場合には、当該他方の締約国の者による同種の申請に与える待遇よりも不利でない待遇が与えられる。

四、一方の締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える。

五、一方の締約国は、他方の締約国の商用訪問者、企業内転勤者等に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。両締約国は、この協定の効力発生の後、遅くとも2年以内に結論に達することを目的として、インドの看護師及び介護福祉士の日本国による受入れについて交渉を開始する。

六、一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与え、また、投資財産の経営等に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最惠国待遇を与える。

七、両締約国は、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を確保する。また、各締約国は、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

八、各締約国は、自国の法令に従い、政府調達に関する措置の透明性を確保する。

九、各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適當と認める措置をとる。

十、一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内で事業活動を遂行する他方の締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

十一、両締約国は、環境、貿易及び投資の促進、情報通信技術、エネルギー、観光、繊維、中小企業等の分野において相互の利益に資する協力を促進する。

十二、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第176回国会閣条5号)

(衆議院 23.4.28承認 参議院 5.18外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国と大韓民国との間及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島に由来する図書を大韓民国政府に対して引き渡すため交渉が行われた結果、2010年（平成22年）11月14日に横浜において署名が行われたものである。

この協定は、前文、本文3箇条、末文及び附属書から成り、その内容は次のとおりである。

一、日本国政府は、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書（後記四）を、この協定の効力発生後6箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡す。

二、両国政府は、前記一の措置により両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努める。

三、この協定は、各政府がそれぞれ必要な国内手続が完了したことを相手国政府に対して通告し、

遅い方の通告が受領された日に効力を生ずる。

四、附属書に掲げる図書は、朝鮮王朝儀軌（81部167冊）及びその他の図書（69部1,038冊）の合計150部1,205冊から成る。

承認を求めるの件

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 23.5.31承認 参議院 5.31農林水産委員会付託 6.8本会議承認)

【要旨】

本承認案件は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置することについて、国会の承認を求めるものである。

なお、農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生じた場合において、特に必要があるときは、地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができるとする内閣修正が行われた。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 23.3.25承認 参議院 3.30総務委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成23年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は6,926億円、事業支出は6,886億円で、事業収支差金は40億円となる。この事業収支差金は、全額を債務償還に充当する。

二、事業計画

平成23年度は、3か年経営計画の最終年度として、テレビジョン放送の完全デジタル化に向けた万全な対策の実施、放送の自主自律の堅持、公平・公正で信頼できる情報や多様で質の高い番組の提供、幅広い視聴者の期待にこたえる番組や地域放送の充実、2波に再編する衛星波と地上波を合わせたテレビジョン放送4波の個性を發揮したサービスの実施、様々なメディアを通じての豊かで多様な情報の提供、国際放送による日本とアジアの情報発信の強化、受信料の公平負担に向けた取組強化と制度への理解促進、効率的な契約収納活動の推進、視聴者からの信頼を高めるための組織改革、構造改革の推進による効率的な業務運営等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,236億円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額7,264億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、受信料収入の増加と事業支出の伸びの抑制により3年ぶりの黒字予算を編成しており、また、テレビ放送の完全デジタル化への取組を徹底するものとなっているなど、妥当なものと認められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】(23.3.31総務委員会議決)

今般の日本放送協会の新会長選出過程における情報の錯綜及び混乱を招く事態となった経営委員会の体制の不備は、公共放送の経営に関する最高意思決定機関としてあってはならないことであり、国民の信頼を著しく損ねた。また、職員の不祥事も後を絶たず、由々しき事態となっている。

協会及び政府は、かかる深刻な事態を厳粛に受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送としての使命を全うできるよう、次の事項についてその実現を期すべきである。

一、経営委員会は、協会の業務執行の監督及び経営に関する最高意思決定機関として、その重い職責を担うものであることを十分に認識し、協会と共に構成する執行部との意思疎通を十分に図りながら、早急に新体制を構築し、国民・視聴者から信頼される公共放送の発展のための努力を行うこと。

また、政府は、委員については、全国、各分野から幅広く、公正な判断をすることができる十分な経験と見識を有する者が選任されるよう配意するとともに、今後の委員の人選の在り方について十分な検討を行うこと。

二、協会は、内部統制機能の強化によるコンプライアンスの徹底に努めるとともに、職員の一人一人が、視聴者の目線に立ち、公共放送に携わる者としての高い倫理意識を確立し、組織一体となって改革に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。

三、協会は、災害時等において、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制の更なる充実・強化に努めること。

また、今回の東北地方太平洋沖地震においては、放送される情報が被災者に適切に提供されるよう最善を尽くすとともに、その後の被災者の状況を含め被災地の復興過程が国民・視聴者に伝わるよう配意すること。

さらに、被災者への受信料免除、風評被害を防止するための正確な情報の伝達、節電の啓発等を行うこと。

四、政府は、放送が災害時等における貴重な情報源であることを踏まえ、共聴施設の改修や経済的弱者等の世帯における受信設備のデジタル化の支援等にあらゆる対策を講じ、地上放送の完全デジタル化の円滑な実現に万全を期すこと。特に災害被災地域については、その状況を把握して適切な対応を行うこと。

五、協会は、国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公平負担の観点からも、契約の締結と受信料の収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。

六、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、放送の自律性、不偏不党性を確保して、真実に基づく報道、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

七、デジタル放送への移行等、放送をめぐる環境が大きく変化する中において、引き続き協会が新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送の在り方についても検討すること。

八、高齢者、障害者に関わるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等の更なる拡充を図ること。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 23.6.9承認 参議院 6.15国土交通委員会付託 6.17本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成23年4月5日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍の全ての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成24年4月13日までの間。ただし、万景峰九二号については、平成18年10月13日から平成24年4月13日までの間。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)

(衆議院 23. 7. 15承認 参議院 7. 21経済産業委員会付託 7. 25本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成23年4月5日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成23年4月14日から平成24年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第5号)

(衆議院 23. 6. 9撤回)

【要旨】

本件は、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる被災地域の復興のための施策の実施の推進及びそれに関する総合調整に関する事務等を行う体制を整備するため、現地対策本部を設置しようとするものである。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第6号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本件は、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置しようとするものである。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第7号)

(衆議院 23. 6. 10承認 参議院 6. 13東日本大震災復興特別委員会付託 6. 20本会議承認)

【要旨】

本件は、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務等を行う体制を整備するため、東日本大震災復興基本法第17条の規定により、盛岡市、仙台市及び福島市に現地対策本部を設置することについて、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

(参議院 第176回国会22.12.2決算委員会付託 23.2.16本会議承諾 衆議院 3.29承諾)

【要旨】

平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった7,181億円について、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定によりその不足を補てんするため決算調整資金から同額を一般会計歳入に組み入れた。なお、組入れの際、決算調整資金に属する現金がなかったので、決算調整資金に関する法律附則第2条第1項の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金の組入れを行った。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(参議院 第176回国会22.12.2決算委員会付託 23.2.16本会議承諾 衆議院 3.29承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から21年3月17日までの間に使用を決定した金額は297億円で、その内訳は、①賠償金の不足を補うために必要な経費71億円、②年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費65億円、③国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する補給支援活動に必要な経費56億円などである。

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(参議院 第176回国会22.12.2決算委員会付託 23.2.16本会議承諾 衆議院 3.29承諾)

【要旨】

平成20年6月27日から20年11月21日までの間に決定した経費増額総額は427億円で、その内訳は、①社会资本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額114億円、②社会资本整備事業特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額105億円などである。

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から21年12月22日までの間に使用を決定した金額は626億円で、その内訳は、①新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費280億円、②新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費213億円、③母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費57億円などである。

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額9,924億円のうち、平成21年12月15日から22年1月20日に使用を決定した金額は50億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費50億円、②農業共済再保険特別会計農業勘定における農業共済組合連合会等交付金の不足を補うために必要な経費0.3億円である。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成21年6月30日から21年11月27日までの間に決定した経費増額総額は390億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額138億円、②社会资本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額130億円などである。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成22年2月23日から22年3月26日までの間に決定した経費増額総額は125億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額118億円、②国立高度専門医療センター特別会計における患者医療費に必要な経費の増額6億円である。

平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,996億円のうち、平成22年6月18日から22年9月24日までの間に使用を決定した金額は9,996億円で、その内訳は、①優良住宅取得支援事業に必要な経費2,235億円、②低炭素型雇用創出産業立地推進事業に必要な経費1,100億円、③重点分野雇用創造事業に必要な経費1,000億円などである。

平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成22年5月11日から22年11月8日までの間に使用を決定した金額は961億円で、その内訳は、①水俣病被害者の救済に必要な経費404億円、②口蹄疫まん延防止対策に必要な経費226億円、③家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費96億円などである。

平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成22年7月6日から22年12月7日までの間に決定した経費増額総額は912億円で、その内訳は、①社会资本整備事業特別会計道路整備勘定における防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額612億円、②社会资本整備事業特別会計治水勘定における防災・震災対策に係る河川事業及び砂防事業に必要な経費の増額135億円などである。

平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成23年3月14日から23年3月30日までの間に使用を決定した金額は687億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費301億円、②災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費300億円、③東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に必要な経費53億円などである。

平成二十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆8,497億円のうち、平成23年2月4日から23年3月18日に使用を決定した金額は29億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費28億円、②農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費1億円である。

平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成23年2月22日から23年3月29日までの間に決定した経費増額総額は1,520億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1,520億円である。

決算その他

平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書

(参議院 第175回国会22.7.30決算委員会付託 23.2.16本会議是認 衆議院 8.11議決)

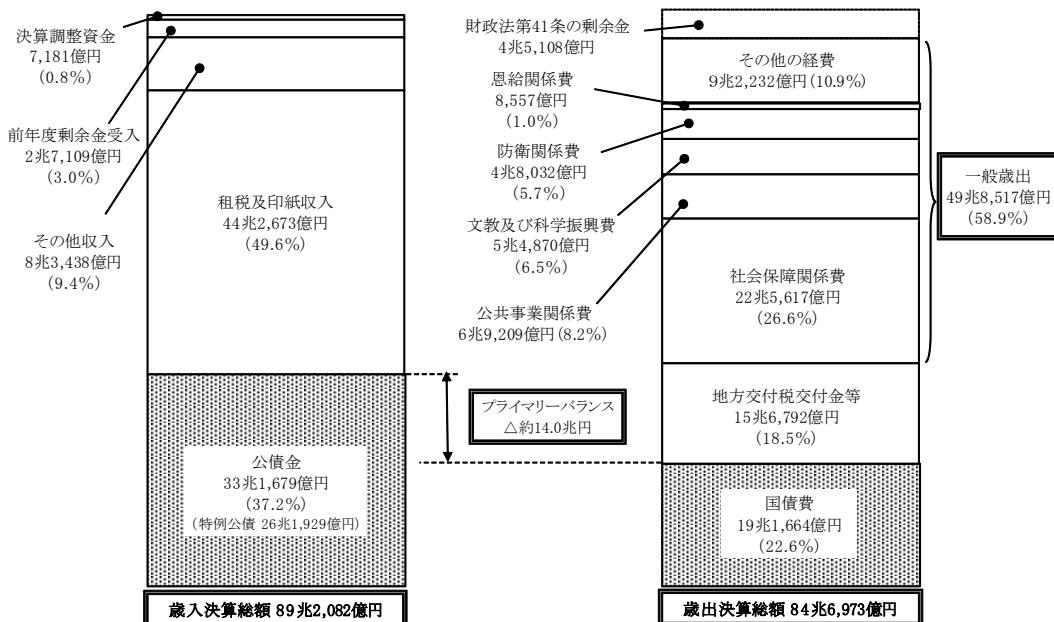
平成二十年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は89兆2,082億円、歳出決算額は84兆6,973億円であり、差引き4兆5,108億円であるが、この額から21年度への繰越歳出予算財源4兆5,108億円を控除すると皆無となり、その結果、20年度の新規発生剩余金は生じないこととなった。また、歳入決算総額には、決算調整資金からの組入額7,181億円が含まれており、20年度一般会計歳入歳出決算上、同額の不足額が生じており、13年度決算以来、7年度ぶりのいわゆる歳入欠陥となっている。

平成二十年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は387兆7,395億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は359兆1,982億円である。

平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆1,857億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は45兆534億円であるため、差引き6,573億円の残余を生じた。

平成二十年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆8,248億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆7,847億円である。

〈平成二十年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成20年度 決算の説明」より作成

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

(参議院 第175回国会22.7.30決算委員会付託 23.2.16本会議是認 衆議院 8.11是認)

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書における20年度中の国有財産の差引純減少額は2兆7,986億円、20年度末現在額は102兆3,690億円である。

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

(参議院 第175回国会22.7.30決算委員会付託 23.2.16本会議是認 衆議院 8.11是認)

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書における20年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は27億円、20年度末現在額は1兆886億円である。

平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 23.2.16決算委員会付託 継続審査)

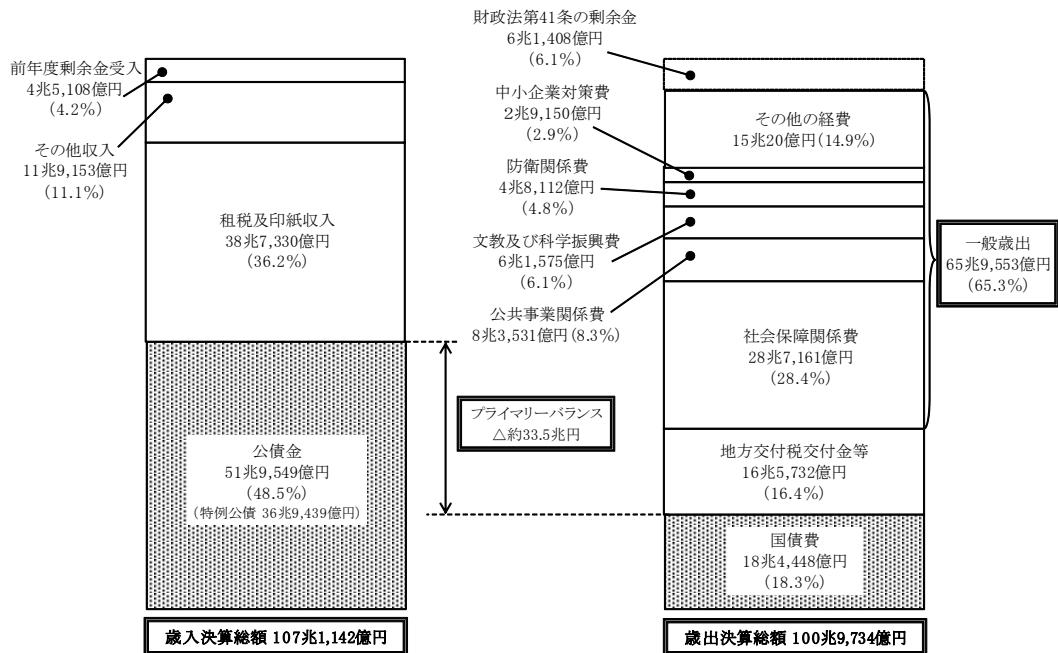
平成二十一年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は107兆1,142億円、歳出決算額は100兆9,734億円であり、差引き6兆1,408億円の剩余を生じた。この剩余金は財政法第41条の規定により、平成二十二年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は1兆6,246億円である。

平成二十一年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は377兆8,931億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は348兆600億円である。

平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は50兆4,845億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は49兆7,737億円であるため、差引き7,108億円の残余を生じた。

平成二十一年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,771億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆5,300億円である。

〈平成二十一年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成21年度 決算の説明」より作成

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 23.2.16決算委員会付託 継続審査)

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書における21年度中の国有財産の差引純増加額は5兆58億円、21年度末現在額は107兆3,748億円である。

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 23.2.16決算委員会付託 継続審査)

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書における21年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は52億円、21年度末現在額は1兆834億円である。

NHK 決算

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(参議院 23.5.25総務委員会付託 5.27本会議是認 衆議院 7.15異議がない)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成20年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成20年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,235億円、負債合計は2,729億円、純資産合計は5,505億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,616億円、経常事業支出は6,288億円となっており、経常事業収支差金は327億円となっている。

日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(参議院 23.5.25総務委員会付託 5.27本会議是認 衆議院 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成21年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成21年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,533億円、負債合計は2,904億円、純資産合計は5,629億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,655億円、経常事業支出は6,462億円となっており、経常事業収支差金は193億円となっている。